

旧本田家住宅等復原工事請負変更契約について

1 原契約条項

- (1) 工事件名 旧本田家住宅等復原工事
- (2) 工事場所 国立市谷保 5 1 2 2 番地の 4 及び市が指定する場所
- (3) 契約金額 480,214,900 円（消費税込み）
- (4) 工 期 本契約確定日の翌日から令和 8 年 9 月 30 日まで
- (5) 契約確定日 令和 5 年 9 月 15 日
- (6) 受注者 東京都新宿区新宿一丁目 35 番 10 号 カテリーナ新宿御苑 503
風基建設株式会社 代表取締役 渡邊 隆

2 変更内容

本工事と関連する旧本田家住宅便益施設新築工事（以下「関連工事」という。）について、中東情勢の影響により、一部の建築資材（塩化ビニール製品、接着剤、防水材、塗料等）の調達が遅延し、工期延長を行う必要が生じた。これに伴い、本工事は、旧本田家住宅敷地内の外構工事を含むものであり、関連工事と完成時期を合わせる必要があることから、本工事についても、工期延長を行う必要が生じている。したがって、工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 20 条第 1 項に基づき、工期を令和 9 年 1 月 29 日まで延長する。

（参考）約款第 20 条第 1 項 受注者は、天候の不良等受注者の責めに帰することができない事由その他の正当な事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長を請求することができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

国立市総合オンブズマン

一般オンブズマン
子どもの人権オンブズマン

令和 7 年度年次報告書

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日



国立市総合オンブズマン

目 次

はじめに

国立市総合オンブズマン	掛川 亜季（代表オンブズマン）	2
国立市総合オンブズマン	片山 弘道	3
子ども相談員	小島 千里	4
子ども相談員	谷 美緒	4

I. 総合オンブズマン制度の概要

1. 設置経緯	6
2. 国立市総合オンブズマンとは	6
3. 一般オンブズマンについて	7
4. 子どもの人権オンブズマンについて	9
5. 運用状況の報告・公表	10
6. 相談・申立ての流れ	10

II. 運用状況

1. 総合オンブズマンの活動について	14
2. 一般オンブズマンの運用状況	14
（1）相談・申立ての状況	14
（2）申立ての処理状況等	17
（3）申立てに至らなかった相談の状況	18
（4）是正勧告又は意見表明	18
（5）その他の活動について	19
3. 子どもの人権オンブズマンの運用状況	21
（1）相談・申立ての状況	21
（2）相談対象となる子どもの所属等	23
（3）子どもの人権オンブズマンの総活動回数	23
（4）子どもの人権オンブズマンの活動について	24

III. 事例紹介

1. 一般オンブズマン	42
2. 子どもの人権オンブズマン	48

参考資料

○国立市総合オンブズマン条例	55
○国立市総合オンブズマン条例施行規則	60
○国立市子ども基本条例	62
○申立て様式	66
○国立市総合オンブズマン苦情等処理に関する協定書	68
○市と協定を結んだ民間福祉事業者一覧	69

はじめに



市民のちから、子どものちから

かけがわ あ き
国立市総合オンブズマン 掛川 亜季
(代表オンブズマン)

令和7年度をもって2期6年の任期が満了となりました。

任期中、様々なご相談が寄せられ、国立市の総合オンブズマン制度は、市民の皆様に広く知られ、活用されていることを実感しました。

全国各地の自治体においても、行政苦情等を取り扱う（一般）オンブズマン制度が導入されていますが、開始当初は利用があったものの、年を経るごとに活用されなくなり、残念ながら制度が廃止される自治体も出てきています。しかし、国立市の場合は異なります。コロナ禍中は相談件数が若干減っていましたが、その後相談件数は回復を遂げ、その内容も多岐にわたりました。市政の執行に、あるいは民間福祉事業者の対応に疑問があると感じたときに、それを放置するのではなく、改善を求めようとするエネルギーが市民の皆様にあるからこそ、本制度が忘れ去られず、活用されているのだと思います。

子どもの人権オンブズマンの関係では、国立市子ども基本条例が成立・施行し、その制定過程でも様々な取組が市においてなされたこともあって、子どもの権利についての理解が子ども、おとなとも深まったように感じます。これまでは自分の権利を侵害されているとは認識できていなかったため相談に至らなかったと思われる事柄も、段々と相談が寄せられてきつつあり、子どもの権利保障に向けて着実に前進したことを感じました。

子どもの相談を受けた際、事前に想像もしていなかった気持ちが語られたり、解決に向けてのその子どもなりの視点、意向に、はっとさせられることが多々ありました。私達おとなは、子どもにとって最も良いことはこれ、と決めつけてしまいがちです。しかし、問題の渦中にあり、当事者である子ども自身が、自分にとって何が一番大事かをよくわかっているのです。子どもは、おとなが思うよりも深く考えていたり、事態を正確に把握していることが多いのです。子どもにとって最も良いことはなにかを考えるにあたって、子どもの声を聴かずに突き進むことは、ときに有害でもあります。しかし、子どもの近くにいるおとなは、つい心配で先走ってしまったり、子どもにどう思っているのかを確認せずに子どもは〇〇と希望しているに違いない、と思い込んでいることがあります。自戒を込めて、子どもがまずは何を求めているのか、真剣に耳を傾け、そこからどうしたらよいのか、常にその姿勢を忘れずに今後も子どもの事件に取り組みたいと思います。

市民の皆様や国立市にかかわる子ども達が、お互いの権利を尊重しあいながら安心して生活することができるその一翼を、オンブズマン制度が担い続けることを願っております。



1 期・3 年を終えて

かたやま ひろみち
国立市総合オンブズマン 片山 弘道

国立市総合オンブズマンに就任して、1 期・3 年が終了しました。

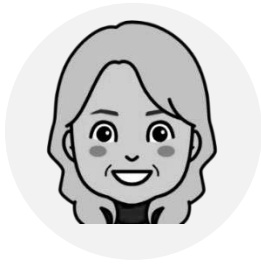
この3 年間、多くの方のお話をうかがい、苦情処理機関として求められている役割を果たすことができているのか、自問自答しながら業務にあたってきました。相談・申立の件数は増加気味なので、すこしはお役に立てているのではないかと考えているところです。

一般オンブズマンの業務としては、福祉分野のご相談が大きな割合を占める状況が3 年を通じての傾向でした。福祉分野で市の業務が関与する場合には、困難な状況に置かれていることや市が関与する場面が多くあるので、ご不満を持つことが多くなるのは理解できることです。また、市の対応に不満を持ちつつも、制度上匿名での申立ができないことから、相談を受けたものの申立に至らない事例も少なくありませんでした。不服を申し立てたことでなんらかの不利益を受けるかもしれない、また、不満はあるものの普段からお世話になっている人に対する苦情を表立って話すことは避けたいというお気持ちがあり、市のどの行為が問題となっているのかを特定しなければ事実確認が難しいという現実もあり、悩ましいと感じています。引き続きこのような課題を念頭に置きつつ、対応していきます。

子どもオンブズマンは、相談フォームからの相談が大半を占めるようになってきました。また、中学生からの相談の割合が増加する傾向は変わっておらず、これまでの継続的な活動の成果なのかと思う一方、内容が深刻な相談の割合が多くなり他の関係機関との連携体制を整えていく必要性も感じています。

子どもからの相談を受けるためには、顔が見えていることが重要であり、そのためにも子どもが見えるところでの活動を充実する必要があります。「みんなの相談」、学校での講演その他のイベント等を通じて、「オンブズマン制度」だけでなく「オンブズマン」や「こども相談員」を認知してもらえるように頑張っていくつもりです。

高校生年代からの相談数がそれほど多くないことは引き続きの課題であり、今後どのようにアクセスするかは考えていく必要があると感じています。「子どもの権利」の啓発や子ども参加の実現といった従前からの課題とともに、できるところから取り組んでいきます。



きみの気持ち、わかるよ

子ども相談員 ^{こじま}小島 ^{ちさと}千里
(まなてい)

子ども相談員になって3年目です。

子どもの話を聴くことに少し慣れてきたこともあってか、一生懸命話している子どもがまだ話しきれていないうちに、「わかる、わかる」と言ってしまいそうになることがあります。
だめだめ、慣れっこは要注意です。

「そう簡単にわかられてたまるか！」

子どもだった私が、頭の中で、おとなを睨んでいます。きっと、モヤモヤしていると思います。

同じ出来事でも、同じような気持ちでも、その子だけの物語があります。その子なりの感じ方があります。

子どもたちはいつも `Listen to my heart`
本年度も、どうぞよろしくお願いいたします。



1 年を振り返って

子ども相談員 ^{たに}谷 ^{み お}美緒
(もいもい)

子ども相談員の仕事を始めて丸3年が経ちました。日々の早さに驚いています。

おとなになると、時間が過ぎるのは本当に早いものです。毎日「やらくちゃ」に追われて、先々のことばかり考えて、気が付くと1週間、1か月、1年が飛ぶように過ぎていきます。

でも、子どもたちを見ているとそうではなさそうです。毎日新しいことがいろいろとあって、「やらくちゃ」よりも「やりたい」が優先。1週間、1か月先のことよりも、「いま、ここ」に集中。

効率優先のおとなからすると、どうしてこうなるの??と思うような言動もありますが、自分が「いま」「何をやりたいのか」を認識できるということは、とても大事な感覚だし、それこそが子どものあふれるエネルギーの素なのだと思います。

おとなのように忙しい子どもたちも増えていますが、相談やアウトリーチで出会えた子どもたちと話す中で、本年度もたくさんの「いま、これがしたい！」を聞かせてもらえたらいいなと思っています。

I．総合オンブズマン制度の概要

1. 設置経緯
2. 国立市総合オンブズマンとは
3. 一般オンブズマンについて
4. 子どもの人権オンブズマンについて
5. 運用状況の報告・公表
6. 相談・申立ての流れ

I. 総合オンブズマン制度の概要

1. 設置経緯

(1) 導入の契機

平成15年に市が策定した第一次国立市子ども総合計画において、「子どもオンブズパーソン」の制度検討が取り上げられ、平成23年策定の第二次国立市子ども総合計画においても重点項目として取り上げられていましたが、具体的な進捗はみられませんでした。

その後、平成28年度策定の第三次国立市子ども総合計画において、市政に関する苦情等を調査し是正勧告等を行うこと及び子どもの権利侵害の救済・防止を目的とした「(仮称) 国立市オンブズマン制度」の創設が取り上げられ、導入に向けた検討を開始しました。

(2) 制度の名称について

オンブズマンとは、スウェーデン語で「代理人」「代表者」「弁護人」を意味しています。国立市オンブズマン制度審議会では、子どもにとって「オンブズマン」は馴染みが薄いと意見もありました。しかし、文字自体が覚えやすいこと、子どもの人権を救済する意味を包含すること、スウェーデンで発祥した歴史的意義があることなどから「総合オンブズマン」とすることとしました。

(3) 制度創設の流れ

○平成26年8月から11月

管理職級による検討会を設置、情報共有と課題抽出を行う。

○平成27年5月から平成28年5月

国立市オンブズマン制度審議会で議論、パブリックコメント実施後、市長へ答申。

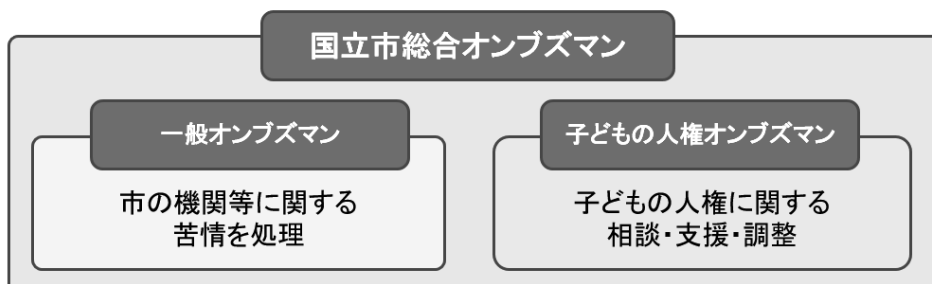
○平成28年12月

国立市議会第4回定例会において条例が可決、成立。平成29年4月1日施行。

2. 国立市総合オンブズマンとは

総合オンブズマンは、行政全般に対する苦情を処理する「一般オンブズマン」と、子どもの人権に関する相談支援を行う「子どもの人権オンブズマン」の両方の職務を行います。

<総合オンブズマンの構成イメージ>



I. 総合オンブズマン制度の概要

(1) 総合オンブズマンの組織

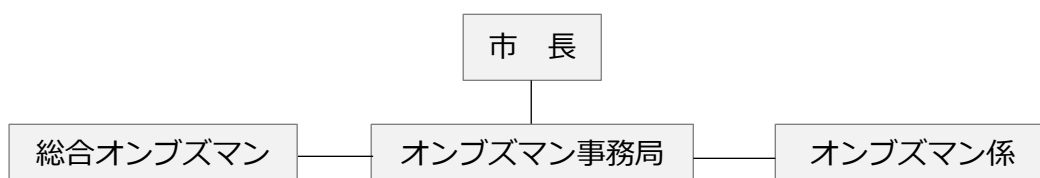
総合オンブズマン（非常勤特別職）は2名、オンブズマン事務局は、職員2名、子ども相談員（専門職会計年度任用職員）2名で構成されています。

なお、必要に応じ専門調査員を置くことができます。

(2) 中立性の確保

総合オンブズマンは第三者的救済機関ですが、現行の法令上の関係で市の附属機関として設置されています。このことから、条例等により以下の内容を定め中立性を確保しています。

- ① オンブズマンの任命・解職には、市議会の同意が必要。
- ② オンブズマンは、それぞれ独任で職務を行う。
- ③ オンブズマンを補佐する事務局職員は、市の職員であるがどこの部にも属さない。



国立市総合オンブズマン

【任期 令和5年4月1日から令和8年3月31日】

掛川 亜季（弁護士）

（主な経歴）

- ・東京弁護士会
- ・東京都児童相談所
協力弁護士・非常勤弁護士
- ・府中市要保護児童等対策地域委員会
- ・国分寺市いじめ防止対策審議会
- ・昭島市総合オンブズパーソン

片山 弘道（弁護士）

（主な経歴）

- ・東京弁護士会
- ・東京三弁護士会多摩支部
子どもの権利に関する委員会
- ・八王子市教育委員会
いじめ問題対策委員会
- ・東京都児童相談所
協力弁護士・非常勤弁護士

3. 一般オンブズマンについて

(1) 一般オンブズマンの職務

- ① 市の業務等に関する苦情等を簡易な手続で受け付けます。
- ② 申立てに基づき、市の機関等の調査を実施します。

申立てによるほか、オンブズマン自身の発意により、市の機関等を調査することもあります。

③調査の結果、必要に応じて市の機関等に対し是正等の措置を講ずるよう、勧告や制度改善を求める意見表明を行います。

④オンブズマンの見解には法的拘束力はありませんが、勧告や意見表明を受けた市の機関等は、その勧告等を尊重し、誠実・適切に対応する義務を負います。

(2) 苦情の対象

①市役所、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会など、市議会を除く市の機関

②市と協定を結んだ民間福祉事業者（令和7年3月末現在締結事業者数：24社）

(3) 申立てのできる方

苦情の申立てはどなたでもできます。

個人、団体、住所、年齢、国籍などに制限はありません。

(4) 取り扱えない事項

①原則、申立ての原因となった事実が発生してから1年以上経過したもの

②裁判・議会・不服申立て等で結論のでていることや取り扱い中のこと

③監査委員が監査を実施していること

④職員自身の勤務内容に関すること

⑤総合オンブズマンにより既に苦情等の処理が終了していること

⑥法令の規定による不服申立て機関等の業務に関すること

⑦一般的な市政への要望や提言（直接的な利害関係が発生していないもの）

※苦情申立ての要件に適合するかどうかは、オンブズマンがお話をうかがって総合的に判断します。

(5) 相談、申立ての方法

オンブズマン事務局への来所、電話、メール等で相談を受け付けています。

なお、申立てをする場合は原則書面で行い、匿名では受け付けられません。

(6) 面談について

オンブズマンと直接面談できます。事務局で相談の際にご希望をうかがいます。

(7) 苦情の調査

オンブズマンは、苦情の内容を審査し、市の機関や市と協定を結んだ民間福祉事業者を調査します。調査は、ヒアリング、書類や記録の閲覧、実地調査などオンブズマンが必要とするものを行います。

※申立人と調査対象機関との対面調査ではありません。

I. 総合オンブズマン制度の概要

(8) 調査結果・是正勧告等の通知

調査の結果とオンブズマンの見解を申立人と市の機関等に通知します。

なお、必要に応じて市の機関等に是正勧告等を行った場合には、申立人にその内容を通知します。

また、市の機関等に対して是正等又は改善の措置状況について報告を求め、申立人にその報告内容を通知します。

4. 子どもの人権オンブズマンについて

(1) 子どもの人権オンブズマンの職務

①子どもの人権侵害等に関する相談について、解決方法を一緒に考え助言したり、必要に応じて子どもの代わりとなって、関係する大人と話したりするなど、子どもの利益を第一に考えて支援します。

②子どもからの相談に丁寧に対応することで、子どもの相談する力や自己解決能力を育成し、人権意識を育みます。

③子どもの人権侵害に関して、救済申立て又は自己の発意に基づき調整、調査します。

④調査等の結果、必要に応じて、是正等の措置を講ずるよう勧告や制度改善を求める意見表明を行います。

⑤子どもの人権オンブズマンの広報活動と子どもの人権の啓発を行います。

(2) 相談できること及び相談できる方

子どもの人権に関すること等について、何でも相談できます。また、市内に在住・在学・在勤の18歳未満の方に関する相談であれば、子ども自身はもちろん、家族や友人でも相談することができます。

(3) 相談、救済申立ての方法

オンブズマン事務局への来所、フリーダイヤル、メール、オンブズマンレター等で相談を受け付けています。まずは、オンブズマンを補佐する専門職である「子ども相談員」が相談をお聞きします。その後必要に応じて、子どもの意思をもとに救済申立てを受け付けています。匿名で救済申立てすることもできます。

(4) 面談について

オンブズマンと直接面談できます。事務局で相談の際にご希望をうかがいます。

(5) 調査及び調整

オンブズマンは、子どもに関する悩みなどの解決のため、市の機関を調査します。調査は、ヒアリング、書類や記録の閲覧、実地調査などオンブズマンが必要とするものを行います。また、子どもの人間関係の修復・再構築のために、子どもに関係する機関等との調整・連携を行います。

(6) 調査結果・是正勧告等の通知

調査の結果とオンブズマンの見解を救済申立人と市の機関に通知します。

なお、必要に応じて市の機関に是正勧告等を行った場合には、救済申立人にその内容を通知します。

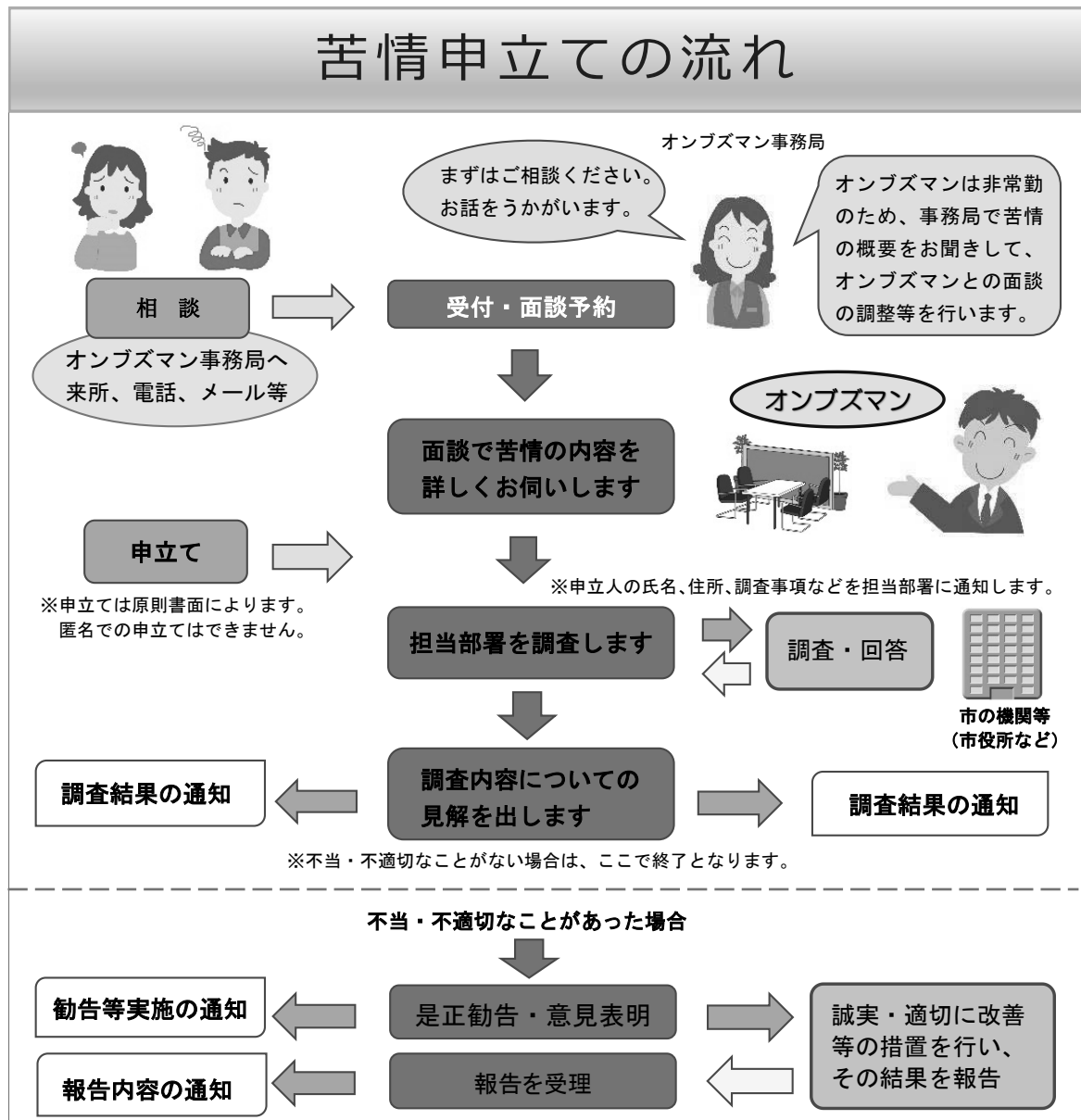
また、市の機関に対して是正等又は改善の措置状況について報告を求め、救済申立人にその報告内容を通知します。

5. 運用状況の報告・公表

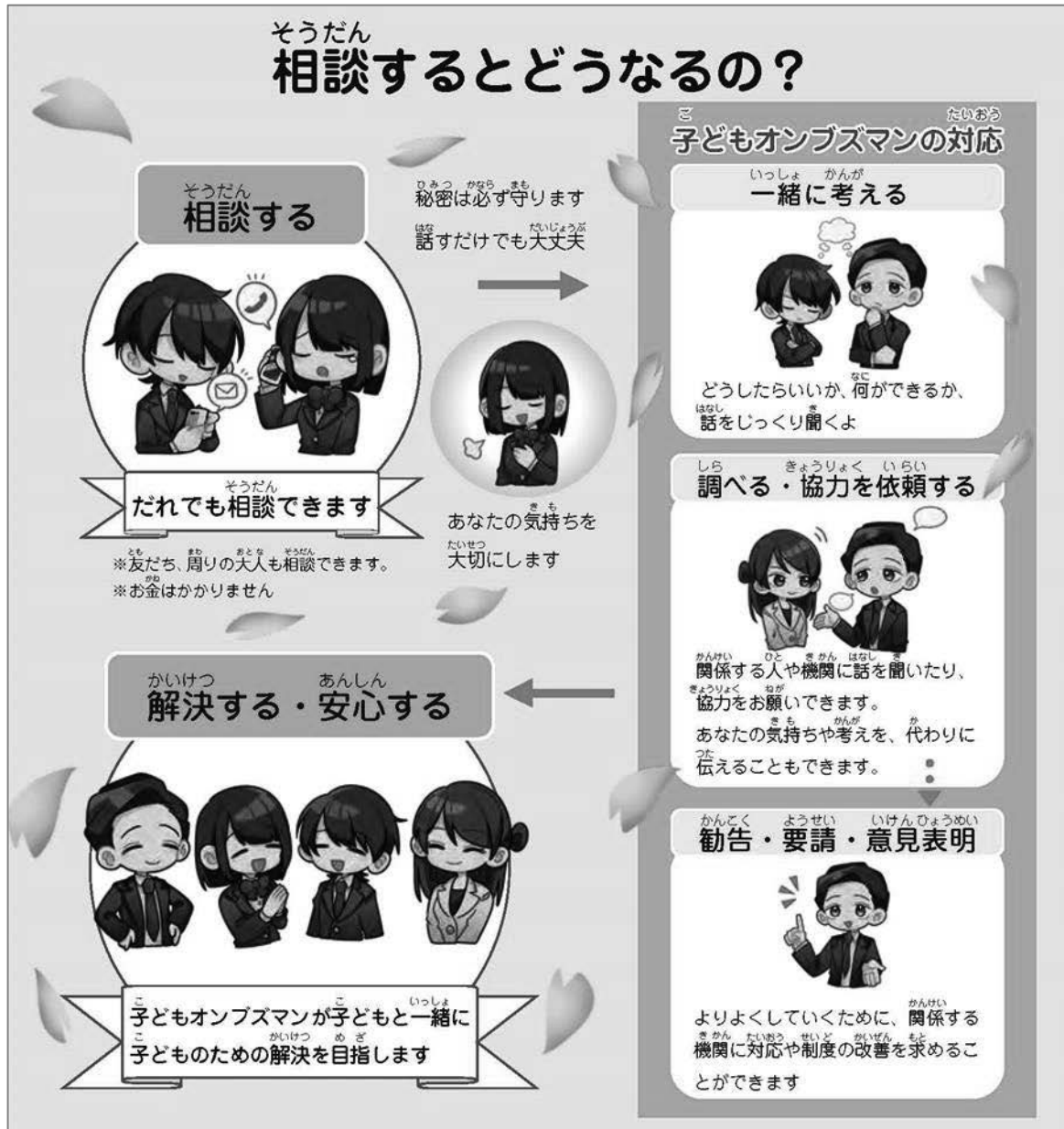
総合オンブズマン制度の運用状況について、年次報告書を作成し、市長及び市議会に報告するとともに、広く市民に公表します。

6. 相談・申立ての流れ

(1) 一般オンブズマン



(2) 子どもの人権オンブズマン



Ⅱ．運用状況

1. 総合オンブズマンの活動について
2. 一般オンブズマンの運用状況
 - (1) 相談・申立ての状況
 - (2) 申立ての処理状況等
 - (3) 申立てに至らなかった相談の状況
 - (4) 是正勧告又は意見表明
 - (5) その他の活動について
3. 子どもの人権オンブズマンの運用状況
 - (1) 相談・申立ての状況
 - (2) 相談対象となる子どもの所属等
 - (3) 子どもの人権オンブズマンの総活動回数
 - (4) 子どもの人権オンブズマンの活動について

Ⅱ. 運用状況

1. 総合オンブズマンの活動について

(1) 総合オンブズマンの出勤回数

総合オンブズマン 2名 延べ127回

(2) 開催している会議

①総合オンブズマン会議

毎月1回(第1週目)、オンブズマン制度運営に関する案件を討議しています。

②ケース検討会議

毎月2回(第1・3週目)、子どもの相談ケースの情報を共有し、その後の方針を確認しています。なお、子どもの相談ケースについては、有識者からスーパーバイズを受けています。

2. 一般オンブズマンの運用状況

(1) 相談・申立ての状況

令和7年度に一般オンブズマンが受け付けた相談件数は28件で、申立件数は、申立書を受理した後に取り下げられたもの等を含め、8件ありました。

なお、令和7年度より、苦情・相談の実態をより正確に把握するため、集計方法を見直しました。同一の方(匿名であっても内容から同一人物だと推定される場合を含む)から複数回にわたり寄せられた相談については、申立てに至らない場合は原則として件数に含めず集計しています。そのため、前年度の件数と単純比較はできません。

表1 部署別相談・申立件数

部 署	相談件数	申立件数
		()
政 策 経 営 部	2 (3)	0 (1)
行 政 管 理 部	1 (5)	2 (0)
健 康 福 祉 部	9 (17)	5 (0)
子 ども 家 庭 部	5 (2)	0 (0)
生 活 環 境 部	3 (6)	0 (3)
都 市 整 備 部	0 (3)	0 (2)
教 育 委 員 会	0 (3)	0 (2)
議 会 事 務 局	0 (0)	0 (0)
民 間 福 祉 事 業 者	2 (3)	0 (0)
そ の 他	6 (12)	1 (0)
合 計	28 (54)	8 (8)

()の数値は令和6年度の件数

Ⅱ. 運用状況

表2 月別相談件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	2	4	5	3	1	2	2	3	1	1	4	28

表3 相談者内訳

区分	相談者			相談方法		
	本人	代理人	その他	来所	電話	メール
件数	27	1	0	10	14	4

相談者別では、本人からが27件、代理人からが1件でした。

また、相談方法別では、来所が10件、電話が14件、メールが4件でした。

表4 内容別相談・申立件数

分類	相談件数		分類	相談件数	
		申立件数			申立件数
職員対応	6	1	施設閉鎖	1	
案内不足	4	1	施設の安全管理	1	1
生活保護	4	2	生活相談	1	
連絡不応答	1		不適切保育	1	
情報の取扱い	1	1	労務管理	1	1
補助金審査	1		要望	2	
組織間連携	1		女性相談	1	
ひとり親福祉	2		介護保険		1
			合計	28	8

※相談件数及び申立件数は、当該年度に受付を行った件数を掲載しています。

そのため、前年度に相談を受け、今年度に申立てを受理した件数が含まれています。

また、申立て受理後、取り下げられたもの等も含まれています。

内容別相談件数では、職員の言葉遣いや案内不足による苦情が多くありました。

また、生活保護や児童福祉に関する相談は、例年通り寄せられていました。

なお、申立てに至った件数は8件で、内容は多岐にわたっています。

表5 部署別分類別相談・申立件数

部 署	分 類	相談件数	申立件数
政策経営部	案内不足	2	0
	計	2	0
行政管理部	案内不足	1	1
	施設の安全管理	0	1
	計	1	2
健康福祉部	生活保護	4	2
	職員対応	2	1
	案内不足	1	0
	連絡不応答	1	0
	情報の取扱い	1	1
	介護保険	0	1
	計	9	5
子ども家庭部	職員対応	1	0
	補助金審査	1	0
	組織間連携	1	0
	ひとり親福祉	2	0
	計	5	0
生活環境部	職員対応	2	0
	要望	1	0
	計	3	0
都市整備部	—		
	計	0	0
会計管理者	—	0	0
	計	0	0
教育委員会	—		
	計	0	0
議会事務局	—	0	0
	計	0	0
監査委員	—	0	0
	計	0	0
選挙管理委員会	—	0	0
	計	0	0
協定福祉事業者	施設閉鎖	1	0
	施設の安全管理	1	0
	計	2	0

Ⅱ. 運用状況

部 署	分 類	相談件数	申立件数
その他	職員対応	1	0
	生活相談	1	0
	不適切保育	1	0
	労務管理	1	1
	女性相談	1	0
	要望	1	0
	計	6	1
総 合 計		28	8

(2) 申立ての処理状況等

令和6年度の苦情申立てのうち、令和7年度に継続調査となった2件については、いずれも苦情申立てに係る市の業務等について自己の利害を有しないものと判断し、調査不実施通知を送付しました。

また、令和7年度の苦情申立てについては、令和8年度に継続調査となった1件、申立てが取下げとなった1件及び調査を中止したものの1件を除く5件について調査が終了し、その結果を申立人と市の機関等に通知しました。

表6 処理状況

区 分	件 数
1. 調査結果を通知したもの	5
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	0
(2) 苦情申立ての趣旨に一部沿ったもの	0
(3) 市の業務に不備がなかったもの	5
2. 取り下げられたもの	1
3. 調査を中止したもの	1
4. 調査継続中のもの（令和8年度に調査を継続）	1
5. 調査対象にならなかったもの	2
合 計	10

表7 申立てから結果通知送付までの期間

期 間	件 数	最大月数	8.2	(4.2)
3か月未満	1	最小月数	2.6	(2.9)
3か月以上4か月未満	2	平均月数	4.3	(3.5)
4か月以上5か月未満	1	()の数値は令和6年度の月数		
5か月以上6か月未満	0			
6か月以上12か月未満	1			
12か月以上	0			
調査継続中のもの	1			
合 計	6			

(3) 申立てに至らなかった相談の状況

表8 相談扱いとした案件内訳

区 分	件数
1. オンブズマンの所掌に該当するもの	17
(1) 担当部署での苦情処理対応としたもの	3
(2) 苦情内容が簡易、匿名希望、相談者の希望により事務局または所管課と調整して対応したもの	6
(3) 連絡がなかったものまたは取り下げられたもの	8
2. オンブズマンの所掌に該当しないもの	5
合 計	22

(4) 是正勧告又は意見表明

是正勧告、意見表明については、対象案件はありませんでした。

Ⅱ. 運用状況

(5) その他の活動について

○制度についての周知

ポスターを庁内に掲示して、総合オンブズマン制度について周知しました。

<掲示用ポスター>

国立市のオンブズマン 制度をご利用ください

「市の決定に納得できない」
「窓口で困りごとを相談したが聞いてもらえなかった」
など

オンブズマンが、市の機関等に対する苦情を
公平・中立・簡易な手続きで処理します。

利用できる方	どなたでも相談できます 苦情の申立には一定の条件がありますが、 まずはご相談ください。
対 象	市の機関等に関する苦情 市と協定を結んでいる民間福祉事業者に対する苦情も対象です。
申立するには	苦情申立書をもとに、オンブズマンが詳 しい内容をお聞きします。 申立書の提出は、下記窓口までお持ちく ださい。
費 用	無料

場 所

オンブズマン事務局
国立市役所北庁舎 27 番窓口

受付時間

月～金曜日（祝日除く） 8:30～17:00

電 話

042-505-5127（直通）

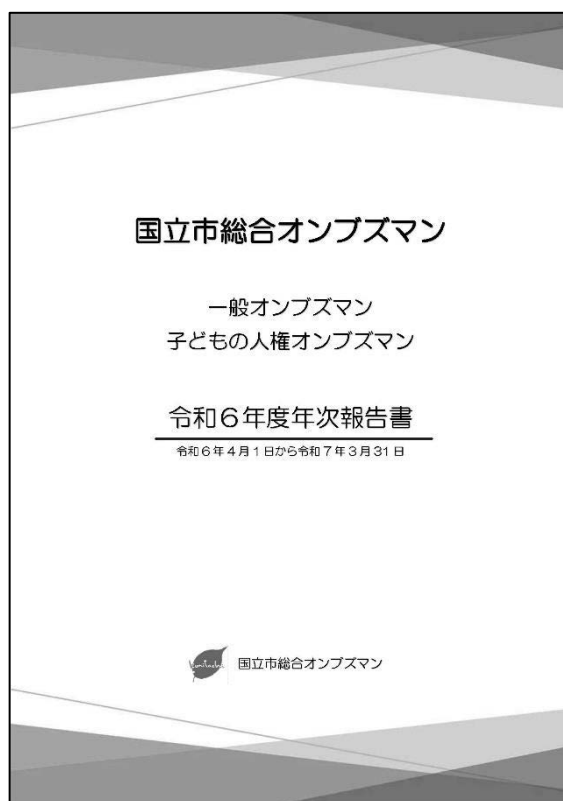
ホームページ



○総合オンブズマンの令和6年度における運用状況についての報告

令和7年8月、総合オンブズマンの令和6年度における運用状況について、総合オンブズマンから市長に報告をしました。

報告書は、情報公開コーナー（市役所1階）や図書館等において閲覧できるほか、市ホームページにも掲載しています。なお、情報公開コーナーでは令和5年度までの報告書の販売もしています。



Ⅱ. 運用状況

3. 子どもの人権オンブズマンの運用状況

(1) 相談・申立ての状況

令和7年度の子どもの人権オンブズマンへの相談件数は58件で、前年度とほぼ同数でした。これに加え、前年度からの継続案件が11件ありました。

また、救済申立てについては1件受理しており、次年度に持ち越して対応を継続しています。

表1 月別受付件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	2	6	1	2	3	8	21	4	2	0	3	6	58

表2 初回相談者及び対応方法内訳

区分	相談者			相談方法						
	本人	家族・代理人	その他	来所	電話	フリーダイヤル	メール	相談フォーム	オンブズマンレター	その他
件数	44	9	5	3	7	5	3	16	1	23

相談者の内訳については、子ども本人からの直接相談が44件と全体の76%を占めています。

相談方法としては、ホームページに掲載している相談フォームが定着しつつあります。相談フォームは、令和5年度より、市内公立小中学生に配布されているタブレット端末へ当該フォームをブックマーク登録したことで利用件数は年々増加しており、本年度は小学生から高校生まで幅広い年齢層から16件の相談が寄せられました。

一方で、現状の相談フォームは受信専用であるため、相談者との双方向かつ円滑なコミュニケーションツールとしては課題が残ります。

デジタルツールの活用が拡大する一方で、無料で郵便ポストに投函できるオンブズマンレターによる相談は1件と減少傾向にあります。本ツールは通信環境に左右されない安定的な手段であり、一度つながった相談者との長期的な対話ツールとしても活用しています。

また、その他の23件については、9月から10月にかけて毎年小学5年生と中学2年生を対象に実施しているアンケートを通じて寄せられた相談に対応したものです。このアンケートは、潜在的な悩みにリーチする貴重な機会でもあり、相談の内容に応じてオンブズマンが本人から直接話を聞きに行ったり、オンブズマンレターを通じて回答したりして対応しました。

表3 初回相談者内訳

本人	母	父	父母	祖父母	兄弟	友達	関係機関	その他	合計
44	7	0	1	0	0	1	3	2	58

表4 内容別相談・申立件数

内 容	相談件数		申立件数	
いじめ	2	(3)	0	(0)
交友関係の悩み（いじめを除く）	21	(18)	0	(0)
学習・進路の悩み	2	(0)	0	(0)
不登校	0	(0)	0	(0)
心身の悩み	5	(6)	0	(0)
学校・教員等の対応	7	(10)	0	(0)
家族関係の悩み	7	(5)	0	(0)
子育ての悩み	2	(1)	0	(0)
虐待	1	(2)	0	(0)
行政機関の対応	0	(0)	0	(0)
その他	11	(11)	1	(0)
合 計	58	(56)	1	(0)

（ ）の数値は令和6年度の件数

主な相談内容としては、交友関係の悩みが21件、学校・教職員等の対応と家族関係の悩みがそれぞれ7件ずつ、心身の悩みも5件あり、例年これらの相談が多い傾向にあります。

その他、市内保育施設における保育環境に関する相談が複数件寄せられました。

Ⅱ. 運用状況

(2) 相談対象となる子どもの所属等

子どもの所属については、小学生が30件、中学生が15件、高校生が6件となりました。小学校5年生の相談が多いのは、オンブズマンアンケートの自由記述欄に相談等を書いてくれたことによります。

表5 子どもの所属等

未就学児	小学生								不明 その他
	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	不明	小計	
4 (0)	2 (3)	1 (3)	0 (3)	1 (2)	21 (15)	2 (1)	3 (3)	30 (30)	3 (1)

中学生					高校生					合計
1学年	2学年	3学年	不明	小計	1学年	2学年	3学年	不明	小計	
3 (2)	8 (14)	2 (3)	2 (1)	15 (20)	4 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (1)	6 (5)	58 (56)

() の数値は令和6年度の件数

(3) 子どもの人権オンブズマンの総活動回数

令和7年度の相談58件と令和6年度からの継続相談11件を合わせた69件に対し、総活動回数は546回となりました。令和6年度と比較して活動回数が増加した要因として、継続的な状況確認、相談者との連絡、学校その他の関係機関との調整を要する案件が多かったことが挙げられます。

子どもオンブズマンの調整活動では、子ども本人との相談をはじめ、家庭及び関係機関との丁寧な対応を心がけています。保護者等から相談を受けた場合であっても、子ども本人の気持ちや意見を丁寧に聴き取り、その意向を尊重しながら対応方針を検討しています。

また、相談内容に応じて、家庭、学校その他の関係機関と必要な情報共有及び調整を行い、子どもを取り巻く状況の改善や問題の解決につながるよう努めています。

表6 子どもの人権オンブズマンの月別総活動回数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
回数	29	42	69	34	29	22	45	38	97	30	25	86	546

表7 子どもの人権オンブズマンの相談対応別総活動回数

相談対応回数				相談者への活動回数				関係機関との活動回数		合計
相談者⇒オンブズマン				オンブズマン⇒相談者				オンブズマン⇄関係機関		
電話	メール	ワグズ マルチ	面談	電話	メール	手紙	訪問 ・面談	電話	訪問・面談	
176	55	5	43	54	69	19	3	114	8	546
279				145				122		

(4) 子どもの人権オンブズマンの活動について

年 月	事 項
通年実施	・ 矢川プラス及び西児童館での出張相談（毎月 3 回）及び N H K 学園主催「よりみちカフェ」に参加（不定期）
令和 7 年 4 月	・ 新入職員向け研修（一般オンブズマン含む） ・ 子どもオンブズマン通信発行（市立小学校一年生向け） ・ 出張授業（第二小学校 3 年生） ・ 旧国立駅舎で PR 活動
5 月	・ 第 1 回スーパーバイズ研修 ・ 子どもオンブズマン通信発行（高校 1 年生向け） ・ スクールバディサポート講演会（第二中学校 1 年生）
6 月	・ スクールバディサポート講演会（第一中学校 1 年生） ・ 朝礼での周知活動（第二中学校） ・ 庁舎見学での周知活動（市立小学校 2 校）
7 月	・ スクールバディサポート講演会（第三中学校 1 年生） ・ 子どもオンブズマン通信とオンブズマンレターの配布（市立小・中学生等へ配付） ・ 第 2 回スーパーバイズ研修
8 月	・ 夏休み企画～子どもオンブズマンの市内クイズラリー～ ・ 総合オンブズマン令和 6 年度年次報告書を市長・議長に提出 ・ 教育委員会に対し、要望書を提出
9 月	・ 令和 7 年国立市議会第 3 回定例会総務文教委員会にて年次報告書により令和 6 年度の活動内容を報告 ・ 「くにたち子どもの人権オンブズマン」についてのアンケート実施
10 月	・ 子どもの相談・救済機関首都圏フォーラムに参加 ・ 第 3 回スーパーバイズ研修
11 月	・ 子どもオンブズマン通信発行（市立小・中学生へ配付） ・ 児童館まつりに出展 ・ 人権月間イベント実施（山下敏雅先生講演会・オンブズマン活動報告） ・ 相談室の愛称募集開始（11/17～2/28）
令和 8 年 1 月	・ 第 4 回スーパーバイズ研修
2 月	・ 子どもオンブズマン通信発行（市立小・中学生へ配付） ・ 相談援助部門向け研修（一般オンブズマンを含む）を実施 ・ 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム参加（埼玉県三芳町）
3 月	・ 子どもオンブズマン通信発行（市立中学校卒業生へ配付）

Ⅱ. 運用状況

○スーパーバイズ研修

子どもの人権救済機関としての活動におけるケース検討について、子どもの人権について豊富な知見のある講師から年４回研修を受け、子どもの人権オンブズマンの活動に活かしました。

講師：野^の村^{むら}武^{たけ}司^し氏



東京経済大学現代法学部教授・学部長（行政法、子ども法）。弁護士・獨協地域と子ども法律事務所（埼玉弁護士会）。

日本での子どもの権利条約批准を前後して、自治体法政策を通じた子どもの権利保障の問題に取り組む。国立市を含めて、子どもの権利条例づくりで多数の自治体に関わる。川崎市代表人権オンブズパーソン。中野区子どもオンブズマン。国連 NGO 子どもの権利条約総合研究所副代表。日弁連子どもの権利委員会幹事。子どもいじめ防止学会理事長。埼玉子どもを虐待から守る会理事。さいたまユースサポートネット理事等。

Ⅱ. 運用状況

○いじめ防止教育プログラム「スクールバディサポート講演会」

オンブズマンが、市立中学校3校の1年生向けに、人権の観点からいじめ問題についての講演を実施しました。



○人権出張授業

オンブズマンが、国立第二小学校3年生に、子どもの権利について考える出張授業を実施しました。



○朝礼での周知

子どもたちに顔を覚えてもらう機会として、オンブズマンが、国立第二中学校の朝礼に参加して、子どもの人権オンブズマン制度について紹介しました。



○庁舎見学での周知

子どもたちに相談場所や子ども相談員等の顔を覚えてもらうため、庁舎見学で子どもオンブズマン制度について紹介しました。



▼相談室は市役所北庁舎にあります



Ⅱ. 運用状況

○夏休み企画

夏休み期間に市内各施設を使用して、子どもオンブズマンや子どもの権利に関するクイズラリーを実施しました。



○児童館まつりに参加

矢川プラスで開催された「児童館まつり」に参加しました。

「ガチャガチャでQ&A」と「塗り絵コーナー」を設置し、子どもたちと交流しました。



○くにたち人権月間 2025 イベント

弁護士であり、国立市子ども基本条例スーパーバイザーでもある山下敏雅氏を講師に迎え、子どもの権利の視点から子どもとのかかわり方についてご講演いただくとともに、総合オンブズマンの活動報告会を実施しました。



○みんなの相談

矢川プラスと西児童館に子ども相談員が毎月出向き、子どもたちと同じ空間で自由に過ごしながら、遊びや会話を通じて顔を覚えてもらい、困ったときに相談できる関係づくりに取り組みました。



Ⅱ. 運用状況

○啓発物品

<リーフレット>



<カード>



<カラビナミニトーチ>

夏休み企画や児童館まつりなどのイベントの景品として活用しました。

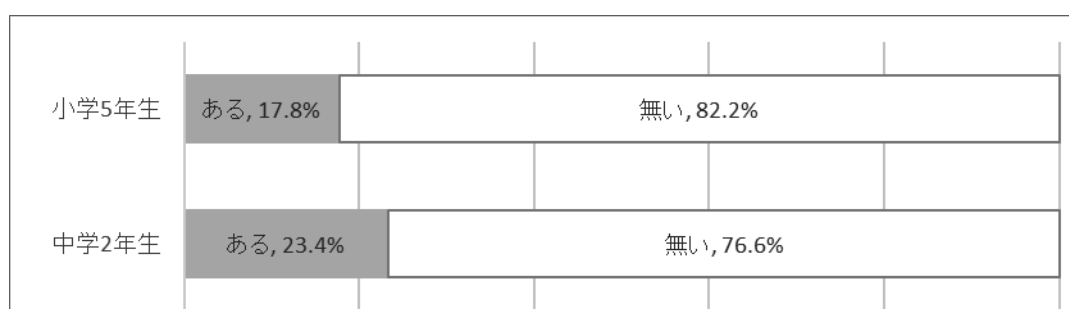


○「くにたち子ども的人権オンブズマン」についてのアンケートの実施

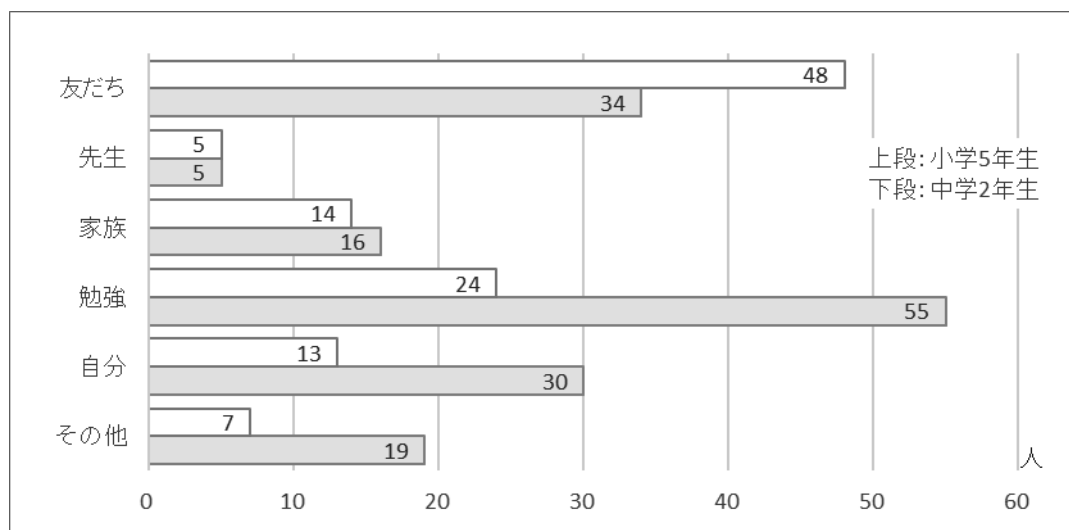
令和7年10月、市立小中学校の小学5年生と中学2年生を対象に、くにたち子ども的人権オンブズマンの周知度と子どもの意見を把握し、今後の活動につなげることを目的として、「子どもオンブズマン」についてのアンケートを実施しました。

制度開始から9年目を迎え、子どもオンブズマンの活動が多くの子どもたちに浸透してきましたが、今後も活動内容をお知らせしながら、より身近に活用できる環境作りに取り組んでいきます。

質問 1 あなたは、今、悩んだり困ったりしていることはありますか？



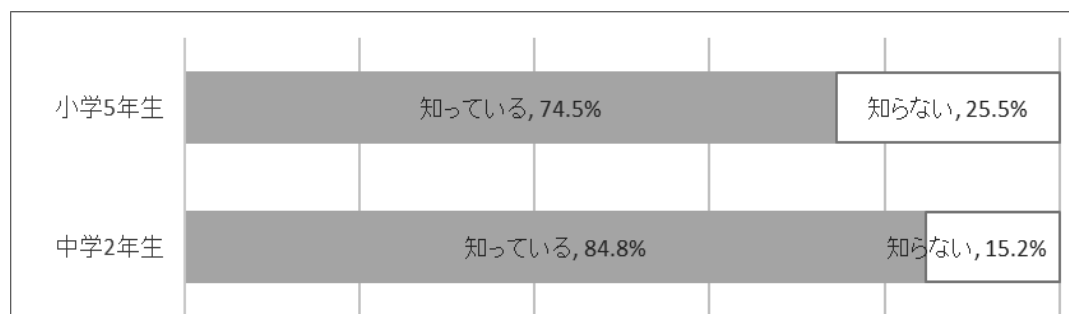
悩みがある人は、何について悩んでいますか。(いくつ選んでもいいです。)



小学生では、例年「友だち」、次いで「勉強」の悩みが多く、中学生では一貫して「勉強」に関する悩みが多くなっています。中学生では、「自分」に関する悩みも増える傾向があります。

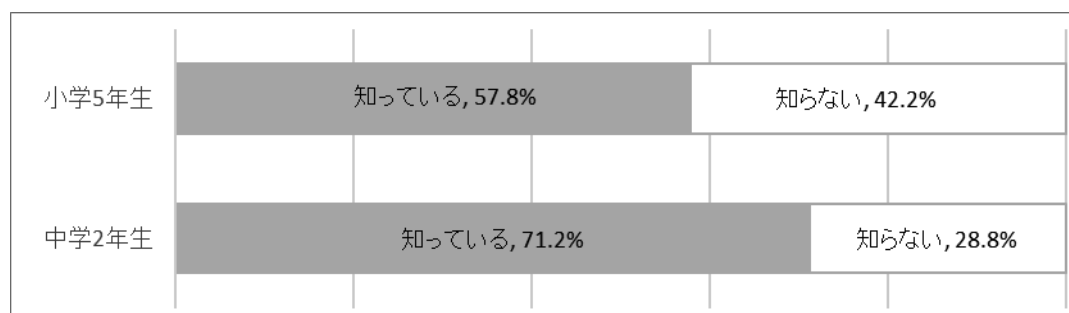
Ⅱ. 運用状況

質問2 くにたち子どもの人権オンブズマン（子どもオンブズマン）を知っていますか？



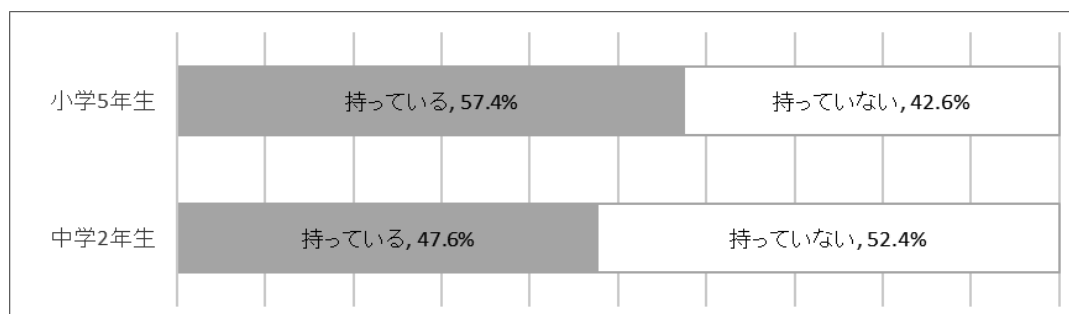
小・中学生ともに約7割から8割を超える高い認知度を維持しています。この背景には、子どもたちが小学校の入学時から子どもオンブズマン制度に触れ、継続的な周知・啓発を行ってきたことが寄与していると考えられます。

質問3 子どもオンブズマンは、子どもの人権を守るため、あなたの話を聞いて一緒に考え、あなたの意見を先生や家族に伝えたりして、解決に向けて行動していることを知っていますか？



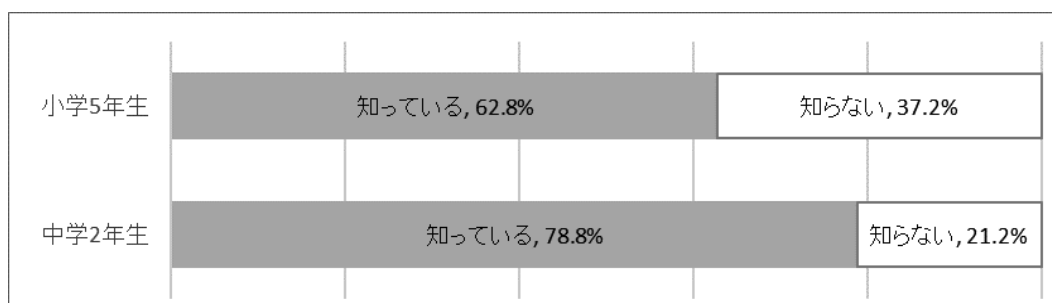
子どもオンブズマンの活動内容については、小学生・中学生ともに制度開始時から認知度は横ばいです。

質問4 子どもオンブズマンが、みなさんに配っているカードを持っていますか？

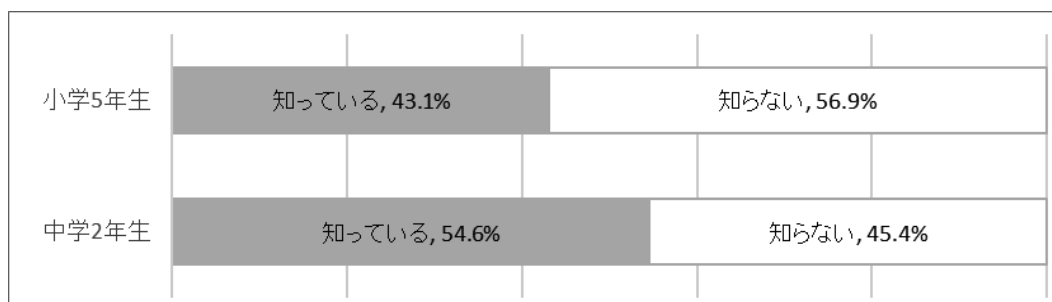


今回、初めて小学生の回答で、カードを「持っている」が「持っていない」を上回りました。思い立った時にすぐに相談できるように、カードを手元に置いてもらえる工夫が必要です。

質問 5 子どもオンブズマンに、フリーダイヤル（無料）で相談ができることを知っていますか？

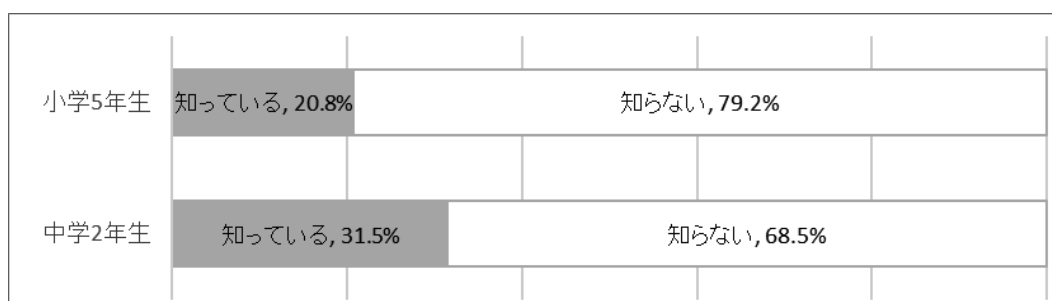


質問 6 子どもオンブズマンに、手紙で相談できるオンブズマンレター（切手がいらぬい）を知っていますか？



オンブズマンレターは、携帯電話などの端末がなくても無料で投函することができるツールです。レターは夏休み前に全市立小・中学生に配付したほか、市内公共施設等にも設置しています。

質問 7 みなさんに配られているタブレットパソコンのブックマークから、子どもオンブズマンに相談できることを知っていますか？



子どもたちが普段学習に使用しているタブレット端末から相談できることの認知度は小・中学生ともに2～3割と低いものの、多様な相談手段の中で「相談フォーム」の利用が最も多く、デジタル環境に親しむ子どもたちにとって主要なアクセス手段となっていることがうかがえます。今後さらなる周知が必要です。

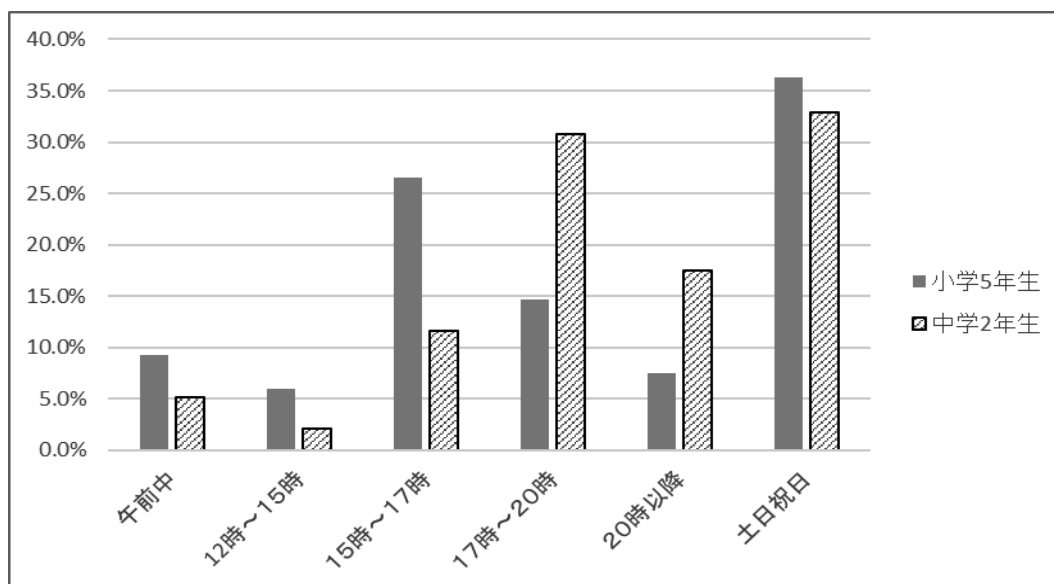
Ⅱ. 運用状況

質問 8 何でも相談できる出張相談会「みんなの相談」を知っていますか？



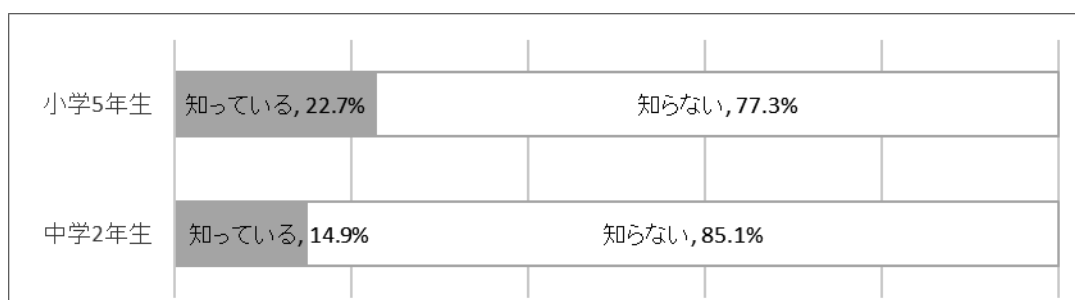
みんなの相談は、矢川プラスで月2回実施しているのに加え、令和6年度のアンケート結果を受け、令和7年度から西児童館でも実施しています。

質問 9 あなたが、平日で相談しやすい時間帯を教えてください。



相談しやすい時間帯として、中学生では17時以降の回答が多いため、今後相談時間の延長を検討していく必要があります。

質問 10 令和7年4月に国立市子ども基本条例がスタートしたことを知っていますか？



このほか「オンブズマンに伝えたいこと」として自由記述欄を設けました。

オンブズマンへの応援やオンブズマン活動への意見なども寄せてくれました。

アンケートで、自分のこと、家族のこと、友達のことなどで困っている、悩んでいるというメッセージに対しては、手紙で連絡をとったり、学校に確認したりしました。

子どもオンブズマンは、子どもの利益を第一に考え、子どもたちの声を聴いていきます。

オンブズマンコラム



かけがわ あ き
掛川亜季オンブズマン

小5と中2のみなさんに、昨年の秋に、オンブズマンアンケートに協力していただきました。ありがとうございました。

アンケートに、たくさんの思いや意見を書いてくれました。その中に、「A Iをどう思っていますか?」、「インプットとアウトプットの関係について」という質問がありました。

難しい質問ですね。

私はI T関係の難しいことはよくわかりませんが、A Iとは、おおざっぱに言うと、たくさんの情報を取り込んで（インプット）知識をたくわえて、それをもとに回答をする仕組み（アウトプット）ですね。

A Iが発達すれば、一生けん命勉強して知識をたくわえたり、色々な問題の解決を自分でしなくてもよくなるのでしょうか。オンブズマンへの相談も、A Iが代わりに答えてくれれば必要がなくなるのでしょうか。単純な〇×や、誰に聞いても答えが変わらないことなら、A Iが置きかわるかもしれません。でも、気持ちのもやもやだったり、あいまいだけれどそれも含めて大切にしたいことといった、数字や言葉にしにくいこともたくさんあると思います。その場で解決策を考えるために、色々な情報の引き出し、ものさしを自分自身の中に持つことや、それを更新（アップデート）しつづけることも大事で、A Iにすべておまかせにはできないと思っています。

みなさんはどう思いますか。みなさんの考えをきかせてくれたらうれしいです。

Ⅱ. 運用状況

○機関紙の発行（一部掲載）

顔が見え、安心して相談できるように、オンブズマンの紹介や活動の様子などを掲載した機関紙を発行しました。4月には小学校1年生向けに子どもオンブズマン制度を紹介した機関紙も発行しています。機関紙はホームページでも見ることができます。

<夏休み企画の紹介>

くにたち子どもの人権オンブズマン機関紙 第8号 2024年7月 発行：国立市オンブズマン事務局

きみの人権を守る
子どもオンブズマン 通信

子どもオンブズマンクイズラリー
開催期間
令和7年8/1(金)～8/31(日)
※景品交換は9/5(金)まで

市内10か所に置いてあるオンブズマンクイズの答えを台紙に書いて、オンブズマン事務局(市役所北庁舎27番窓口)に持ってきてね★
1か所1ポイント！
学校のタブレットで、クロームのブックマークから相談フォームに「夏の思い出」をひとこと書いて送ってもポイントになるよ。

【クイズ設置施設】
くにたち北市民プラザ／国立駅南口子育て・子育て応援テラス／西児童館／中央児童館／くにたち図書館東分室／くにたち郷土文化館／矢川プラズ／FSXアリーナ／くにたち南市民プラザ／城山さとのいえ

★3ポイント以上
➡ガチャガチャで参加賞をゲット！
★10か所全部
➡コンプリート賞をプレゼント

クイズラリー台紙

花井良プラザ	テラス	西児童館	図書館東分室
中央児童館	矢川プラズ	FSXアリーナ	
郷土文化館	南市民プラザ	さとのいえ	相談フォーム

喜いから、水分を取ったり、休憩したりしながら、参加してね！

クイズの答えを四角のなかに書いてね☆

フォームを送った日付を書いてね

もオンブズマンってどんな人？

キングなど自然旅に出て温泉一ツを食べるこ
ラを感じやすい人はオンブズマンですか？

弁護士です。歴史好きで、寺社巡りや峠の散策を楽しんでいます。地方のお城にも行ってみたいと思っています。
みなさんが困っていることを解決するためのお手伝いをしていきたいです。気軽に相談してください。

片山 弘道
オンブズマン

オンブズマンレターは、こんな人におすすめ

オンブズマンからの返事が欲しい。
相談はうまく話せるか心配だし、話もなんだかはずかしい……。
レターは、返事の受け取り方が選べる！

きょうはオンブズマンレターについて説明するね

- ① 学校の先生から返事を受け取りたい人
➡先生には手渡しをお願いするだけで相談内容はひみつ
- ② 自宅に郵送して欲しい人
➡ちょっと時間がかかるけど必ずお返事するから待ってね。
- ③ メールで返事が欲しい人
➡上の3つの方法の中で一番早く返事が届くよ。
- ④ 電話でお返事することもできるよ

ひみつはまもりまず
電話代はタダです

フリーダイヤル
0120-70-7830
【受付時間】 月～金 午前8時30分～午後5時(祝日のぞく)

何でもOK なやみゼロ

sec_ombudsman@city.kunitachi.lg.jp
オンブズマン事務局 042-505-5127

【直接くる時】 国立市役所 北庁舎27番窓口 *予約なしの来訪もOK！

＜愛称募集・イベント内容の紹介＞

子どもオンブズマンの相談室の愛称募集と、児童館まつりやくにたち人権月間にあわせて実施した子どもオンブズマン企画についてPRしました。

くにたち子どもの人権オンブズマン機関紙 第59号 2025年11月 発行：国立市オンブズマン事務局

きみの人権を守る **子どもオンブズマン 通信**

そうだんぼしょの ニックネーム ほしゅう **名前♡募集します**
おぼえやすいニックネームを考えてね

選ばれた人には 図書カード をプレゼント みんなの応募を待ってます！

応募期間 ● 令和 7 年 11 月 17 日 から
令和 8 年 1 月 31 日 まで

応募できる人 ● 国立市内に住んでいる **子ども** (高校生まで)

応募方法 ● 右のQRコードから送ってね

※「みんなの相談」(矢川プラス・西児童館)でも応募できるよ
※ 選ばれたときに連絡するので、応募フォームに連絡先と名前を書いてね
※ ※ 応募してもらった中から何個か選んで、決選投票で1位を決めるよ
(投票については次号でお知らせします)

おしらせ

もオンブズマン企画へGO!!

ワク★★ワクワク★★ガチャ!!
プレゼントの紙が入ってるよ (どんな質問かな～?)
プレゼントがもらえる! (いいものがあまりますように)

ぬりえコーナー
もあるよ

★オンブズマンにあえる★

おはなし「10代の子どものいま」
& オンブズマン活動報告会

11月29日(土) 10時～12時
FSX ホール地下スタジオ にて

子どもの味方 山下敬雅弁護士が、おはなしのあとにみんなの
質問に答えてくれます ☆ おとなに言いたいことや聞きたいことが
あったら、右のQRコードからドシドシ送ってね。

ひみつは
まもりま
す
電話代は
タダです

フリーダイヤル **0120-70-7830**
【受付時間】 月～金 午前8時30分～午後5時(祝日のぞく)

sec_ombudsman@city.kunitachi.lg.jp
042-505-5127 オンブズマン事務局
【直接くる時】 国立市役所 北庁舎27番窓口 ※予約なしの来所もOK!

＜アンケート結果 中学生＞

小学5年生と中学2年生を対象に実施したオンブズマンアンケートの結果を掲載しました。
小学生版と中学生版をそれぞれ作成しています。

オンブズマンコラム

小5と中2のみなさんに、昨年の秋に、オンブズマンアンケートに協力していただきました。ありがとうございました。アンケートに、たくさんの思いや意見を寄ってくれました。その中に、「A1をどう思っていますか?」、「インプットとアウトプットの関係について」という質問がありました。嬉しい質問ですね。私は「11」関係の難しいことはよくわかりませんが、A1とは、おどろきに言え、たくさんの情報を取り込んで（インプット）知識をたくわえて、それをもとに回答をする仕組み（アウトプット）ですね。

A1が難しければ、「おどろき」を感じて知識をたくわえたり、色々な問題の解決を自分だけでなくもよくなるのでしょうか。オンブズマンへの相談も、A1が代わりになる必要がなくなるのでしょうか。単純なXや、誰に聞いても答えが変わらないことなら、A1が働きかわるかもしれません。でも、気持ちのよさや、だったり、あいまいだけれどそれも含めて大切にしたいことといった、数字や言葉ににくいこともたくさんあると思います。その場で解決策を考えるために、色々な情報を引き出し、ものさしを自分自身の手に持つことや、それを整理（アップグレード）しつづけることも大事で、A1にすべておまかせにはできないと思っています。みなさんはどう思いますか。みなさんの考えをかせてくれたらうれしいです。

くになち子どもの人権オンブズマン機関紙 第60号 2026年 2月 発行：国立市オンブズマン事務局

子どもオンブズマン つうしん 通信

さみの人権を守る

みんなできめよう！ 子どもオンブズマン相談室

愛称募集

募集期間 2月28日（土）まで延長！

ほかの相談室のなまえ

- 中野区の相談室は「ボカコロ」
- 西東京市の相談室は「ほーとーる」
- 武蔵野市の相談室は「まもろー」

これからスケジュール

- 1 音 音 オンブズマンが3つの機関紙を選びます。
- 2 候補発表 4月4日 さくらフェスティバル（自衛隊三公園）
- 3 投票期間 4月4日～4月30日
- 4 発表 6月のオンブズマン通信、市のHP他 採択された人には最大1万円の図書カードをプレゼント

11月23日 児童館まつり★11月29日 山下弁護士講演会

フリーダイヤル 0120-70-7830

なんでもOK な や み ゼロ

sec_ombudsman@city.kunitachi.lg.jp

042-505-5127 オンブズマン事務局

子どもオンブズマンアンケート結果発表

令和7年10月に、国立市立小学校全8校の5年生にアンケートを行いました。今回は初めてタブレットから回答してもらいましたが、427人（全体の74.2%）から回答があり、たくさんの意見を聞かせてもらえました。

協力いただいたアンケートは、子どもオンブズマンがすべて読んでいます。何について悩んでいるかという質問では、「友だち」が1番多く、次に「勉強」「家族」と続きました。

友だちのこと、勉強や家族のこと、子どもオンブズマンに相談できます。ぜひ、気軽に相談してみてくださいね。

「オンブズマンに伝えたいこと」では、たくさんのメッセージをもらいました。

ありがとうございます。

あなたは今、悩んだり困ったりしていることはありますか？

ある 19%
ない 92%

なやみこと・困りこと（あるを選んだ人）

何について悩んでいますか？

友だち	48
勉強	24
自分	13
家族	14
先生	5
その他	7

（単位は人、複数回答あり）

くになち子どもの人権オンブズマン（子どもオンブズマン）を知っていますか？

知らない 25%
知っている 75%

子どもオンブズマンは、子どもの人権を守るため、あなたの話を聞いて一緒に考え、あなたの意見を先生や家族に伝えたりして、解決に向けて行動していることを知っていますか？

知らない 42%
知っている 58%

国立市子ども基本条例

令和7年4月に、国立市子ども基本条例がスタートしたことを知っていますか？

知っている 23%
知らない 77%

相談しやすい時間帯

あなたが、平日で相談しやすい時間帯を教えてください。

★15-17時

午前中 12-15時 17-20時 20時～

子どもの意見

意見を言いたい（ほしかった）と思うことは？

- 成績について頭ごなしに叱られた
- 家族とのケンカが増えた
- 友だちとのトラブルについて
- ケンカの理由を聞いてほしい
- ...

みなさんに配られているタブレットパソコンのブックマークから、子どもオンブズマンに相談できることを知っていますか？

知っている 20%
知らない 80%

相談方法

子どもオンブズマンに相談する方法は、いろいろあります。

- ① オンブズマン事務局に話に行く
- ② フリーダイヤル 0120-70-7830 に電話する
- ③ オンブズマンレターを書く
- ④ メールをする

そのほか、皆さんに配られているタブレットのブックマークからも相談できます！お試してもいいので、相談フォームを開いてみてくださいね。

相談フォームで相談するときは、オンブズマンが返事をする先（メールアドレス、住所、学校名やクラスなど）を必ず入力してくださいね☆

Ⅲ. 事例紹介

1. 一般オンブズマン
2. 子どもの人権オンブズマン

※各事例ともプライバシー保護のため、表現は一部変更しています。

Ⅲ. 事例紹介

1. 一般オンブズマン

市の業務に不備がなかった事例

事例① 担当課の対応について

【申立て内容】

居住する建物のエレベーター内に、たばこの灰が落ちていたのを見つけた。エレベーターを降りたところにいた方が喫煙したと考えられたので、たばこの灰を指さし、両手で×印を作って示したところ、その方がいきなり殴りかかってきた。申立人は倒れこみ、その場にいた申立人の配偶者が止めに入ったところ、配偶者も突き飛ばされて倒された。当該者はそのまま逃げていき、申立人らが警察を呼んだ。当該者は、当日市役所のしょうがいしゃ支援課に行って自ら犯行を打ち明け、自分はただ押しただけと釈明していたことが後からわかった。

しょうがいしゃ支援課は、事件当日に犯行があったことを知っていたのに、直ちに警察に通報することを怠った。個人情報やしょうがいしゃであることを理由としているが、当該者はこれまでも建物内で何度か問題を起こしており、今回の事態も犯罪であるのに通報しないのはおかしい。

その後、何度かしょうがいしゃ支援課やふくふく窓口に、被害者である申立人が被害を窓口へ訴えに来ていることを加害者に伝えてほしい、加害者は被害者がこのような訴えをしてきていることをどう思っているのか、加害者に申立人への対応をするように言ってほしいと伝えしたが、守秘義務等を理由として対応してくれなかった。

本件の対応について、担当部長と話をしたいと言っていたところ、ふくふく窓口の担当者から、この日であれば担当部長とアポが取れる（面談の予約が取れる）と数日前に電話で言われたので、指定日に市役所に出向いたのに、担当部長は用事があるか何かで、結局担当部長との面談ができなかった。

被害者の立場に親身になって対応してほしい。

【対象機関】 健康福祉部 福祉総務課・しょうがいしゃ支援課

Ⅲ. 事例紹介

【オンブズマンの見解】

調査の結果、オンブズマンは以下のとおりと考えます。

- (1) 申立人は、しょうがいしゃ支援課が事件当日に当該者による本件行為を認知したのに、被害申告をしなかったことに対して異議を唱えています。しかし、福祉総務課（ふくふく窓口）及びしょうがいしゃ支援課の説明では、事案が起きた当日に、その場で申立人が警察に通報したと申立人あるいは申立人の話を聞いた担当者から聞いており、申立人からオンブズマンへの話の中でも、事案発生当時、その場で警察に通報をしたとのことでした。すなわち、警察への通報は事案発生直後に既になされており、改めて被害申告を市役所として検討する必要がない客観的状況でした。

また、しょうがいしゃ支援課は、確かに申立人からの相談内容をふくふく窓口担当者から聞く前に当該者から事案の話を聴いていましたが、当該者の説明内容では直ちに犯罪が成立すると判断できるものではなかったとのことであり、公務員の告発義務を考えても、犯罪があると思料する場合に該当するとは言い難いものでした。

申立人や配偶者は本件の事案により心身の苦痛を受けたことから、その苦しみを、市職員も受け止めて被害者の立場に立って対応してほしいという申立人の心情は理解できると思いますが、実際には申立人方が事案発生後直ちに通報していたこと、当該者の話からでは犯罪が起きたか否かを判断しがたい状況であったことから、通報を行うことが求められる事案ではなかったとオンブズマンは判断します。このように、通報を行うことが求められる事案ではなかったことからすると、個人情報やしょうがいしゃであること（しょうがいしゃを支援する立場からの相談を受け付ける係であること）という話があったとの点については、警察への通報の場面というよりも、当該者が何を話していたか、あるいは制裁を加えたい、賠償や謝罪を求めたいという文脈の中での言及であったものと推測します。

- (2) 申立人はまた、被害者である申立人が被害を窓口に訴えに来ていることを当該者に伝えてほしい、当該者は被害者がこのような訴えをしてきていることをどう思っているのか、当該者に申立人への対応をするように言ってほしいと伝えたが、守秘義務等を理由として対応してくれなかったと主張されています。

この点、各担当課とも、申立人が窓口に訴えに来ていることを当該者に伝えてほしいと要望していたとは認識していませんでした。各担当課は、申立人の主なご要望は、当該者が本事案について何と言っているのかを知りたい・確認したいということと理解していました。また、当該者に謝罪や賠償、制裁を受けてほしいという意図と理解していました。そこで、各担当者とも、当該者への謝罪や賠償といった民事的な話し合いには間に入ることができない、仲介できないことを説明したとのことでした。

この点、申立人としては、市が日ごろ関わりのあるしょうがいを持つ方について従前から市に対してトラブルを相談していたのだし、当該者も市に本件事案を話しているのだから、市が何とかしてくれるのではないかと期待があったのではないかと推測します。また、申立人や家族が痛い思いをして苦しんでいるのに、当該者が誰からも何も言われずに反省もしないのは困るといったお気持ちになるのも、もっともなことと思います。

しかし、その解決手段は市ではなく、民事あるいは刑事として別個の解決が期待される場面ですし、市としては、相談を受けた内容について、個人情報保護法にのっとり、法が定める例外を除いては、ご本人の了承なく他の方の求めに応じて開示することができません。また、相談内容の秘密を保持するということは、市の窓口で相談をした内容が他者に漏れることがないとの市民からの信頼を保持する観点からも必要な対応です。

なお、個人情報保護法には、本人の同意がない場合の個人情報の第三者提供が許容される場合として、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」が挙げられていますが、今回、当該者がしょうがいしゃ支援課に対してどのようなことを述べていたかということは、直接的には「人の生命、身体又は財産の保護のために必要」とまで言うことはできず、この規定の対象外であるものと考えます。

申立人としてみれば、被害者側の立場に立たず相手方を守っているように感じられたかもしれませんが、申立人の相談内容が申立人の了承なしに他者に知られないということと同様の取り扱いであり、当該者がしょうがいしゃであるか否かによる配慮がされた結果ではありません。

申立人のどうにかしてほしいというお気持ちは強く伝わっていましたが、残念ながら市の担当課が対応できる内容ではなく、民事あるいは刑事の手續の

Ⅲ. 事例紹介

中で取り扱われるべき事項であるので、市の対応に問題があったとは認められませんでした。

(3) さらに、申立人は、担当部長とアポが取れるとのことで当日市役所に出向いたのに、結局担当部長との面談ができなかったと主張されています。

この点、面談日程調整を行ったふくふく窓口担当者は、「責任のある者が対応します」と述べたにとどまり、担当部長との面談を約束したものではなかったと説明しています。一方で、申立人は担当部長に会えるものと期待していたであろうことは予測していたが、しょうがいしゃ支援課の担当者との面談の場を設定することを優先させて日程調整をしたとも述べています。

この部分につき、申立人とふくふく窓口担当者のやり取りの内容は言い分に食い違いがあり、事実確定はできませんでした。

ふくふく窓口担当者が、もし申立人に対して、担当部長との面談はできないが責任ある者が対応する、という言い方をしていれば正確であり、今回のようなご不満は抱かれなかったと考えられます。一方で、申立人が担当部長との面談を要請した理由は、本件の事案について、当該者に対する対応を市役所で行ってほしいということを担当部長に直接言いたかったのだと推測されますが、そもそも市で対応できる内容ではなく、従ってしょうがいしゃ支援課の職員が不合理に申立人の相談に対応しなかったり放置していたという状況ではなかったことからすると、申立人が担当部長と面談を求めた際にそれに担当部長が応じるべき状況とまではいえないものと考えます。この状況を踏まえて考えると、ふくふく窓口担当者の取った対応は、申立人のご主張をできる限り迅速に担当課に直接伝える機会を作ろうとした苦肉の策であったと考えられ、不相当とまではいえないものと考えます。もっとも、今後は申立人に対してよりわかりやすく、より正確な説明を心がけていただくことを期待します。

(4) 以上のとおり、今回の市の対応は落ち度があるとまではいえないものと判断し、本調査を終えます。

市の業務に不備がなかった事例

事例② 生活保護停止後の医療支援案内について

【申立て内容】

申立人は、他自治体から国立市に転入してきたが、同居する子（成年）の収入が上がったことを理由に、転入から数か月後、生活保護が停止された。しかし、生活保護が停止されることを聞いたのは、停止の前月頃のことであった。

子は転入後まもなく就労を開始し、生活保護担当者に給与明細を提出していたのであるから、もっと前に停止の可能性があることを担当者としては推測できたはずである。その時点で停止の可能性を知らされていれば、申立人も子も停止後に備えた生活設計ができた。

特に、申立人は、国の指定難病を患っており、医療扶助が打ち切られると月数万円の医療費を要する。事前に通知して対応策をともに考えてくれれば良かったが、生活保護ケースワーカー及び福祉総務課は、申立人の各種医療受診の必要性を理解してくれなかった。また、しょうがいしゃ支援課にも数回相談に行ったが、病気の内容のことは理解してくれず、申請を受け付ける場所と言われるのみで、親身になって申立人の話を聴いて、どのような症状でどのような治療が必要か、また生活保護が打ち切られた場合に代替手段としてどのようなことが考えられるかをともに考えてくれなかった。命にかかわる問題であり、改善を求める。

【対象機関】 健康福祉部 福祉総務課・しょうがいしゃ支援課

【オンブズマンの見解】

申立人から伺った話の内容と、各課からの聴取結果から、オンブズマンは以下のとおりと考えました。

- (1) 申立人は、前住地では生活保護を受給しており、医療扶助を受けていた結果、医療費を要せずに治療を受けられる状態であったものと考えられます。ところが、申立人が当市に転入し生活保護の担当が当市に移管された前後に申立人と同居し同一世帯である子の収入が上がり、生活保護基準を満たさなくなったことから、生活保護が停止となりました。

この点、申立人は、子は転入後まもなく停止時点での就労先に就労しており、

Ⅲ. 事例紹介

給与明細等を就労開始後には提出していたのだから、停止の可能性について担当課は申立人にもっと早くに伝えることができたはずであると主張しています。しかし、福祉総務課への調査において、同課が子の転職後の収入を知ったのは生活保護停止の直前の月であり、同日に保護停止の可能性を伝えたとのこととです。

申立人の就労開始後には給与明細等を提出していたとの主張については確認が取れず、移管の時系列からすると、担当課の説明内容に不審な点はなく、また、担当課は生活保護停止の可能性を知った当日にその可能性について申立人に伝えたことから、担当課の対応に落ち度はなかったものと判断致します。

(2) 申立人は、国の指定難病等を患う申立人に対して、担当ケースワーカー、福祉総務課及びしょうがいしゃ支援課が申立人の状況を理解のうえで、多額の医療費を要するのに対して親身に考えてくれなかったと主張しています。

福祉総務課及びしょうがいしゃ支援課からの聴取の結果、各担当課は、申立人からの不調の訴えに対して真剣に向き合い、各課で対応できる部分是对应しているものと判断致しました。申立人の訴える疾患についても理解をする努力を各課ともしていましたが、例えば補装具の支給は一定の要件を満たさなければ対象とならず、医師の専門的判断が必要となる等、恣意的・裁量的運用はできないという限界があります。

申立人のご主張は、つまるところ申立人の疾患状況から、基準外であったとしても生活保護（特に医療扶助）を利用できたり、それに代わりうる給付が得られるようにしてほしい、というものと考えられますが、制度の限界はおのずとあるものであり、申立人のみ特例的に扱うことはできないということも行政の運用上やむを得ないところといわざるを得ません。

以上のとおり、本申立てについて改善を要する点は見当たらないものと判断し、本調査を終えます。

2. 子どもの人権オンブズマン

事例①

相談者	保護者から相談フォームに相談	子どもの所属	乳幼児 2 名
相談の主な内容	集合住宅内での騒音苦情と虐待疑惑への相談		

【相談内容】

保護者から、居住する集合住宅内で、特定の住民から、繰り返し子どもが遊ぶ音についての苦情を受けているとの相談がありました。さらに、子どもの泣き声や生活音を理由に、虐待を疑われ、関係機関等へ通報されたこともあり、不安を感じているとのことでした。

【子どもオンブズマンの対応】

本件は、子ども相談員が中心となって、相談者から詳細な事情を聞き取り、オンブズマンからの助言を迅速に伝達することで、相談者の不安軽減を図ったケースです。

子ども相談員は、相談者の話を丁寧に聴き、不安を受け止めました。オンブズマンからの、推測と客観的事実を区別して整理することの大切さや再度通報を受けた場合の対応策などの助言を伝達するとともに、トラブルを防ぐ体制づくりとして、建物管理者等に相談し、居住者に対して集合住宅内における生活音への理解や注意を促してもらうことなどの対策方法を考えました。

小さな子どものいる家庭では、子どもの生活音や泣き声に対して、周囲に負い目を感じてしまうことがあります。一方で、子どもの成長に必要な遊びや日常の活動が過度に制限されることのないよう配慮することも大切です。子どもの健やかな成長・発達を守る視点と、近隣住民との適切な関係づくりの両方を大切にしながら、場面に応じた対応を考えることとしました。

事例②

子供

相談者	オンブズマンアンケート	子どもの所属	小学生
相談の主な内容	保護者からの暴言や身体的な扱いによる不安		

【相談内容】

アンケートの「オンブズマンへの質問」欄に、「保護者から叩かれたり、『出て行け』と言われたりすると、自分はいらない人間なのかなと思ってしまう。どう思うか」と記載がありました。

Ⅲ. 事例紹介

【子どもオンブズマンの対応】

相談者に返事を届けるにあたり、担任の先生に手紙の受け渡しにご協力いただき、オンブズマンからの手紙を渡してもらいました。

手紙では、「いない人間などいないこと」「保護者であっても、子どもに対して何をしてもらってもよいわけではないこと」を伝えました。その上で、相談者が安心して過ごせるように、どのような方法があるかを一緒に考えたいと呼びかけました。

結果として面談にはつながりませんでした。相談者は以前から「みんなの相談」を通じて子ども相談員と顔見知りであり、日常的に会う機会がありました。そのため、相談員は、相談者が必要な時に安心して相談ができるよう、挨拶をしたり一緒に遊んだりといった緩やかな関わりを持ちながら、見守りを続けています。

事例③

相談者	相談フォーム	子どもの所属	小学生
相談の主な内容	保護者から嫌なことを言われたり、されたりする		
【相談内容】			
相談フォームを通じて、「保護者が嫌なことを言ったり、嫌なことをしたりする。家を出たいと思うことがある。助けてほしい。」という相談が寄せられました。			
【子どもオンブズマンの対応】			
相談者は自宅への手紙による返信を希望していましたが、手紙を自宅に送付した場合、保護者に手紙を読まれる可能性があります。そのため、相談者の安全やプライバシーに配慮し、手紙には、相談してくれたことへの感謝と、「一度会って詳しく話を聞き、どうすればよいか一緒に考えたい」という内容を、慎重な表現で記載しました。			
数日後、相談者が保護者とともにオンブズマン事務局に来てくれました。そして、相談を送ったときは保護者と大喧嘩をした直後で、気持ちが高ぶっていたこと、オンブズマンからの手紙をきっかけに保護者と話し合うことができ、現在は落ち着いていると説明してくれました。			
本人には、今後も困ったことや不安なことがあれば、いつでも相談してほしいことを伝えました。			

事例④

相談者	オンブズマンアンケート	子どもの所属	小学生
相談の主な内容	保護者に意見を聞いてもらえなかったことへの不満		

【相談内容】

アンケートの「大人に意見を聞いてほしかったこと」欄に、「きょうだいげんかで保護者に怒られた。自分の意見も聞いてほしかったが、聞いてもらえなかった」と記載がありました。

【子どもオンブズマンの対応】

こちらのケースも、担任の先生に協力をいただき、オンブズマンからの返事を相談者本人に届けました。

手紙では、言い分を聞いてもらえなかった悔しさや不公平感に共感し、気持ちが落ち着いているときに自分の気持ちを伝えること、「怒られたことが悲しかった」「自分の話も聞いてほしかった」と主語を自分にして伝えること、直接話して伝えるのが難しい場合には、メモや手紙で気持ちを伝えることなど、保護者とのコミュニケーション方法をいくつか提案しました。

また、あわせて話を聞いてほしいことや手伝ってほしいことなどがあれば、電話やメール等を通じて話を聞くことができることを伝えました。

この相談者も「みんなの相談」で子ども相談員と顔見知りであり、後日「みんなの相談」で会ったときに、「オンブズマンから手紙をもらったよ」と話してくれました。

その後、手紙の内容に関する相談等は今のところありませんが、子ども相談員が会った際にコミュニケーションをとりながら見守りを続けています。

事例⑤

相談者	友人と二人で来所相談	子どもの所属	小学生
相談の主な内容	友だちに陰口を言われる		
【相談内容】 クラス内に、二人の関係を悪くしようとするような悪口を言ってくる子がいて困っている。 また、そのことを相談した担任の対応についても、自分たちの思いが十分に受け止められていないと感じ不信感がある、とのことでした。			

Ⅲ. 事例紹介

【子どもオンブズマンの対応】

オンブズマンは、二人の話を丁寧に聴き、友人関係で感じている不安や、担任の対応により傷ついた思いを受け止めました。数回の面談を通じて、クラス内の席の位置や人間関係、周囲の子どもたちの様子などを丁寧に聞き取り、対策を一緒に考えました。

相談者から、相談内容を学校に伝えてほしいとの希望が出されたため、副校長等に対し、友人関係で悪口を言われるなどして不安を感じていること、担任の対応により傷つき、学校生活に不安を抱いていることを伝えました。

学校側は、担任への事実確認を行うとともに、相談者たちからの聞き取りを行い、本人たちが担任に思いを伝える機会が設けられました。相談者たちは、自らの思いを学校に伝える過程を通じて、担任との関わり方について気持ちの整理をつけられ、次へのステップに進むことができたようでした。

その後も継続して話を聴き、相手の言動に振り回されず自分の気持ちを大切にすること、嫌な言動を受けた際にはその場を離れることや、落ち着いて自分の思いを伝えることなどを一緒に考えました。

しばらくして相談者から、「一緒に考えた作戦をやってみたらうまくいきました！」と元気な報告がありました。

事例⑥

相談者	オンブズマンアンケート	子どもの所属	中学生
相談の主な内容	家庭内トラブルを思い返すと過呼吸が起きる		
【相談内容】 オンブズマンアンケートに、「過去のことを思いだすと、過呼吸のような症状が出ることもある。話を聞きに来てくれたらうれしい」と記載があったので、オンブズマンが学校に会いに行きました。			
【子どもオンブズマンの対応】 相談者は、以前は家庭内で両親が激しい言い争いをしていることが多かったが、今は離婚して保護者と落ち着いて暮らしていることなどを、具体的なエピソードを交えながら複雑な感情を淡々と語ってくれました。 過去のつらさについて保護者に気持ちを伝えた際、保護者から謝罪を受けたことが、相談者にとって気持ちの回復のきっかけになったようでした。			

一方で、保護者が相談者よりも前向きに生活を切り替えているように見え、自分だけが過去に取り残されているように感じることもあるとのことでした。

面談の後半では、相談者自身の世界や可能性に目を向けられるよう、学校生活、最近親しくなった友人、部活動、趣味、将来の夢へと話題を広げたところ、徐々に話す量が増え、笑顔も見られるようになりました。

既にスクールカウンセラーにも相談していることを確認し、つらい気持ちや困りごとが生じた際には、オンブズマンにもいつでも相談できることを伝えました。

事例⑦

相談者	本人たちからフリーダイヤルに電話	子どもの所属	中学生
相談の主な内容	クラス内の交友関係		

【相談内容】

クラス内で、嫌がらせを受けているように見える子がいるとの相談がありました。相談者たちは、その子にも周囲との関わり方で気になる言動があると感じる一方、クラス全体がその子を標的にするような雰囲気を感じ、当事者が実際に困っているかわからない中で、どのように対応すればよいか悩んでいました。

【子どもオンブズマンの対応】

オンブズマンは、面談を通じて、クラス内の人間関係や日常の様子、特定の生徒に対するクラスメイトの発言・反応などを丁寧に聴き取り、状況を少しでも改善するためにできることを一緒に考えました。

その上で、生徒だけで問題を抱え込まず、話しやすい先生等に相談することを提案しました。また、相談者たちがスクールバディとして活動していることも踏まえ、バディ活動の仲間に相談することや、相談者たちだけでの対応が負担となる場合には、オンブズマンが学校への相談に同行したり、学校に状況を伝えたりすることもできると伝えました。

さらに、クラス内に限らず学年全体で取り組める活動についても一緒に考え、相談者たちはこれを実践してくれたようです。その後も、クラス内で気になる状況が生じた際には話を聴き、その時々課題に応じた対応と一緒に検討しました。

※スクールバディ活動は、研修を受けた生徒が、いじめに関する相談を受けたり、いじめ予防の啓発活動を企画・実践したりする取り組みです。

事例⑧

相談者	相談フォーム	子どもの所属	高校生
相談の主な内容	友人からの重い相談を抱えきれず不安		
【相談内容】 心身の不調を訴える友人から相談を受けているが、自分では抱えきれない。友人の安全を守るために、どのように対応すればいいか悩んでいると相談がありました。			
【子どもオンブズマンの対応】 相談者は、以前から色々な友だちから悩みを聞くことが多かったものの、今回は自分一人では受け止めきれないほど内容が重く、友人に相談機関や大人へ相談することを提案してもなかなかうまくいかず、行き詰まりを感じていました。 オンブズマンは、相談者から友人の状況や、相談者自身が相談を受ける中で感じている負担を丁寧に聴き取りました。その上で、友人の悩みや心身の不調への対応は、子どもだけで抱え込むものではなく、専門機関等の関与が必要なケースであることを伝えました。また、相談者が大人に相談する際には、友人に対しても、自分一人では対応できないため大人に相談することを伝えるなど、できる限り友人関係に配慮しながら支援をすすめる方法を助言しました。 相談者も同様に考えていたようで、納得した様子を見せていました。 その後、他の相談先等についての相談があったのでいくつか案内するとともに、相談者自身の負担を軽減するため、必要な時にはオンブズマンが相談者の話を聞くことを伝えました。			

参考資料

- 国立市総合オンブズマン条例
- 国立市総合オンブズマン条例施行規則
- 国立市子ども基本条例
- 申立て様式
- 国立市総合オンブズマン苦情等処理に関する協定書
- 市と協定を結んだ民間福祉事業者一覧

○国立市総合オンブズマン条例

平成28年12月 8 日 条例第38号

第1章 総則

(目的及び設置)

第1条 市民等の市政に関する苦情等を公正かつ中立的な立場で簡易迅速に処理し、非違の是正等を勧告し、及び制度の改善を求めるための意見を表明することにより、市民等の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政の一層の推進及び市政に対する市民等の信頼の確保を図り、並びに子どもからの相談に丁寧に対応することができる体制を整備することにより、子どもを人権侵害から救済し、及び子どもの相談する力や自ら問題解決に臨む力の育成を図り、もって子ども一人一人の人権を尊重し、及び子どもの人権意識を育むため、国立市総合オンブズマン（以下「総合オンブズマン」という。）を置く。

(国立市総合オンブズマン)

第2条 総合オンブズマンは、第4章に規定する国立市一般オンブズマン（以下「一般オンブズマン」という。）の職務及び第5章に規定する国立市子どもの人権オンブズマン（以下「子ども人権オンブズマン」という。）の職務を行う。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 民間福祉事業者 一般オンブズマンの調査等に協力することを了承し、市と協定を締結した福祉サービスを提供する民間事業者をいう。
- (3) 市の機関等 市の機関及び民間福祉事業者をいう。
- (4) 子ども 18歳未満の全ての者をいう。

第2章 責務

(総合オンブズマンの責務)

第4条 総合オンブズマンは、この条例の目的を達成するため、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 総合オンブズマンは、その職務の遂行に当たっては、関係機関等との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 総合オンブズマンは、その地位を政党又は政治目的のために利用してはならない。

(総合オンブズマンの秘密を守る義務)

第5条 総合オンブズマンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(市の機関の責務)

第6条 市の機関は、総合オンブズマンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力しなければならない。

2 市の機関は、総合オンブズマンから第22条第1項（第33条において準用する場合を含む。）の規定による勧告又は第22条第2項（第33条において準用する場合を含む。）の規定による意見表明を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に対応しなければならない。

(市民等の責務)

第7条 市民その他総合オンブズマンの制度を利用する者は、条例の目的を達成するため、制度の適正かつ円滑な運営に協力するものとする。

(民間福祉事業者の責務)

第8条 民間福祉事業者は、一般オンブズマンから、第22条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切な対応に努めるものとする。

第3章 国立市総合オンブズマンの組織等

(総合オンブズマンの組織等)

第9条 総合オンブズマンの定数は、2人とする。

- 2 総合オンブズマンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、行政及び子どもの人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が市議会の同意を得て委嘱する。
- 3 総合オンブズマンの任期は3年とし、1期に限り再任することができる。
- 4 総合オンブズマンは、別に定めるところにより、相当額の報酬を受ける。
- 5 総合オンブズマンは、それぞれ独立してその職務を行う。ただし、第24条第1項又は第32条の規定による公表、第35条の規定による運用状況の報告その他重要事項に関する決定については、合議により行うものとする。
(代表オンブズマン)

第10条 総合オンブズマンのうち1人を代表オンブズマンとし、総合オンブズマンの互選によってこれを定める。

- 2 代表オンブズマンは、総合オンブズマンに関する事務を総括する。
- 3 代表オンブズマンに事故があるとき、又は代表オンブズマンが欠けたときは、代表オンブズマン以外の総合オンブズマンがその職務を代理する。
(兼職等の禁止)

第11条 総合オンブズマンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員を兼ねることができない。

- 2 総合オンブズマンは、市の行政委員会委員又は監査委員を兼ねることができない。
- 3 総合オンブズマンは、市と利害関係を有する企業その他の団体の役員を兼ねることができない。
(解嘱)

第12条 総合オンブズマンは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して解嘱されることがない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他総合オンブズマンとしてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 市長は、前項各号のいずれかに該当することを理由として、総合オンブズマンをその意に反して解嘱しようとするときは、市議会の同意を得なければならない。

第4章 国立市一般オンブズマン

(所掌事項)

第13条 一般オンブズマンの所掌事項は、市の機関の業務及び当該業務に関する職員の行為並びに民間福祉事業者が行う福祉サービスに係る業務（以下「市の業務等」という。）に関する事項とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、一般オンブズマンの所掌事項としない。
 - (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
 - (2) 判決、裁決等を求め現に係争中の事項
 - (3) 監査委員が請求に基づき現に監査を実施している事項
 - (4) 法令又は条例の規定による不服申立て機関等の業務に関する事項
 - (5) 職員の自己の勤務内容に関する事項
 - (6) この条例に基づき既に処理が終了している事項
 - (7) 総合オンブズマンの行為に関する事項

(職務)

第14条 一般オンブズマンの職務は、次のとおりとする。

- (1) 市の業務等に関し市民等から申立てのあった苦情を調査し、迅速にこれを処理すること。
- (2) 自己の発意に基づき、市の業務等に係る事案を取り上げて調査すること。
- (3) 市の業務等を監視し、非違の是正等の措置を講ずるよう勧告すること。
- (4) 市の業務等における制度の改善を求める意見を表明すること。
- (5) 第3号の規定による勧告及び前号の規定による意見表明の内容を公表すること。

(苦情の申立て)

第15条 何人も、一般オンブズマンに対し、市の業務等について苦情を申し立てることができる。

(苦情申立ての手續)

第16条 前条の規定による苦情の申立て（以下「苦情申立て」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面

で行わなければならない。ただし、一般オンブズマンが書面によることができない特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 苦情を申し立てようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 苦情申立ての趣旨及び理由並びに苦情申立ての原因となった事実のあった年月日
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 苦情申立ては、代理人によって行うことができる。
- 3 苦情申立ては、当該苦情申立てに係る事実のあった日の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、一般オンブズマンが正当な理由があると認めるときは、この限りでない。
- （苦情申立てに基づく調査）

第17条 一般オンブズマンは、苦情申立てを受けたときは、調査を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、調査を行わない。

- (1) 苦情申立ての内容が第13条に規定する所掌事項に該当しないとき。
 - (2) 苦情申立てを行った者（以下この章において「申立人」という。）が、当該苦情申立てに係る市の業務等について自己の利害を有しないとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、調査することが適当でないと一般オンブズマンが認めるとき。
- 2 一般オンブズマンは、前項ただし書の規定により調査を行わない場合は、その旨を、理由を付して、申立人に対し速やかに通知しなければならない。
- （発意に基づく調査）

第18条 一般オンブズマンは、自己の発意に基づき取り上げた市の業務等に係る事案について調査を行うことができる。

- 2 一般オンブズマンは、前項の調査を行うときは、関係する市の機関等に対し、その旨を通知するものとする。
- （調査の中止等）

第19条 一般オンブズマンは、前2条の規定による調査（以下この章において単に「調査」という。）を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、当該調査を中止し、又は打ち切ることができる。

- 2 一般オンブズマンは、前項の規定により調査を中止し、又は打ち切ったときは、その旨を、理由を付して、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に掲げる者に対し速やかに通知しなければならない。
- (1) 苦情申立てに基づく調査 申立人及び関係する市の機関等
 - (2) 自己の発意に基づく調査 関係する市の機関等
- （調査の方法）

第20条 一般オンブズマンは、調査のため必要があると認めるときは、市の機関等に対し説明を求め、その保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査をすることができる。

- 2 一般オンブズマンは、調査のため必要があると認めるときは、関係人又は関係機関、国、都道府県若しくは他の市区町村の機関に対し質問し、事情を聴き取り、又は実地に調査をすることについて協力を求めることができる。
- 3 一般オンブズマンは、専門的又は技術的な事項について調査等を行う必要があると認めるときは、専門的機関に対し、調査、鑑定、分析等を依頼することができる。
- （調査結果の通知）

第21条 一般オンブズマンは、調査が完了したときは、その結果を、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に掲げる者に対し速やかに通知しなければならない。

- (1) 苦情申立てに基づく調査 申立人及び関係する市の機関等
 - (2) 自己の発意に基づく調査 関係する市の機関等
- （勧告及び意見表明）

第22条 一般オンブズマンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関等に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 一般オンブズマンは、調査の結果、苦情申立て等の原因が制度そのものにあると認めるときは、関係する市の機関等に対し、制度の改善を求める意見を表明することができる。
- 3 一般オンブズマンは、前2項の規定により勧告し、又は意見を表明したときは、申立人に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

- 4 第1項の規定による勧告又は第2項の規定による意見表明を受けた市の機関等は、これを尊重しなければならない。

(報告等)

第23条 一般オンブズマンは、前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明をしたときは、当該勧告又は意見表明を受けた市の機関等に対し、是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとする。

- 2 前項の報告を求められた市の機関等は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、一般オンブズマンに対し、是正等又は改善の措置の状況について報告するものとする。

- 3 一般オンブズマンは、前項の規定による報告があったときは、申立人に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(公表)

第24条 一般オンブズマンは、第22条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明をしたとき、及び前条第2項の規定による報告があったときは、その内容を公表するものとする。

- 2 一般オンブズマンは、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

第5章 国上市子どもの人権オンブズマン

(子どもの人権の尊重)

第25条 全ての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく児童の権利に関する条約に基づく権利及び自由を保障される。

- 2 市及び市民並びに関係機関は、児童の権利に関する条約に基づき、子どもに係る全ての活動において子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの生き、育ち、及び発達する権利並びに参加し、及び意思表明を行う権利を尊重し、子どもの人権が正当に擁護されるよう努めなければならない。

(所掌事項)

第26条 子ども人権オンブズマンの所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 子どもの人権侵害の救済に関すること。
 - (2) 子どもの人権侵害の防止に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等に関すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、第13条第2項第1号、第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる事項は、子ども人権オンブズマンの所掌事項としない。

(職務)

第27条 子ども人権オンブズマンの職務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの人権侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの人権侵害に関して、救済の申立て又は自己の発意に基づき、調整し、及び調査すること。
- (3) 子どもの人権侵害に係る事案について、是正等の措置を講ずるよう勧告すること。
- (4) 子どもに係る制度の改善を求める意見を表明すること。
- (5) 第3号の規定による勧告及び前号の規定による意見表明の内容を公表すること。

(子ども相談員の設置及び職務)

第28条 子ども人権オンブズマンの業務の補助を行うため、子ども相談員を置く。

- 2 子ども相談員は、子ども人権オンブズマンの指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 子どもの人権に関する相談支援及び調整業務
- (2) 子どもの人権の擁護に関して必要な調査
- (3) 子ども人権オンブズマンについての広報活動等

(相談及び救済の申立て)

第29条 子どもを含む何人も、市内の子どもの人権に係る事項について、子ども人権オンブズマンに相談し、又は救済を申し立てることができる。

- 2 前項の規定による相談及び救済の申立ては、口頭又は書面で行うことができる。

(救済申立てに基づく調査)

第30条 子ども人権オンブズマンは、前条第1項の規定による救済の申立て（以下「救済申立て」という。）

を受けた場合において、当該救済申立ての内容が市内の子どもの人権に係る事項であると認めるときは、当該救済申立てに係る調査を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、調査を行わない。

- (1) 救済申立ての内容が第26条に規定する所掌事項に該当しないとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、調査することが適当でないと子ども人権オンブズマンが認めるとき。
- 2 子ども人権オンブズマンは、救済申立てが当該救済申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において、前項の調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、子ども人権オンブズマンが特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

(発意に基づく調査)

第31条 子ども人権オンブズマンは、市内の子どもの人権に係る事項についての相談、匿名の救済申立てその他独自に入手した情報等が第26条に規定する所掌事項に該当するものであると認めるときは、これらの事案について自己の発意に基づき調査を行うことができる。

(公表)

第32条 子ども人権オンブズマンは、次条において準用する第22条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見表明をした場合において、必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

(準用)

第33条 第16条第2項及び第3項、第17条第2項、第19条から第23条まで並びに第24条第2項の規定は、子ども人権オンブズマンについて準用する。この場合において、第16条第2項及び第3項、第19条第2項第1号、第21条第1号並びに第22条第2項中「苦情申立て」とあるのは「救済申立て」と、第17条第2項中「前項ただし書」とあるのは「第30条第1項ただし書」と、第17条第2項、第19条第2項第1号、第21条第1号、第22条第3項及び第23条第3項中「申立人」とあるのは「救済申立てを行った者」と、第19条第1項中「前2条」とあるのは「第30条又は第31条」と、第19条第2項各号、第20条第1項、第21条各号、第22条第1項、第2項及び第4項並びに第23条第1項及び第2項中「市の機関等」とあるのは「市の機関」と、第23条第1項中「前条第1項」とあるのは「第33条において準用する第22条第1項」と、「同条第2項」とあるのは「第33条において準用する第22条第2項」と、第24条第2項中「前項」とあるのは「第32条」と読み替えるものとする。

第6章 補則

(庶務)

第34条 総合オンブズマンの庶務は、オンブズマン事務局において処理する。

- 2 オンブズマン事務局には、総合オンブズマンの職務の遂行を補助するため、専門調査員を置くことができる。

(運用状況の報告等)

第35条 総合オンブズマンは、毎年、この条例の運用状況について、年次報告書を作成し、市長及び市議会に報告するとともに、広く市民にこれを公表するものとする。

(市民への広報等)

第36条 市長は、市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、市民が総合オンブズマンへの苦情申立て並びに第29条第1項の規定による相談及び救済申立てを容易に行うことができるための必要な施策の推進に努めるものとする。

(委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日の1年前の日以後にあった事実に係る苦情申立て及び救済申立てについて適用し、同日前にあった事実に係る苦情申立て及び救済申立てについては適用しない。

○国立市総合オンブズマン条例施行規則

平成29年 3 月 30 日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立市総合オンブズマン条例（平成28年12月国立市条例第38号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(総合オンブズマンの勤務日等)

第3条 総合オンブズマンの勤務日及び勤務時間は、1人につき原則として次のとおりとし、勤務日の割り振りは、市長がその都度定める。

勤務日	勤務時間
1週間に付き1日	午前又は午後の連続する3時間

(総合オンブズマン会議)

第4条 総合オンブズマンの職務執行に関する重要な事項を協議するため、総合オンブズマンをもって構成する総合オンブズマン会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、代表オンブズマンが必要に応じて召集し、その議長となる。

3 会議に付することができる事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 総合オンブズマンの職務執行の一般方針に関する事項

(2) 条例第24条及び条例第32条の規定による公表並びに条例第35条の規定による運用状況の報告等に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、総合オンブズマンの職務執行に関する重要な事項

4 前3項に規定するもののほか、会議について必要な事項は、代表オンブズマンが他のオンブズマンに諮って定める。

(市と利害関係を有する企業等)

第5条 条例第11条第3項に規定する市と利害関係を有する企業その他の団体とは、主として、市に対し請負をするものをいう。

(苦情申立書)

第6条 条例第16条第1項に規定する苦情申立ては、国立市総合オンブズマン（一般オンブズマン）苦情申立書（第1号様式）により行うものとする。

2 条例第16条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、他の制度による手続の有無に関する事項、代理人に関する事項並びに条例第17条の規定による調査、条例第21条の規定による調査結果の通知並びに条例第22条の規定による勧告及び意見表明に係る同意事項とする。

(苦情申立ての期間の特例)

第7条 条例第16条第3項ただし書に規定する正当な理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 苦情申立てに係る事実が極めて秘密のうちに行為され、1年を経過した後初めて明らかにされたとき。

(2) 天災地変等による交通の途絶により申立期間を徒過したとき。

(3) 苦情申立てに係る事実が継続しているとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、一般オンブズマンが正当な理由があると認めるとき。

2 一般オンブズマンは、前項に規定する正当な理由の認定に当たっては、市民の権利利益の保護を図ることを目的とするオンブズマン制度の趣旨にのっとり、弾力的運用を図ることに留意しなければならない。

3 前2項の規定は、条例第33条において準用する条例第16条第3項ただし書に規定する正当な理由について準用する。この場合において、第1項第1号及び第3号中「苦情申立て」とあるのは「救済申立て」と、同項第4号及び前項中「一般オンブズマン」とあるのは「子どもの人権オンブズマン」と、読み替えるものとする。

(調査実施の通知)

第8条 一般オンブズマンは、条例第17条に規定する調査を行うときは、関係する市の機関等に対し、申立人の氏名及び住所並びに調査内容等を通知するものとする。

2 前項の規定は、条例第30条及び条例第31条に規定する調査を行う場合について準用する。この場合において、前項中「一般オンブズマン」とあるのは「子どもの人権オンブズマン」と、「市の機関等」とあるのは「市の機関」と、「する。」とあるのは「する。ただし、子どもの人権オンブズマンが通知することが適当でないと認めるときは、この限りでない。」と読み替えるものとする。

(身分証明書の提示)

第9条 総合オンブズマン、子ども相談員及び専門調査員は、条例第17条、条例第18条、条例第30条又は条例第31条に規定する調査(第12条において単に「調査」という。)を行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 前項に規定する身分を示す証明書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 総合オンブズマン 国立市総合オンブズマン身分証明書(第2号様式)
- (2) 子ども相談員 国立市オンブズマン事務局子ども相談員身分証明書(第3号様式)
- (3) 専門調査員 国立市オンブズマン事務局専門調査員身分証明書(第4号様式)

(救済申立書)

第10条 条例第29条第2項に規定する救済の申立てを書面により行うときは、国立市総合オンブズマン(子ども人権オンブズマン)救済申立書(第5号様式)により行うものとする。

(勧告、意見表明等の公表)

第11条 条例第24条第1項及び条例第32条の規定による勧告、意見表明又は報告の内容の公表は、市広報、市ホームページへの登載その他の方法により行うものとする。

(運用状況の報告等)

第12条 条例第35条の規定による市長及び市議会への運用状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 苦情申立て、救済申立て及び調査の件数
- (2) 苦情申立て、救済申立て、条例第22条第1項(条例第33条において準用する場合を含む。)の規定による勧告、条例第22条第2項(条例第33条において準用する場合を含む。)の規定による意見表明及び条例第23条第2項(条例第33条において準用する場合を含む。)の規定による報告の要旨
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合オンブズマンが必要と認める事項

2 条例第35条の規定による運用状況の公表は、前項に掲げる事項について、市広報、市ホームページへの登載その他の方法により行うものとする。

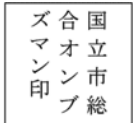
(標準処理期間)

第13条 総合オンブズマンは、条例第17条又は条例第30条に規定する調査を、別に定める標準処理期間内に終えるよう努めるものとする。

2 総合オンブズマンは、前項に規定する期間内に調査を終了できないときは、当該期間を経過するごとに、苦情申立て又は救済申立てを行った者に経過を報告するものとする。

(公印)

第14条 総合オンブズマンの公印の名称、書体、寸法、数、用途、ひな形及び公印保管者は、次のとおりとする。

公印名	書体	寸法	数	用途	ひな形	公印保管者
国立市総合オンブズマン印	てん書	方24ミリメートル	1	一般文書		オンブズマン 事務局長

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の国立市総合オンブズマン条例施行規則の規定に基づき作成された様式用の用紙で、現に残存するものは、必要な改正を加えた上、なお当分の間、使用することができる。

○国立市子ども基本条例

令和6年11月28日条例第26号

すべての子どもたちへ

あなたが生まれたこと、大きくなっていくこと、あなたらしくいられることを、このまちと、このまちにいる大人は、うれしく思っています。

あなたが感じていること、思っていること、考えていることを、あなたの近くにいる大人にいつでも聴かせてください。

うれしいこと、かなしいこと、困っていること、遊びたいこと、学びたいこと、やってみたいこと。もっと自分たちの声を聴いてほしい、自分たちに目を向けてほしいと思っていること。

このまちと、このまちにいる大人は、いつでもあなたのそばで、一緒に考えて、せいっぱい応援します。

あなたがあなたらしく、今を幸せに生きること、幸せな未来に向かっていくこと、すべての子どもが一人の人として等しく持つ、大切な権利を、このまちと、このまちにいる大人は、あなたと一緒に大切に、守っていることを約束します。

全ての子どもは、この世に唯一無二の命を授かった一人の人間であり、しょうがいなど様々な特性を有しているあらゆる人間は、生まれながらに等しく、自分らしく幸せに生きるための権利を持っています。

この権利は、子どもが成長・発達の過程にあることから、自分の力で行使できないときがあり、そのときに大人の支援が必要となります。

子どもたちは、生まれてきた瞬間から、自分の思いを様々な形で精一杯大人に表明しています。この思いを、大人たちが真剣に受け止め、これを尊重し、その上でその子にとって最善の利益とは何かを考え、これに応えることによって、子どもの権利が保障されます。

「人間を大切にする」という理念を掲げる国立市は、子どもたちの思いを深く受け止め、また、様々な社会課題が想定される未来を生きる子どもたちのことを思い、改めて、子どもの権利について真剣に考え、子どもの権利が恒久的に保障されるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、国立市に関わる全ての子どもの権利を保障し、社会全体で子どもを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが自分らしく幸せに生き、育つことができるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく子どもの権利を保障することが適当と認められる者をいう。
- (2) 保護者 子どもの親権者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親その他親権者に代わり子どもを監護・養育する者をいう。
- (3) 育ち学ぶ施設 市内に所在する、児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育施設その他子どもが育ち又は学びを目的として通学し、通所し、入所し、又は利用する施設をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他団体（前号に掲げる施設に係るものを除く。）をいう。
- (5) 市民 市内に在住し、在学し、又は在勤する者をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの権利の保障は、次に掲げることを基本理念として進めるものとする。

- (1) 子どもを権利の主体として尊重すること。
- (2) 子どもがいかなる差別も受けることがないようにすること。
- (3) 子どもにとって最もよい事とは何かを第一に考えること。
- (4) 子どもがその命を守られ、愛され及び保護され、並びに心身ともに健やかに育つことを保障すること。
- (5) 子どもが自由に意見を表すことを保障するとともに、その意見を子どもの成長及び発達の段階、個性等を踏まえて尊重すること。

(市等の役割)

第4条 市は、子どもの権利が保障されるまちの実現を図るため、育ち学ぶ施設、事業者その他の関係機関（以下単に「関係機関」という。）と連携し、必要な取組を推進するものとする。

- 2 保護者は、自身が子どもの成長及び発達において大切な存在であることを受け止め、子どもが心身共に健やかに育つようその監護・養育に努めるものとする。
- 3 育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、その活動において、子どもの権利を保障するものとする。
- 4 市民は、子どもの権利についての理解を深め、これを保障するとともに、市や関係機関の行う子どもの権利の保障に係る取組に協力するよう努めるものとする。

第2章 子どもの権利

(子どもの権利)

第5条 子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、この章に定める権利を始めとする子どもの権利が保障される。

- 2 子どもは、その権利が保障されるに当たっては、一人の人間として生き、育つために尊重されるとともに、成長及び発達の段階、個性等を踏まえて配慮がされる。

(安心して生きる権利)

第6条 子どもは、安心して生きる権利として、次に掲げることが保障される。

- (1) 自らの命を大切に思い、そのかけがえのない命が守られること。
- (2) 愛情をもって大切に育てられること。
- (3) 健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のため適切な医療を受けること。
- (4) あらゆる差別を受けることがないこと。
- (5) 虐待、体罰、いじめその他の心身に対するあらゆる暴力及び不当な取扱い（以下「不当な取扱い等」という。）から守られること。
- (6) いつでも安心して相談し及び助けを求めることができること。
- (7) 安定した生活を送り並びに成長し及び発達する上で必要となる社会保険その他の社会保障からの給付を受けること。
- (8) プライバシーや誇りが守られること。

(自分らしく心豊かに育つ権利)

第7条 子どもは、自分らしく心豊かに育つ権利として、次に掲げることが保障される。

- (1) 自由に気持ちや考えを持つこと。
- (2) 自由に気持ちや考えを表現すること。
- (3) 自分らしさが認められ、尊重されること。
- (4) 仲間を作り、様々な人々と触れ合うこと。
- (5) 温かい見守りの中で、地域や社会の活動に参加すること。
- (6) 成長及び発達の段階、個性等に合わせて学ぶこと。
- (7) 自然、文化、芸術、スポーツ等に親しむこと。
- (8) 心身に必要な休息を取り、自由に遊び、及び安心して過ごすことのできる時間と場所を持つこと。

(意見を表明する権利、意見が尊重される権利及び参加する権利)

第8条 子どもは、意見を表明する権利、意見が尊重される権利及び参加する権利として、次に掲げることが保障される。

- (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。
- (2) 自分の表明した気持ちや考えが、成長及び発達の段階、個性等を踏まえて尊重されること。
- (3) 自分の関わる環境における意思決定の場や政策決定の場に参加すること。
- (4) 自分に関する情報その他自分の成長に役立つ多くの情報を大人又は社会に求め、集めること。

第3章 子どもの権利の保障

(家庭における権利の保障)

第9条 保護者は、子どもが心身ともに健やかに育つよう監護・養育するに当たり、子どもの成長及び発達の段階、個性等を踏まえて、子どもに寄り添い、子どもの気持ちや考えに耳を傾け、真剣に受け止め、子どもにとって最もよい事を第一に考えるものとする。

- 2 保護者は、子どもを監護・養育するに当たり、市や関係機関に対し必要な協力を求めることができる。

(育ち学ぶ施設における権利の保障)

第10条 育ち学ぶ施設の関係者は、その活動において関わる全ての子どもの育ちと学びを支えるに当たり、その子どもの気持ちや考えに耳を傾け、真剣に受け止め、子どもにとって最もよい事を第一に考えるものとする。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、配慮が必要な子どもに対し、特にその子どもの心情に寄り添い、その子どもの主

体性を尊重して、生じている課題や不安の解決を図るとともに、その子どもに適した育ちや学びの環境を提供するよう努めなければならない。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分の抱える課題や不安、日常的に困っていること等（以下「課題等」という。）について気軽に相談できる環境の整備に努めなければならない。

4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに対する不当な取扱い等が生じないよう予防に努めるとともに、子どもに対する不当な取扱い等が判明した場合、市及び関係機関と協力して、早期に対応しなければならない。

（地域における権利の保障）

第11条 市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として、その意見や活動を尊重し、対話をもって支えるものとする。

2 市民及び事業者は、地域の中で子どもが安心かつ安全に過ごすことができるよう、見守り、支えるものとする。

（不当な取扱い等の禁止）

第12条 何人も、子どもに対し不当な取扱い等を行ってはならない。

2 何人も、子どもに対する不当な取扱い等を発見したときは、速やかに市や関係機関に連絡しなければならない。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

（子どもの意見が尊重される環境の整備）

第13条 市は、子どもが自分の気持ちや考えを表明することができるよう、必要な環境を整備するものとする。

2 市は、施策を実施するに当たり、子どもの意見を聴くとともに、その意見については、子どもの成長及び発達の段階、個性等を踏まえて尊重し、子どもにとって最もよい事を第一に考えて施策に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者（以下「市民等」という。）に対し、子どもが自分の気持ちや考えを表明できる環境を整備するよう働きかけるとともに、これを積極的に支援し、及び市民等と連携するよう努めるものとする。

（子どもが相談できる環境の整備）

第14条 市は、子どもが自分の抱える課題等について気軽に相談できる環境を整備しなければならない。

2 市は、市民等に対し、子どもが自分の抱える課題等について気軽に相談できる環境を整備するよう働きかけるとともに、これを積極的に支援し、及び市民等と連携するよう努めるものとする。

（子どもの権利の周知と学び）

第15条 市は、市民等に対し、この条例及び子どもの権利について周知するとともに、市民等が子どもの権利について理解を深めることができるよう支援しなければならない。

（国立市子どもの権利の日）

第16条 市は、広く市民の子どもの権利に対する理解と関心を深め、もって子どもにやさしいまちづくりを推進するため、国立市子どもの権利の日を設ける。

2 国立市子どもの権利の日は、11月20日とする。

（子育て家庭への支援）

第17条 市は、保護者に対し、安心して子どもを監護・養育し、もって保護者が子どもの権利を保障できるよう支援するものとする。

2 市は、市民等において、保護者に対し、安心して子どもを監護・養育するための支援を行う場合は、これに協力するよう努めるものとする。

（配慮が必要な子ども・家庭への支援）

第18条 市は、特に配慮が必要な子どもの把握に努めるとともに、その存在を確認した場合は、当該子どもとその家庭の状況を把握し、関係機関と連携・協力して適切な支援をしなければならない。

（乳幼児期から豊かな学びを受けることができる環境の整備）

第19条 市は、子どもの学ぶ意欲や学ぶ権利を保障し、子どもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、育ち学ぶ施設の関係者と協力して学びの環境を整備するよう努めるものとする。

2 市は、子どもが成長・発達の過程及びその後の生涯において、複雑多様化した課題を乗り越えていくことができるよう、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と協力し、子どもが乳幼児期から自己肯定感や主体性を育むことができる環境を整備するよう努めるものとする。

（子どもの居場所づくりの推進）

第20条 市は、市民及び関係機関と連携・協力し、全ての子どもにおいて、自分にとって大切となる多様な経験

を得ること、様々な世代の人々と触れ合うこと、自然と親しむことなどができる居場所、何もしなくてよい、ほっとできる居場所その他の子どもの豊かな育ちにつながる居場所をつくるよう努めるものとする。

(不当な取扱い等に対する取組)

第21条 市は、関係機関と協力し、子どもに対する不当な取扱い等の予防と早期発見に取り組むものとする。

2 市及び関係機関は、不当な取扱い等を受けた子どもに接するに当たっては、特にその子どもの心情に寄り添い、その子どもの意思を尊重するよう努めなければならない。

3 市は、不当な取扱い等を受けた子どもを速やかに救済するため、関係機関と協力し、必要な対応を行うものとする。

4 市及び市民等は、犯罪等に巻き込まれた子どもが再び犯罪等に関わることをないよう、それぞれの子どもの背景に留意しつつ、必要な取組を行うよう努めるものとする。

(危険な環境等からの保護)

第22条 市及び市民等は、子どもが家庭や地域社会の中で健やかに育つことができるよう、子どもの成長や発達に影響を及ぼす公害、子どもの日常生活において著しく事故や事件につながるおそれがある環境、子どもの人格形成に有害であると法律等で認められている情報等(以下この条において「危険な環境等」という。)から子どもを守るとともに、子どもたちが自ら危険な環境等から身を守るために必要な情報の提供に努めるものとする。

第5章 権利侵害の相談・救済

第23条 子どもは、自分の抱える課題等について、市及び関係機関に相談することができるほか、国立市総合オンブズマン条例(平成28年12月国立市条例第38号)の規定に基づき、国立市子どもの人権オンブズマン(以下この条において「子ども人権オンブズマン」という。)に対し、相談し、又は救済を求めることができる。

2 市の機関は、子ども人権オンブズマンに関する周知、子どもが子ども人権オンブズマンに相談しやすい環境の整備その他の子ども人権オンブズマンの取組について相互に連携・協力するよう努めるものとする。

第6章 子どもに関する施策の推進と検証

(子どもに関する施策の推進)

第24条 市長は、子どもにやさしいまちづくりを推進するための計画を策定するものとする。

2 前項の計画は、国立市子ども総合計画をもって充てる。

(子どもの権利に関する検証)

第25条 市は、この条例に基づき、市内において子どもの権利が保障されているかどうかについて、子どもを始め市民の意見を聴いて検証するものとする。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

国立市総合オンブズマン（一般オンブズマン）苦情申立書

国立市総合オンブズマン 殿

年 月 日

住 所

氏 名

電話番号

国立市総合オンブズマン条例第 15 条及び第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり苦情の申立てをします。

趣旨		
理由（具体的内容）		
苦情申立ての原因となった事実のあった年月日		年 月 日
他制度による手続の有無	☐ 無 ☐ 有（ ）	
代理人	住 所 氏 名 電話番号	申 立 人 との関係
個人情報目的外利用同意書 国立市総合オンブズマン条例第 17 条、第 21 条及び第 22 条に基づき、国立市総合オンブズマンが苦情申立てに係る調査等を行うため、私に関する情報、その他苦情申立て内容に関わる情報について、市の機関等に通知（提示）すること及び市の機関等が保有する私の個人に関する情報を利用することについて同意します。 申立人氏名 _____		
備 考		

第 5 号様式（第 1 0 条関係）

くにたちしそごう
国立市総合オンブズマン（子どもの人権オンブズマン） 救 済 申 立 書

くにたちしそごう
国立市総合オンブズマン 殿

ねん 年 がつ 月 にち 日

じゅう じょ
住 所
し めい
氏 名
でんわばんごう
電話番号

こ 子どもの人権侵害について、くにたちしそごう 国立市総合オンブズマン じょうれいだい 条例第 2 9 条 じょう きてい の規定により、
つぎ 次のとおり 救 済 申 立 書 をします。

①対象者（救 済 を必要とする人）	
②趣旨（解決してもらいたいこと）	
③理由（具体的な内容）	
きゅうさいもうした げんいん じじつ ねんがっぴ 救 済 申 立 書 の原因となった事実のあった年月日	ねん 年 がつ 月 にち 日
たいしょうしゃ きゅうさい ひつよう ひと もうしたてにん かんけい 対象者(救 済 を必要とする人)と申 立 人との関係	
た せいど てつづき う む 他制度による手続の有無	☐ なし 無 ☐ あり 有 （ ）
び こう 備 考	

国立市総合オンブズマン苦情等処理に関する協定書

国立市を甲、福祉サービス（以下「サービス」という。）を契約に基づき提供する民間福祉事業者を乙とし、甲と乙は国立市総合オンブズマン条例（平成28年12月国立市条例第38号）の趣旨に基づき、国立市総合オンブズマン（以下「オンブズマン」という。）苦情等処理に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、乙の提供するサービスを利用する者（以下「利用者」という。）の当該サービスに対する苦情又はオンブズマンが自己発意に基づき取り上げた事案（以下「苦情等」という。）を公正かつ迅速に処理することにより、乙のサービスの向上を図り、乙と利用者との間の信頼関係を確立するために必要な事項を定めることを目的とする。

（調査に対する協力）

第2条 乙は、苦情等に関して事実関係を確認するため、オンブズマンが行う聞き取り面談及び書類確認等の調査に対して、迅速かつ誠実に協力するものとする。

（是正勧告等の尊重及び是正措置の報告）

第3条 乙は、前条の調査の結果、オンブズマンが是正等の措置を講ずるよう勧告（以下「是正勧告」という。）又は制度の改善を求める意見の表明（以下「意見表明」という。）を行った場合には、これを尊重し、誠実かつ適切な対応に努めるものとする。

2 乙は、オンブズマンからは是正勧告又は意見表明に対する是正等の措置について報告を求められた場合は、当該報告を求められた日から60日以内に、オンブズマンに対し、是正等措置報告書を提出するものとする。

（情報の公表に対する容認）

第4条 乙は、甲が年次報告書等により、苦情等の調査結果、是正勧告、意見表明及び是正措置報告等の情報を公表することについて、容認するものとする。

2 甲は、前項の公表に当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

（解約）

第5条 乙は、甲に申し出ることにより、本協定を解約することができるものとする。

（補則）

第6条 本協定に関し、各条項の解釈について疑義を生じたとき又は特別の定めのない事項については、第1条の目的を実現するため、甲及び乙の協議により解決を図るものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 東京都国立市富士見台二丁目47番地の1

国 立 市

代 表 者

国 立 市 長

〇〇 〇〇

乙 所 在 地

商号又は名称

代 表 者

市と協定を結んだ民間福祉事業者一覧（令和 8 年 3 月 31 日現在）

名 称	所 在 地
特定非営利活動法人 アビリティクラブたすけあい くにたちすてつき	国立市中 3-5-60 カサムシカ 1F
社会福祉法人 恩賜財団東京都同胞援護会 立川福祉作業所	立川市柴崎町 3-13-11
社会福祉法人 かいゆう	国立市青柳 1-34-3
医療法人社団 国立あおやぎ会	国立市青柳 3-5-1
特定非営利活動法人 国立子育てティエラ	国立市谷保 6897-12
社会福祉法人 くにとち子どもの夢・未来事業団	国立市矢川 4-17-65
社会福祉法人 国立市社会福祉協議会	国立市富士見台 2-38-5
公益社団法人 国立市シルバー人材センター	国立市富士見台 2-38
株式会社 国立メディカルケア	国立市東 1-17-20 サンライズ 21 ビル 302 号
特定非営利活動法人 国立ルピナス	国立市西 2-20-10 第 2 村上ビル 2F
合同会社グリーンリーフ	国立市北 2-4-17
特定非営利活動法人 子育て支援事業団あじさい園	国立市富士見台 4-10-6 アクト S 国立ビル 2 階
特定非営利活動法人 燦	国立市富士見台 3-33-22
山紫水明株式会社 茶話本舗国立さくら亭	国立市北 2-14-5
三多摩医療生活協同組合	国分寺市本町 4-12-14
社会福祉法人 滝乃川学園	国立市矢川 3-16-1
一般社団法人 たまぷらねっと	国立市西 2-11-23 関ビル第二 101
医療法人社団 つくし会	国立市西 2-26-29
特定非営利活動法人 東京自立支援センター	国立市富士見台 4-11-7-101 号
公益財団法人 東京 Y M C A 放課後等デイサービス東京 Y M C A P I T 国立	国立市東 1-4-20-102
ニチイケアセンター国立	国立市北 1-7-23 国立ビル 5F
発達支援センター Leap 国立	国立市北 2-13-48 ワコーレ国立 102
ハッピーテラス国立教室	国立市中 2-3-66 タキイシビル 1 階
社会福祉法人 弥生会	国立市泉 3-1-6

（注 1） 五十音順

（注 2） 上記事業者の提供する福祉サービス以外のサービス（例、医療サービスなど）は対象外となります。

国立市総合オンブズマン 令和 7 年度年次報告書

令和 8 年 7 月発行

国立市総合オンブズマン
掛川亜季（代表オンブズマン）
片山弘道

国立市オンブズマン事務局

〒186-8501 国立市富士見台 2-47-1

☎042-505-5127（直通）

メールアドレス sec_ombudsman@city.kunitachi.lg.jp



総合オンブズマン
ホームページ

子どもの人権オンブズマンフリーダイヤル



なんでもOK なやみゼロ

0120-70-7830



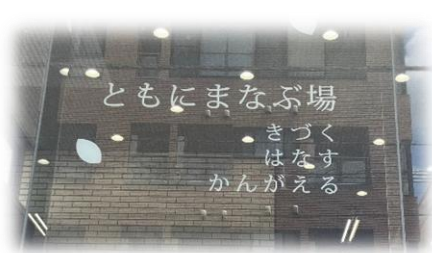
こども用
相談フォーム



Kunitachi City

国立市

令和 7 年度国立市教育委員会活動の 点検・評価報告書



開館 70 周年を記念し市民参加で作成したメッセージやイラストを掲げた公民館

令和 8 年 7 月

国立市教育委員会

国立市教育委員会活動の点検及び評価について

平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が示されました。これに伴う平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会が効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくために、教育委員会は、毎年自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。

これに基づき、国立市教育委員会は、平成20年度から、前年度の主要な施策や事務事業の取り組み状況について点検及び評価を行い、報告書を作成し、議会へ提出するとともに、市民へ公表しています。

その後、平成23年10月に、大津市において発生した中学生のいじめ自殺事件を契機に、地方教育行政における責任体制の確立と、教育現場で発生した重大な問題に対し、迅速かつ的確に対応すべく、抜本的改革について検討がなされました。

それを受け、平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることを目的に、新たな地方教育行政制度が歩みをはじめることとなりました。新制度においても、政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会は執行機関として、しっかりとその職責を果たすことを期待されています。

こういった状況を踏まえ、国立市教育委員会では、引き続き毎年1回、前年度の施策や事務事業の取り組み状況を総括し、課題を整理するとともに、今後の取り組みの方向性を明らかにし、公表することにより国立市の教育行政の推進に役立ててまいります。

令和7年度の評価及び今後の取り組みについて

総評

【令和7年度の取り組み及び評価について】

令和7年度の国立市教育委員会活動を振り返り、令和6年度と比較すると、評価指標については、「学校教育内容の質的向上に向けた取り組み」及び「給食費収納率向上の取り組み」の2項目において評価が向上し、「教育施設建替えなどの取り組み」及び「安全な学校給食の提供への取り組み」の2項目において評価が低下しました。

また、(1)、(2)で表記する年度開始時点での取り組みの水準については、「安全な学校給食の提供への取り組み」の1項目について、水準が(2)から(1)に向上し、全体で(1)が17項目、(2)が4項目となりました。

評価指標が変わった項目をみると、

「第二章 学校教育活動の取り組み」における「Ⅰ 学校教育内容の質的向上に向けた取り組み」については、学校・学級の包摂力を高め一人一人がその子らしくいられる環境への取り組みとして、校内別室指導の環境整備や、スマイリーサポートの充実、研修会等を通じた特別支援教育理解向上のほか、各校における幼保こ小連携の推進や授業改善など、包摂性が高まる取り組みの充実が図られてきていることから、評価指標をBとしました。

「第三章 学校給食の取り組み」における「Ⅲ 給食費収納率向上の取り組み」については、令和7年度において、学校給食費の公会計化に向けた準備を実施し、その結果として、令和8年度からの学校給食費の公会計化が実施できました。学校給食費会計の透明性の確保や安定的な学校給食用食材の調達が可能となり、成果として大きく向上したため、評価指標をAとしました。

「第二章 学校教育活動の取り組み」における「Ⅵ 教育施設建替えなどの取り組み」については、令和6年度は第二小学校新校舎棟の竣工、供用開始があり、取り組みが大きく進んだ状況であったためA評価であったこと、令和7年度は第二小学校改築事業が計画工程の通り進んでおり、学校施設整備基本方針の改定作業も進められているものの、成果としては令和6年度ほどの大きな成果はないことから、評価指標をBとしました。

「第三章 学校給食の取り組み」における「Ⅱ 安全な学校給食の提供への取り組み」については、取り組みの水準が令和7年度開始時点で(2)から(1)になったことで、そもそもの水準が高いこと、令和6年度は国立地区学校給食部会を立ち上げたなどの大きな成果があったことに対し令和7年度は全体的な成果があるものの、特筆すべき大きな成果がないことから、評価指標をB評価としました。

その他の項目についても、全ての項目においてB評価以上となっていることから、教育委員会活動の取り組みとしてはおおむね良好であったと考えます。

特に令和6年度に引き続きA評価となった「第五章 公民館活動の取り組み」における「Ⅱ 主催学習事業・会場提供事業の取り組み」では、文部科学省の第78回優良公民館表彰において、全国に約1万3千館ある公民館・生涯学習センターから各都道府県より推薦を受けた施設のうち、特に事業内容・方法等に工夫を凝らし、地域住民の学習

活動に大きく貢献している施設ということで、令和7年度本表彰において、国立市公民館が「最優秀館」に選出されたことは大きな成果であると考えます。

【今後の取り組みについて】

教育委員会としては、以下のことを重点的な項目として、様々な教育施策に取り組んでまいります。

「学校教育内容の質的向上に向けた取り組み」については、「一人一人がその子らしくいられる教育」を目指し、引き続き学校・学級の包摂力を高める取組を推進します。授業においては、1人1台端末を始めとするICT機器を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、全ての子どもの学びの質の向上を図ります。また、教室に入ることが難しい児童・生徒の学びを保障するため、校内別室指導の活用やフリースクール及び居場所づくりを進める事業所等との連携を密に行うとともに、チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の検討等を進めてまいります。多様な学びの場を充実させ、一人ひとりの子どもがその子らしく学べる環境づくりや、学習指導要領の改訂を見据えながら、国立市ならではの学びについても検討し、取り組んでまいります。

「学校教育環境の充実に向けた取り組み」については、引き続き、安全でスムーズな健康診断の実施を目指すとともに、アレルギー除去食の充実に伴い、適宜アレルギー対応マニュアルの見直しを進めます。

また、市内全校がコミュニティ・スクールとなり、学校と保護者、地域住民との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童・生徒の健全育成に取り組んでまいります。

「教育課題への取り組み」については、服務事故「ゼロ」を目指し、未然防止に細心の注意を払ってまいります。教職員の働き方改革については、現場の声を踏まえた業務改善を進め、教員の時間外在校等時間のさらなる縮減を図ります。

「教育施設建替えなどの取り組み」については、国立市学校施設整備基本方針の改定を進めており、庁内での議論と庁外からのご意見を踏まえながら令和8年度末策定を目途に進めてまいります。

また、第二小学校改築事業においては本年度中の体育館棟完成とともに、最後の工事工程となる既存体育館の解体、校庭等外構の整備工事に着手してまいります。

「安全な学校給食の提供への取り組み」については、児童生徒に対して「安心安全でおいしい給食」提供は基より、何よりも「楽しい給食の時間を過ごしてもらう」ことを第一に業務を実施してまいります。

食育推進に関しても、「くにたち食育推進・給食ステーション」の施設を活用した食育の取組や学校、他部署等との連携事業などを実施し、将来的には世代を超越した市全体の食育事業を推進し、「市の食育の拠点の一つ」として、市民の食育や健康増進に貢献していく取り組みを推進してまいります。

「文化財保存の取り組み」では、東京都指定有形文化財の旧本田家住宅について復原工事を進めるとともに、本田家旧蔵資料の展示に向けた準備を進めてまいります。

また、市民意見等を踏まえて令和7年度に策定した、「旧本田家住宅利活用計画」に基づき、南部地域の歴史文化の発信拠点として整備してまいります。

また、国指定重要文化財である緑川東遺跡出土石棒及び附の土器3点をはじめ文化財

のPRに向けた取り組みに努めてまいります。

「主催学習事業・会場提供事業の取り組み」では、公民館における市民の自主的・相互的な学習を促すことを目的とした公民館事業において、複雑・多様化する現代社会における様々な地域課題・生活課題に関わる多様なテーマを取り上げる必要があります。また、市民の自主的・相互的な学びが促進されるように、施設・設備の修繕や必要な備品の更新等が求められていますので、公共施設等総合管理計画に基づいた今後のあり方を検討するとともに、必要な学習環境の整備を進めてまいります。

「図書館運営の取り組み」では、市民の自己学習と文化活動を支援し、あらゆる世代の利用者にとって活用しやすい資料や学習環境を提供できるよう努めてまいります。また、電子図書館サービスにおいても音声付資料や雑誌類等多様な資料構築を行い、紙資料とあわせて様々な形態の読書要求に対応できるよう努めてまいります。

以上のとおり、事業の運営方法や展開方向、課題等は、様々な状況がありますが、国立市の教育のより一層の向上を図るため、引き続き、教育委員会活動の取り組みを推進してまいります。

令和8年7月27日 国立市教育委員会

※点検・評価においては次の表記を加えています。

- 1 「目的」の記述の最後尾に、「国立市教育委員会基本方針」及びその「施策」のどれに該当する取り組みであるかを（ ）書きで記載しています。

(例) (基本方針2の(1)に向けての取り組み)

- 2 各取り組みについて、達成度評価の指標となる目標を目的の記述の後に記載しています。

- 3 【現状・実施状況】において、課題が改善された項目、新たに実施した項目、重要取り組み項目等は、ゴシック太字字体で記載しています。

- 4 各取り組みが、昨年度までの状況においてどの水準にあるのか明確になるよう、【年度開始時点における取り組みの水準】を、(1) 水準に達しているまたは一定の成果が上がっている (2) 水準に達していないまたは成果が十分でないに分け、取り組みの水準として、評価指標の前に記載しています。

- 5 各取り組みについての評価指標は、A～Dの4段階で設定し、その年度における、施策の目指す目標の達成度、年度内における課題の解決や取り組みの進展、現状の改善度合い、あるいは実施した事業の成果などを点検し、総合的に評価しています。

評価指標 年度開始 時点の水準	A	B	C	D
(1) ・水準に達しているまたは一定の成果が上がっている場合で	・引き続き水準を大きく上回る成果をあげた ・更に成果の向上があった	・引き続き水準を上回り、一定の成果があった	・水準は維持したものの成果が乏しい ・一部新たな課題の発生や取り組みが若干後退した	・水準を下回った ・大きな課題の発生、取り組みの後退があった
(2) ・水準に達していないまたは成果が十分でない場合で	・取り組みが大きく進展した ・めざましい課題の解決・現状の改善があった ・成果が著しく向上した	・取り組みが進展した ・課題の解決・現状の改善があった ・成果が向上した	・進捗状況、課題解決、成果が現状維持にとどまった	・取り組みが後退した ・課題の困難性増加、新たな課題が発生した ・成果が低下した

目 次

ページ

・ 国立市教育大綱	1
・ 国立市教育委員会教育目標	3
・ 国立市教育委員会基本方針	3
・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	4

第一章 教育委員会活動

I 教育委員会の活動状況	5
--------------	---

第二章 学校教育活動の取り組み

I 学校教育内容の質的向上に向けた取り組み	1 6
II 学校教育環境の充実にに向けた取り組み	2 6
III 開かれた学校づくりの取り組み	2 9
IV 教育課題への取り組み	3 2
V 学校施設環境整備の取り組み	3 5
VI 教育施設建替えなどの取り組み	3 6

第三章 学校給食の取り組み

I 国立市学校給食運営審議会の運営	4 1
II 安全な学校給食の提供への取り組み	4 2
III 給食費収納率向上の取り組み	4 7

第四章 生涯学習活動の取り組み

I 社会教育推進の取り組み	4 9
II 文化財保存の取り組み	5 2
III くにはたちの集いの取り組み	5 3
IV 社会体育推進の取り組み	5 5

第五章 公民館活動の取り組み

I 公民館運営審議会の運営	5 8
II 主催学習事業・会場提供事業の取り組み	5 9
III 広報（公民館だより）発行事業の取り組み	6 4
IV 図書室管理運営事業の取り組み	6 5
V 施設維持管理運営事業の取り組み	6 7

第六章 図書館活動の取り組み

I 図書館協議会の運営	6 9
II 図書館運営の取り組み	7 0
III 図書館施設管理の取り組み	7 5

第七章 点検・評価に関する意見について	7 6
---------------------	-----

付 記 各取り組みの評価一覧	8 4
----------------	-----



国立市教育大綱

－自分もみんなも幸せな社会を目指す教育の実現－

令和8年2月20日改定

国立市長 濱崎 真也

「自分も、みんなも、いっしょに幸せになろう」

これから国立市の教育を進めていくにあたり、一番大切にしたいことがあります。それは、「自分が幸せ」であるだけでなく、「まわりのみんな」も幸せになれる社会をつくっていくことです。

そのために、国立市では、次の3つのことを大切にします。

1

「好き」や「知りたい」を育み、一生の力に。

- 学びはより良い人生を築く助けになります。「なぜ？」と不思議に思う気持ちや、何かに夢中になる力、好きなことは、人生を豊かにする宝物です。
- 人生を豊かにする知識やスキルを学校でじっくり学ぶことに加えて、変化していく社会の中で、新たに学ぶべきことを考え、新しいことに挑戦し、「好き」を深めていく。そんな学びを、子どもから大人まで、応援し続けます。

2

「ちがいを」掛け合わせて、共につくる、共に生きる。

- 私たちは一人ひとり、考え方も得意なことも、育った環境も多様です。一人ひとりの「ちがいを」から生まれる多様な力を掛け合わせてより良い社会をつくっていくため、対話する力、協力する力が育まれる環境をつくります。
- 互いの違いを認め合い、助け合うことは、対話や協力の土台になります。国立市は、誰もが「ここにいていいんだ」と心から安心して過ごせる場所を、みんなで作っていきます。

3

学校・家庭・地域の絆で、すべての子どもの学び・育ちを支え合う。

- 教育は、学校・家庭・地域などが信頼で結ばれ、子どもたちを育む営みです。最新のICT（デジタル）も活用しながら、一人ひとりに最適な学びを届けます。そして、教える人も支える人も、誰もが心にゆとりを持って、前向きに子どもたちを支え合う環境を整えます。

この3つの大切なことについて、具体的に次ページの「3つの力」を育むこと、「8つの取組の方針」を進めることを中心に実現していきます。



「3つの力」

－国立市が重視して育んでいきたいもの－

- 個性やよさを発揮し、主体的に学ぶ力
- 他者を尊重し、共感・協働しながら共に学び合う力
- 身近な世界を探求し、広い世界へと目を向ける力

「8つの取組の方針」

－学びと成長を支えるために国立市が特に大切にすること－

- | | |
|------|--|
| 1 安心 | すべての子どもが差別やいじめ、ハラスメントを受けることなく、安心して自分らしく成長できる環境を整えます。 |
| 2 共創 | 学校生活や学びに関わることなどについて、子どもに意見を聞きながら、大人と子どもが共に学びの場を創り上げていく取組を進めます。 |
| 3 公正 | 一人ひとりの特性や、生まれ育った環境に左右されることなく、成長に必要な力を最大限育むことができる支援を充実させていきます。 |
| 4 深学 | ICTを豊かな学びに活用できる環境の充実を目指すとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を進めます。 |
| 5 包摂 | 子どもの特性や強みに光を当て、一人ひとりがその子らしく共に学ぶことができる包摂力の高い学校・学級づくりを進めます。 |
| 6 共育 | 学校・家庭・地域などが互いに信頼し、協力してすべての子どもの育ちを支えていく取組を進めます。 |
| 7 挑戦 | 時間と心のゆとりを確保し、教職員が前向きに挑戦できる環境を整えていきます。 |
| 8 生涯 | 誰もが生涯にわたって、学習・文化・芸術・スポーツ等に親しむとともに、学んだことを様々な場面で活かしたり、表現したりすることができる環境を整えていきます。 |

(平成 28 年 4 月 26 日国立市教育委員会決定)

国立市教育委員会教育目標

国立市教育委員会は、学校教育、社会教育の連携のもと、子どもたちが個人の尊厳を重んじるとともに、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間へと成長することを目指し、文教都市「国立」にふさわしい学校教育の充実を図る。

また、社会教育を充実し、生涯を通じ、あらゆる場で学習できる生涯学習社会の実現を図る。

(平成 28 年 4 月 26 日国立市教育委員会決定)

国立市教育委員会基本方針

国立市教育委員会は、「教育目標」を達成し、学ぶ権利を保障するため、日本国憲法及び教育基本法に基づき、とりわけ学校教育においては学習指導要領の趣旨を十分に生かし、以下の「基本方針」に重点をおき、総合的に施策の推進を図る。

【基本方針 1 人権尊重の精神と社会性の育成】

人権尊重の理念を正しく理解するとともに、自他の生命を大切にし、思いやりの心をも身につけ、互いを大切にすることができる教育を推進する。

- (1) 年齢や性、しょうがいの有無などに関わらず、全ての人が互いの人間性を尊重し合う人権尊重の精神を培い、人権に関わる課題について正しい理解と認識を深め、偏見や差別をなくす人権教育を推進する。
- (2) 思いやりの心をはぐくみ、自他をいつくしみ、生命を大切にするなど心の教育を充実するため、道徳教育のより一層の充実を図る。
- (3) いじめや不登校などの問題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、地域と連携した総合的な教育相談機能の整備・充実に努める。
- (4) 平和の尊さを知り、日本及び世界の恒久平和を希求し、平和に貢献する心を育むため、平和教育を推進する。
- (5) 環境問題に対する理解と関心を深め、具体的な行動に結び付けられるよう、知識だけではなく、体験活動を通じて環境教育を推進する。
- (6) 互いに支え合う社会づくりを目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針 2 生きる力をはぐくむ学校教育の推進】

一人一人の個性を生かし、社会の一員としての自覚を高め、自己実現を図る能力を育てるため、関係機関との協力や、学校・家庭・地域社会の緊密な連携のもとに、生きる力をはぐくむ教育を推進する。

- (1) 学力の 3 要素である基礎的な知識及び技能、それらを活用した思考力・判断力・表現力、主体的に学ぶ態度を確実に身に付けさせるため、問題解決的な学習を柱とした児童・生徒が自ら学び考える教育活動を推進する。
- (2) 生きる力の重要な要素である体力を高めるため、授業の充実、運動の日常化、家庭・地域との連携を推進する。
- (3) 特別支援教育の更なる推進を図り、しょうがいのある児童・生徒としょうがいのない

児童・生徒ができる限り同じ場で共に学ぶことを追求するインクルーシブ教育システムの構築を目指す。

- (4) 日本や世界の文化・伝統に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りをはぐくみ、多様な文化に対する理解を深めることにより、日本人としてのアイデンティティを醸成し、世界で活躍するグローバル人材を育てる教育を推進する。
- (5) 子どもの健やかな身体を作るため、学校給食を充実させるとともに、健康な食生活を支える食育の充実を図る。

【基本方針3 特色ある開かれた学校づくりの推進】

子どもたちが、生涯を通じて社会の変化に主体的に対応し自己のよりよい成長を図れるようにするため、家庭・学校・地域の連携により創意ある教育活動、特色ある学校づくりを推進する。

- (1) 地域の人材を活用した学習活動、教材づくり等を推進し、多様な教育活動を展開する。
- (2) 各学校での特色ある教育活動を明示し、保護者・市民の協力を得ながら推進する。
- (3) 授業公開等を実施し、保護者・市民に教育活動を開くとともに、保護者や地域の願いを踏まえた開かれた学校づくりを推進する。
- (4) 教員の資質・能力向上を図るため、授業実践を中心とした教職員研修の整備・充実を推進する。
- (5) 学校の教育的リーダーシップの確立を図り、組織としての学校機能を高め、特色ある学校づくりを推進する。

【基本方針4 生涯学習の振興】

生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学び、その成果を地域社会に生かすことができるよう、学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する施策を総合的に推進し、生涯学習社会の実現を図る。

- (1) 地域社会における市民の活動機会を増やすため、社会体育、地域活動の充実を図る。
- (2) 生涯学習ネットワークの整備・充実を図り、生涯学習活動を総合的に支援する。
- (3) 地域の歴史、伝統文化を尊重し、有形・無形文化財の保護・活用を図る。
- (4) 図書館等の整備を通じ、学習・交流の機会や情報の提供を充実するとともに、社会教育活動を支援して、家庭や地域の教育力の向上を図る。
- (5) 文化に親しむ環境づくりを目指して、社会教育施設、文化施設を整備・充実し、芸術文化の創造・交流を実現していく。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第一章 教育委員会活動

I 教育委員会の活動状況

【目的】

創造的で人間性豊かな人材の育成を目指し、学校教育をはじめ、生涯学習、文化、スポーツ振興など幅広い分野にわたる教育行政を一体的に推進するために、その幅広い教育行政に関する基本方針等を決定する。

【現状・実施状況】

1 教育長・教育委員の選任状況

国立市教育委員会（以下、「委員会」という。）は、国立市長が国立市議会の同意を得てそれぞれ任命した教育長及び4人の委員より組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行しており、教育長の任期は3年、委員の任期は4年となっています。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとされており、委員会より委任された多くの事務をつかさどっています。

しかし、次の事項については、教育長に委任せず、委員会自らの責任において処理することとなっています。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 委員会規則その他委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止並びに位置の変更に関すること。
- (4) 委員会の職員及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (7) 教育財産の取得及び処分について、市長に申し出ること。
- (8) 教育施設・設備の整備計画に関すること。
- (9) 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例第2条各号に定める特別職の職員のうち教育委員会が所管する委員等(教育委員会委員を除く。)を委嘱し、又は任命すること。
- (10) 陳情、請願等を処理すること。
- (11) 行政不服審査法に基づく不服申立て(この条の規定により教育長に委任された事務に係るものを除く。)及び訴訟に関すること。
- (12) 教科用図書の採択に関すること。
- (13) 小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。

- (14) 委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員のサービスの監督の一般方針を定めること。
- (15) 委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の研修の一般方針を定めること。
- (16) 文化財の指定又は解除に関すること。

令和 8 年 3 月 31 日現在

職 名	氏 名	任 期
教 育 長	雨 宮 和 人	自 令和 6. 5.24 至 令和 9. 5.23
委 員 (教育長職務代理者)	操 木 豊	自 令和 4. 4. 1 至 令和 8. 3.31
委 員	大 野 孝 儀	自 令和 6. 4. 1 至 令和 10. 3.31
委 員	篠 原 朋 子	自 令和 5.10. 1 至 令和 9. 9.30
委 員	佐 伯 真由美	自 令和 8. 1. 1 至 令和 11.12.31

2 教育委員会の活動状況（会議開催回数、学校訪問回数など）

委員会の主な活動は、教育に関する重要な案件の審議を行う「会議」と、教育現場の活動状況や取り組み状況を確認する「学校訪問」があります。

（1）定例教育委員会の開催状況

定例教育委員会は、原則毎月 1 回第 4 火曜日に開催しました。令和 7 年度開催状況及び議案内容等は、以下のとおりです。

定例教育委員会 1 2 回

区分	内 容	件 数 (件)
議案内容	人 事 関 係	1 2
	条 例 関 係	0
	規 則 ・ 規 程 関 係	4
	要 綱 関 係	3
	そ の 他 の 案 件	1 5
	臨時代理事項の報告及び承認	1 6
陳 情 等		0
報 告 事 項		6 1
協 議 事 項		0
合 計		1 1 1

※報告事項には、教育長報告及び市教委名義使用、要望を含む。

【議 案】 5 0 件 可決
0 件 否決

【付 議 案 件】第 1 回から第 3 回教育委員会定例会は、令和 6 年度の開催となります。

第 4 回教育委員会定例会（令和 7 年 4 月 2 2 日）

区 分	件 名
議 案	令和 7 年度国立市特別支援学級教科用図書採択について（可決） 第 2 6 期国立市社会教育委員の委嘱について（可決） 臨時代理事項の報告及び承認について（令和 7 年度必置主任の任命及び兼務発令について）（可決） 臨時代理事項の報告及び承認について（教職員の人事異動について）（可決） 教育委員会職員の人事異動について（可決）
報 告 事 項	公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の 2025 年度事業計画及び収支予算について 令和 6 年度卒業式、令和 7 年度入学式の実施報告について 令和 6 年度国立市立小・中学校 学校評価の報告について 令和 6 年度国立市立小・中学校 学校評議員会の報告について 市教委名義使用について（1 3 件） 要望書について（1 件）
要 望	24 年 3 月 13 日の中教審特別部会での都教委・吉村美貴子人事部長のオンライン発表を引き金に、文科省が今通常国会に出した主務教諭新設の学校教育法改悪案を廃案にするよう、文科省に意見書を出そう等の要望書

第 5 回教育委員会定例会（令和 7 年 5 月 2 7 日）

区 分	件 名
議 案	令和 7 年度教育費（6 月）補正予算案について（可決） 臨時代理事項の報告及び承認について（国立市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について）（可決） 国立市スポーツ推進委員の委嘱について（可決） 臨時代理事項の報告及び承認について（令和 7 年度国立市学校運営協議会委員の解任及び任命について）（可決）
報 告 事 項	公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の 2024 年度事業報告及び決算について 令和 6 年度教育委員会各課の事業総括について（教育総務課、教育施設担当、建築営繕課、教育指導支援課、総合教育センター、生涯学習課、食育推進・給食ステーション、公民館、図書館） 市教委名義使用について（8 件） 要望書について（1 件） いじめ防止対策推進法の規定による重大事態に関する発生報告について
要 望	中教審が学習指導要領改訂作業を進める際、“国を愛する心情”や“君が代”強制、自衛隊・日米軍事同盟強化等の政策を教化する一部偏向箇所を、正すよう文科省に意見書を出していただきたい等の等の要望書

第 6 回教育委員会定例会（令和 7 年 6 月 2 4 日）

区 分	件 名
議 案	第26期国立市社会教育委員の会への諮問について（可決） 国立市学校給食運営審議会委員の委嘱について（可決） 臨時代理事項の報告及び承認について（令和7年度国立市学校運営協議会委員の解任及び任命について）（可決） 臨時代理事項の報告及び承認について（教育委員会職員の人事異動について）（可決）
報 告 事 項	令和7年国立市議会第2回定例会について 令和6年度児童・生徒の暴力行為・いじめ問題・不登校等に関する調査の結果について 令和6年度学校給食費決算報告について 市立学校において発生した傷害事故に係る和解について 市教委名義使用について（8件） 要望書について（4件）
要 望	公正・公平な教育委員会の運営を求める要望 都教委・田中佐岐子氏が「君が代を声高らかに、国旗に敬礼を」とピエロ的演技まで見せ付ける卒業式等の派遣職員説明会を非公開で開催したり、05年の賀澤敬二課長（のちNHK学園に天下り）が「年端も行かぬ高校生」と放言したりした事案で、意見書を出して頂きたい等の要望書 社会教育に関する審議会の人選についての要望 「すぐーる」の配信情報は、保護者が子どもの学校生活において必要とするものに限定するべきです（要望）

第7回教育委員会定例会（令和7年7月29日）

区 分	件 名
議 案	令和7年度教育費（9月）補正予算案について（可決） 令和6年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書について（可決） 臨時代理事項の報告及び承認について（教育委員会職員の人事異動について）（可決）
報 告 事 項	国立市特別支援学級教科用図書審議会の審議結果について 令和7年度第1回Q-U結果（市全体）の分析について 市教委名義使用について（6件） 要望書について（3件）
要 望	国立市立国立第二小学校改築プランに対する要望書：屋外うさぎ小屋新築を中止し小学校の動物飼育を終了してください 国立市立国立第二小学校屋外うさぎ小屋新築の中止、及び学校飼育終了と適切な里親へ譲渡の要望書 佐々木幸寿座長らの都教委有識者会議は、モンスターペアレント（保護者）だけでなく、モンスター（副）校長・モンスター教委職員（教育長や指導課長・指導主事等）への対策、撲滅もしっかり議論するよう、意見を出して頂きたい等の要望書

第8回教育委員会定例会（令和7年8月26日）

区 分	件 名
議 案	令和7年度教育費（9月）補正予算（追加）案の提出について（可決） 令和8年度使用国立市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について（可決）
報 告 事 項	市教委名義使用について（5件） 要望書について（1件）
要 望	都教委の『都教育施策大綱』『都教育ビジョン』、日本史服毒本『江戸から東京へ』の国家主義色濃い記述等、是正させる意見書を出して頂きたい等の要望書

第9回教育委員会定例会（令和7年9月22日）

区 分	件 名
議 案	国立市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱の一部を改正する訓令案について（可決） くにたち郷土文化館が登録博物館を目指すことについて（可決）
報 告 事 項	令和7年国立市議会第3回定例会について 令和7年度教育委員会各課の事業計画の推進状況について（教育総務課、教育施設担当、建築営繕課、教育指導支援課、総合教育センター、生涯学習課、食育推進・給食ステーション、公民館、図書館） 市教委名義使用について（4件） 要望書について（2件） いじめ防止対策推進法の規定による重大事態に関する調査結果について
要 望	教職員側の対都教委“君が代”一部勝訴の7月31日・東京地裁判決の一部勝訴部分の詳しい内容や、“君が代”被処分教員の学校名まで公表する都教委の異常さを、本市の全教職員に周知して頂きたい等の要望書 国や都に意見を述べる権利を放棄してはいけません（要望）

第10回教育委員会定例会（令和7年10月21日）

区 分	件 名
議 案	令和7年度教育費（12月）補正予算案の提出について（可決） 臨時代理事項の報告及び承認について（教育委員会職員の人事異動について）（可決）
報 告 事 項	市教委名義使用について（4件） 要望書について（1件）
要 望	広島市と同市教委が授業時間帯の炎天下、“天皇奉迎”のために小6児童を動員したり、改憲政治団体“日本会議広島”と所在地等が同じ“奉迎”ビラを教室で配らせたり等の偏向事案を、本市では絶対にやらないよう求める要望書

第11回教育委員会定例会（令和7年11月25日）

区 分	件 名
議 案	令和7年度教育費（12月）補正予算（追加）案の提出について（可決） 旧本田家住宅利活用計画（案）について（可決）

報 告 事 項	学校給食費の公会計化について 市教委名義使用について（6件） 要望書について（2件）
要 望	経団連の教育改革『提言』を、文科省や都教委が政策に取り入れないよう意見書を出して頂くと共に、加盟企業社員の学校派遣等を、本市ではやらないよう求める等の要望書 「NPO法人くにたち農園の会」との＜連携＞関係を断つことを求める要望

第12回教育委員会定例会（令和7年12月23日）

区 分	件 名
議 案	臨時代理事項の報告及び承認について（令和7年度教育費（12月追加提出）補正予算案の提出について）（可決） 臨時代理事項の報告及び承認について（教育委員会職員の人事異動について）（可決） 臨時代理事項の報告及び承認について（国立市スポーツ推進委員の解嘱について）（可決）
報 告 事 項	令和7年国立市議会第4回定例会について 国立市立学校給食センター整備事業 「令和6年度くにたち食育推進・給食ステーション 維持管理・運營業務モニタリング結果」について 市教委名義使用について（2件） 要望書について（1件）
要 望	市立小中学生を対象に「君が代を歌えるか、入学・卒業式で歌っているか」等、調査を実施するよう求める決議を、14対7で可決した石垣市議会のような動きが東京都で万一あった時は、児童・生徒の「思想・良心の自由」を侵害するので、本市では拒否するよう求める要望書

第1回教育委員会定例会（令和8年1月27日）

区 分	件 名
議 案	令和7年度教育費（3月）補正予算案の提出について（可決） 臨時代理事項の報告及び承認について（教育委員会職員の人事について）（可決） 臨時代理事項の報告及び承認について（教職員の人事について）（可決）
報 告 事 項	令和8年度国立市教育施策事業予算案の調整状況について 令和7年度第2回Q-U調査結果の報告について 令和8年くにはたちの集いの実施報告について くにたち郷土文化館の登録博物館登録について 市教委名義使用について（3件） 要望書について（1件）
要 望	都教委の「学校と家庭・地域とのより良好な関係作り有識者会議」のガイドライン等に、「モンスター教委・モンスター（副）校長らが生徒・保護者・一般教諭に高圧的であったり、パワハラを行ったりしてきている事実や、止めさせる方策」を明記させるよう求める等の要望書

第2回教育委員会定例会（令和8年2月17日）

区 分	件 名
議 案	令和8年度教育費予算案について（可決） 国立市特別支援教室及び難聴・言語障害通級指導学級設置要綱の一部を改正する訓令案について（可決） 国立市学校給食運営審議会委員の解嘱及び委嘱について（可決） 教育管理職の人事について（可決）
報 告 事 項	令和8年度教育委員会各課の事業計画について（教育総務課、教育施設担当、建築営繕課、教育指導支援課、総合教育センター、生涯学習課、食育推進・給食ステーション、公民館、図書館） 市教委名義使用について（6件） 要望書について（2件）
要 望	卒業式・入学式に「日の丸・君が代」を強制しないで子どもが主人公となる式にしてください 石垣市議会保守派が通した「君が代」を歌えるか、音楽で習ったか等、小中学生に直接調査させる決議」を、同市教委が不実施議決した際の論点を、本市の教職員に周知頂くよう求める等の要望書

第3回教育委員会定例会（令和8年3月23日）

区 分	件 名
議 案	臨時代理事項の報告及び承認について（令和7年度教育費（3月）補正予算（追加）案の提出について）（可決） 臨時代理事項の報告及び承認について（令和8年度教育費（3月）補正予算案の提出について）（可決） 令和8年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について（可決） 国立市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について（可決） 教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規程の一部を改正する訓令案について（可決） 国立市立学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程案について（可決） 国立市立小・中学校評議員会設置要綱を廃止する訓令案について（可決） 国立市立学校における働き方改革推進実施計画の補訂案について（可決） くにたち食育推進・給食ステーションの給食費に関する規則の一部を改正する規則案について（可決） 令和8年度国立市学校運営協議会委員の任命について（可決） 令和8年度国立市地域学校協働活動推進員の委嘱について（可決） 国立市立学校内科・眼科・耳鼻科医の委嘱について（可決） 国立市立学校薬剤師の解嘱及び委嘱について（可決） 国立市文化財保護審議会委員の委嘱について（可決） 教育委員会職員の人事について（可決） 臨時代理事項の報告及び承認について（教職員の人事について）（可決）
報 告 事 項	令和8年国立市議会第1回定例会について 市教委名義使用について（9件）

	要望書について（３件）
要 望	教育支援室「さくら」の体制維持と、不登校児童生徒の多様な居場所の確保に関する要望 文科省『人事行政状況調査』が示す、教職員の「精神疾患休職」「性犯罪・性暴力」増加の真因が （学習指導要領の一部政治的偏向部分等の）管理統制強化にあるという事実と、その真因を除去する 必要性とを、本市の教職員に周知頂くよう求める等の要望書 障害のある生徒を学校から排除し、保護者の中傷する学校運営協議会では困ります。（要望）

（２）教育委員会の公開

教育委員会は、事前に開催日を通知し、公開しました。

① 傍聴者人数

（単位：人）

定 例 会	人数	定 例 会	人数
第４回教育委員会定例会	２	第１０回教育委員会定例会	１
第５回教育委員会定例会	２	第１１回教育委員会定例会	１
第６回教育委員会定例会	２	第１２回教育委員会定例会	２
第７回教育委員会定例会	３	第１回教育委員会定例会	１
第８回教育委員会定例会	１	第２回教育委員会定例会	２
第９回教育委員会定例会	２	第３回教育委員会定例会	２
		合 計	２１

②議事録の公開

教育委員会議事録は、ホームページに掲載しています。

また、市役所の情報公開コーナー、くにたち中央図書館、公民館でも閲覧することができます。

（３）総合教育会議の開催状況

平成２７年４月の教育委員会制度改正に伴い、市長と教育委員会が地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、より相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、市長と教育委員会とが教育施策について協議・調整を行う場である総合教育会議を設置することとされました。

令和７年度の会議の開催状況は次のとおりとなります。

	開催日	協議・調整事項	傍聴者数
第１回	令和７年６月２４日	これからの国立の教育を考える ～今、求められる子どもたちの学びにつ	１人

		いて～	
第2回	令和7年10月21日	国立市教育大綱骨子素案について 令和8年度教育施策について	1人
第3回	令和8年2月17日	国立市教育大綱（案）について	2人

（４）学校訪問

学校訪問は、教育委員が直接学校を訪問することで、各学校の特色ある教育活動や児童・生徒の実態についての理解を深めるとともに、課題を把握し、その解決のための支援を検討することを目的に実施しました。

訪問日	訪問校	訪問日	訪問校
令和7年 5月14日	国立第八小学校	令和7年 10月15日	国立第五小学校
5月28日	国立第二小学校	10月22日	国立第一小学校
6月4日	国立第六小学校	10月29日	国立第七小学校
6月13日	国立第三小学校	11月12日	国立第四小学校
7月2日	国立第二中学校	11月26日	国立第三中学校
7月9日	国立第一中学校		

（５）道徳授業地区公開講座等への参加

例年、各小中学校で行われる道徳授業地区公開講座や運動会、合唱コンクール、学芸会などの各学校行事に積極的に参加し、学校や保護者、地域の方々等との意見交換を行いました。

（６）情報発信事業

教育委員会の活動や国立の教育行政の現状や取り組みを、保護者や市民に伝えるため、広報活動を行いました。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により教育委員会活動の点検評価を行い、議会に報告するとともに報告書を公表いたしました。

- ・ 教育委員会活動の点検評価報告書の作成

決算特別委員会における審議及び当初予算編成を考慮し、第3回定例会総務文教委員会において報告し、市ホームページや市の窓口等で公表しました。

- ・ くにとちの教育 年4回発行（全戸配布、国立市ホームページにPDF版及び音訳版を掲載）
- ・ 国立市ホームページ 教育委員会活動状況、各課の業務内容、学校紹介等を掲載

(7) 教育委員の研修活動

① 東京都教育施策連絡協議会

令和7年4月24日～5月31日 オンデマンド配信

② 関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会研修会

令和7年5月30日

講師：武藤 久慶 氏 文部科学省初等中等教育局教育課程課長

澤田 弘崇 氏 JAXA国際宇宙探査センター火星衛星探査機プロジェクト主任研究開発員

③ 東京都市教育長会研修会

令和7年7月31日 「『チーム・藤原道長家』の力 —『源氏物語』はどのように作られ、読まれたのか—」

講師：中西 智子 氏

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国文学研究資料館 研究部教授
／総合研究大学院大学教授

④ 東京都市町村教育委員会連合会第1ブロック研修会

令和7年11月12日 「南極観測の魅力を子供たちに」

講師：野田 豊 氏 第64次南極地域観測隊同行者

⑤ 東京都市町村教育委員会連合会第2ブロック研修会

令和7年12月17日 「オリンピックで学んだ折れない心の作り方」

講師：田中 雅美 氏 スポーツコメンテーター／八王子市教育委員

⑥ 東京都市町村教育委員会連合会令和7年度第2回研修会

令和8年2月27日 「教育に科学的根拠を」

講師：中室 牧子 氏 慶應義塾大学総合政策学部教授

教育委員会の定例的な活動については、定例会の会議を中心に、多くの議論や関係者との協議を積み重ねました。また、定例会の終了後には、適時、教育課題についての勉強会や意見交換を実施しました。

3回開催された総合教育会議においては、市長と協議を行い、国立市の教育の更なる推進のため、お互いに連携・協力していくことを改めて確認しました。また、同会議において、国立市教育大綱の見直しについて議論を行い、学識の意見も聞きながら、令和8年2月に決定しました。

学校訪問においては、各学校の教育課程の取り組みを視察するとともに、児童・生徒の様子や施設の現況把握に努めました。また、各種研修会や学校行事等にも積極的に参加し、自己研鑽に励むとともに、国立市の教育の状況把握に努めました。

【今後の課題・取り組み】

地域の教育行政について責任を持って処理し、保護者、学校関係者、地域住民の関心や要望を適切に反映させながら教育行政を行っていくためには、教育委員会が地域の教育の実情や行政課題等をよりの確に把握し、数多くの知見の集積や先進事例の研究をし、適切

な施策を講じる必要があります。

狭義の教育委員会と事務局の連携をより一層充実し、さらに、総合教育会議などを通じて、市長とも連携していくことが引き続き重要となります。

今後においても、新たに策定した国立市教育大綱を根本方針としつつ、教育施策の方向を示す国立市教育委員会教育目標及び国立市教育委員会基本方針に基づき、教育委員会活動を行い、その活動について、毎年度点検評価を重ね、国立の教育の向上につなげてまいります。

第二章 学校教育活動の取り組み

I 学校教育内容の質的向上に向けた取り組み

水準（１）評価指標 B

【目的】

児童・生徒が社会的自立に向け、自他の生命を尊重する豊かな人間性や基礎的・基本的な学力を身に付け、個性や能力を伸長し、自ら学び自ら考える力など「生きる力」を培う。

（国立市教育委員会基本方針 1－(1)、1－(2)、1－(3)、1－(4)、1－(5)、1－(6)、2－(1)、2－(2)、2－(3)、2－(4)、3－(4)、3－(5)に向けての取り組み）

【目標】

- 1 一人一人がその子らしくいられる環境づくりと教育活動の充実を図る。
- 2 児童・生徒の人権意識を高めるとともに、いじめ及び不登校に対する対応の充実を図る。
- 3 一人一人の状況に合わせた学びの充実を図る授業改善（個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進）を推進する。

【現状・実施状況】

- 1 人権教育の推進
 - （１）指導計画に基づいた人権教育の推進に努めました。

全校における人権教育全体計画・年間指導計画の作成、改善・充実
 - （２）人権教育推進委員会を３回開催しました。

〔第１回〕講義・演習「人権教育の効果的な推進と教職員に求められる人権感覚」
〔第２回〕東京都教育委員会人権尊重教育推進校 研究発表会参加（豊島区立要小学校）
〔第３回〕東京都教育委員会人権尊重教育推進校 研究発表会参加（小金井市立緑中学校）
 - （３）人権教育に関する教職員研修の充実を図りました。
 - ① 校内における人権教育研修会の実施
 - ② 東京都主催の人権教育研究協議会に対象教員等が参加
校長対象１１名、副校長対象１１名、進路指導主任等対象３名、
主幹教諭・指導教諭等対象１１名
 - （４）各教科・特別活動、学校行事等における体験的な活動により心の教育の充実を図りました。
 - （５）国立市いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめ問題に対する取り組みの充実を図りました。
 - ① 国立市教育委員会いじめ問題対策委員会の開催（年間６回）
 - ② 国立市いじめ問題対策連絡協議会の開催（年間１回）

- ③ 国立市立小・中学校いじめ問題対策連絡会の開催（年間２回）
- ④ 弁護士によるいじめ防止授業の実施（全小学校）（年間８回（各校１回））
講師 東京第三弁護士会多摩支部
- ⑤ スクールバディ・スポット講演の開催（全中学校）（年間３回（各校１回））
講師 国立市こども人権オンブズマン
- ⑥ スクールバディ・サポートの実施（全中学校）（年間９回（各校３回））
地域人材による、スクール・バディに対する支援

2 魅力ある学校づくり

- （１）児童・生徒にとって魅力ある学校づくりや学級運営を行うために「Ｑ－Ｕ」アンケート調査（※）を２回（５月・１０月）実施しました。
- （２）「Ｑ－Ｕ」アンケート調査の結果を学校運営に活用できるよう、各学校において、研修会を２回（６月・１１月）に実施しました。
- （３）教育カウンセリングの考え方や技術を活用し、魅力ある学校づくりの推進が図られるよう、初級教育カウンセラーの資格を取得した教職員が各学校２名配置となることを目指しました。

※「Ｑ－Ｕ」とは、「楽しい学校生活を送るためのアンケート（QUESTIONNAIRE－UTILITIES）」といい、「Ｑ－Ｕ」の愛称で呼ばれており、児童・生徒の学校生活における満足感や意欲の状態を把握するためのアンケートです。

3 一人一人がその子らしくいられる教育の取組

- （１）複数のアドバイザーより助言を受け、「学校・学級の包摂力を高める取組」について検討しました。（検討委員会 計３回 開催）
- （２）教職員向けに、教育委員会の施策に関する理解を深めるため、また教育に関する知見を広めるための機会を設けました。

- ① ４月３日 教育施策説明会 現時点での国立市における学校・学級の包摂力を高める取り組み「一人一人がその子らしくいられる環境づくりと教育活動」について全教員に説明し、アンケートによる意見聴取を行いました。

- ② ８月２５日 教員全体研修会
タイトル「実践から学ぶ！個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」
講演 HILLOCK 初等部スクールディレクター 養手 章吾 氏

- （３）教育大綱の改訂に向け教職員、保護者、子ども、市民とともに議論をする場を設けました。

- ① ７月 ５日 「市長と語る意見交換会～これからの国立市の教育を考える～」
教育大綱の改訂に向けて、市民と意見交換をしました。
- ② ７月１６日 「市長・教育長とお話しよう！国立市の教育をみんなで考える会」

国立市立学校に在籍している子どもたち（希望者）と国立市の教育について「語る会」を開催しました。

- ③ 9月21日 「市長と語る意見交換会～これからの国立市の教育を考える～」

教育大綱の骨子案を説明し、市民と意見交換をしました。

- ④ 1月18日 「市長と語る意見交換会～これからの国立市の教育を考える～」
教育大綱を説明し、市民と意見交換をしました。

(4) 教育委員会の取組や学校教育の取組をより理解していただくことを目的に、教育フォーラムを開催しました。

- ① 1月29日 国立市教育フォーラム

取組報告：「学校・学級の包摂力を高めることを目指して」

国立第五小学校・国立第一中学校の取り組み報告

トークセッション：「学校・学級の包摂力を高めるために」

登壇者：狛江市立狛江第三小学校 萩原 直樹 主幹教諭

国立市幼児教育センター 細田 直哉 所長

国立第五小学校 主任教諭 国立第一中学校 主任教諭

4 特別支援教育、教育相談等の充実

(1) 特別支援教育指導員（スマイリースタッフ）の効果的な活用を図りました。

- ① 特別支援教育指導員研修会の実施

国立市学校支援センターで定例研修会の実施

全体会3回 ブロック会8回（北ブロック・南ブロック各4回）

○支援の基本について

○実際の支援事例に基づく支援方針・方法について

- ② 合理的配慮コーディネーターによる学校訪問

各校1学期1回、2学期2回、3学期1回、支援対象児童・生徒に対する支援の状況を観察し必要な指導・助言を行う。

(2) 都立特別支援学校との副籍による交流を行いました。

対象児童・生徒 87名（小学校 43名、中学校 44名）

直接交流 30名（小学校21名 中学校9名）

間接交流 17名（小学校7名 中学校10名）

計47名（小学校 28名、中学校19名）

(3) 専門家チームを中心とした関係諸機関、都立特別支援学校との連携を図りました。

- ① 専門家チームの設置

学識経験者、医師、特別支援学校教員、特別支援学級教員、関係部局職員等

- ② 専門家チーム全体会の実施

※市立小・中学校管理職も参加

説明 第1回 「一人一人がその子らしくいられる教育について」

第2回 国立市の特別支援教育の現状 専門家チームの派遣要請
状況報告 ※書面開催

③ 専門家チーム支援回数 年間14回

(4) 令和7年度は、しょうがい種別で特別支援学級等における授業改善を進めました。

① 特別支援学級等研修会（知的）の実施 3回

知的しょうがい特別支援学級担任および特別支援学級指導員

② 特別支援学級等研修会（情緒）の実施 2回

自閉症・情緒しょうがい特別支援学級担任、特別支援学級指導員

③ 特別支援学級等研修会（通級指導）の実施 3回

巡回指導教員、難聴言語しょうがい特別支援教室教員

(5) 特別支援教育連絡会において、様々な観点から協議を行い、多様化する教育的ニーズに応えるための教室運営についての連絡会を開催しました。

(6) 各校からの依頼を受け、言語聴覚士及び作業療法士を派遣して助言を行う体制を維持しました。

言語聴覚士 8回 作業療法士 14回

(7) 就学相談を適切に進めました。

① 相談申込件数172件（就学相談121件、転学相談40件、きこえとことばの教室の利用についての相談11件）

② 就学支援委員会を10回開催、224ケースを審議

〈決定数〉

通級11、固定学級 88、特別支援学校 5、特別支援教室 75

〈相談実施回数〉

就学相談対応実施回数 878回

・相談室・市役所にて面接、検査実施等 485回

・学校・就学前機関にて行動観察、見学体験実施等 393回

③ 在籍児童・生徒の特別支援教室利用申請 64件

(8) 様々な教育相談に対応しました。

教育相談件数 ・来室相談 1113回（109家庭）

・電話相談 27件

・訪問相談及び学校での発達検査 146件

(9) 総合教育センターにおける教育相談員対象の研修を実施しました。

スーパーバイザーによる事例研究（8回）

(10) 教育支援室「さくら」運営の充実に努めました。

① 教育支援室運営協議会の実施 年間3回

② 教育支援室 生徒数：17名（第1学年6名、第2学年4名、第3学年7名）

児童数：8名（第1学年0名、第2学年1名、第3学年2名、

第4学年0名、第5学年3名、第6学年2名）

(11) 3名のスクールソーシャルワーカーが、児童・生徒、家庭、学校、関係諸機関等をつなぎながら、不登校やひきこもり等、学校だけで解決できない諸問題の解決を図りました。

① 年間勤務日数 193～196日

② 対象児童生徒数 49名（小学校）、27名（中学校）

③ 訪問活動の回数 637回

（学校269回、家庭284回、その他関係機関84回）

(12) 小学校から中学校への円滑な接続を図りました。

① 生活指導主任会や学校間での細やかな情報連携

② 各学校における多様な取り組み（出前授業、学校行事交流等）

③ 中学校全校による中学校新入生説明会（学校紹介動画）の実施

(13) 令和5年4月から「くにサポ」と連携した保護者支援の体制を開始していますが、令和7年度も連携を継続し、保護者支援体制を充実させています。

また、「くにサポ」とスクールソーシャルワーカーが合同の研修会を実施しました。

5 教員研修の充実

(1) 道徳科における授業改善の推進

道徳教育推進教師を中心とした授業改善

(2) 各種研究指定校の研究の推進及び研究発表会の開催等

① 国立市研究奨励校

国立第一小学校（2年目）：「自ら考え表現する児童の育成」

～個別最適な学び・協働的な学びを通して～

研究発表会 令和8年2月6日（金）

国立第五小学校（1年目）：「ともに学びともに育つ学校風土づくり」

～気づき、感じ取り、学び取る～

研究発表会予定 令和9年2月12日（金）

国立第一中学校（1年目）：「思いやる心」と「包摂力」をもった生徒の育成

～主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を通して～

研究発表会予定 令和9年1月15日（金）

② 令和6・7年度 東京都教育委員会 体育健康教育推進校

国立第四小学校（2年目）：「心も体も健康～ハッピースマイル～」を目指して

報告会 令和8年2月14日（土）

(3) 国立市立小・中学校合同授業研究会において実践的な研究の充実を図りました。

① 年間8回実施

② 全11部会で公開授業を実施

(4) 教育委員会が認める研修を実施しました。

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| ① 市内幼稚園 | 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ受講者2名、初任者1名 |
| ② 市内保育園 | 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ受講者5名、初任者12名 |
| ③ 市内認定こども園 | 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ受講者0名、初任者2名 |
| ④ 市内福祉事業所 | 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ受講者2名、初任者3名 |
| ⑤ 市内NPO法人等 | 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ受講者9名、初任者5名 |
| ⑥ スマイリー・スタッフ研修会 | 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ受講者3名、初任者5名 |
| ⑦ 東京都同和教育研究集会 | 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ受講者1名、初任者3名 |

(5) 今日の教育課題に対応した研修を実施しました。

- ① 救急法講習会(ハイブリッド型(芸小ホールへの参集及び各校にてオンライン))
「食物アレルギーの対応について」

(心肺蘇生法については、立川消防署国立出張所と連携し、各校で実施)

- ② 情報教育推進委員会

「GoogleWorkspace活用研修会」

「教育DXに関する各校の取組の情報共有」

- ③ 学校司書研修会

「学校教育での図書館活用について」「杉並区立高井戸第三小学校図書室の視察及び図書館司書の講義」

(6) 国立市教育リーダー研修会(学校マネジメント講座Ⅱ)を開催しました。

教員の学校経営参画意識を高め、意欲と力のある教育リーダーの意図的・計画的育成を図りました。

- | | |
|--------|------------------------|
| ① 回数 | 年間1回 |
| ② 受講人数 | 13名 |
| ③ 講師 | 校長、副校長、東京都教育庁指導部主任指導主事 |

(7) 初任者の夏季集中研修会(2日間)

- | |
|-------------------|
| ① 「授業改善の視点について」 |
| ② 「外部折衝力」(保護者対応) |
| ③ 「特別の教科道德の授業づくり」 |
| ④ 「初任者教諭に期待すること」 |

(8) 2・3年次教諭研修会として講義・演習を主とした研修を実施しました。

- | |
|-----------------------------|
| ① 「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」 |
| ② 「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」 |

6 児童・生徒の学力・体力の向上

(1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を視点とした授業改善に、全小・中学校、全教員で取り組み、学習指導要領に求められる資質・能力の育成及び指導と評価の一体化に向けて取り組みました。

(2) 小学校全校に放課後学習支援教室を開室し、「学習の面で成長できたか」という質問に対し、参加した91%の児童から「そう思う」と肯定的な回答を得ることができました。また、90%以上の児童が「参加してよかった」と回答しました。

① 参加学年 第5・6学年

(ア) 教科 国語・算数(いずれか一方でも可)

(イ) 実施日数 年間120日基準

② 実施時間 原則午後3時30分から午後4時30分

③ 登録人数 118名(第5学年)、97名(第6学年)計215名

④ 指導員数 計65名

(3) 市立中学校において学校の実態に応じて週ごとに同じ曜日(週1回)や定期考査前に放課後学習支援教室を実施しました。

① 実施回数 延べ132日

② 指導員数 計10名

(4) 市立全小・中学校が子どもの日常の生活活動や、体力・運動能力に関する具体的目標を定め、それぞれ特色ある体力・運動能力向上に努めました。

7 学校支援体制の充実

(1) 各種支援員の配置による学校支援(会計年度任用職員)※令和8年3月1日時点

教育支援室指導員 (不登校児童・生徒の指導)	5名	特別支援教育指導員 (スマイリースタッフ) (通常の学級における何らかの発達 しょうがいのある児童・生徒等に対す る指導)	37名
特別支援学級指導員 (特別支援学級におけるしょうが い特性に応じた指導)	31名	介助員 (スマイリースタッフⅡ種) (医療的ケアや校内の移動支援等を 要する児童・生徒が、安全に学校生活 を送るための支援)	17名
教育相談員 (発達や心理等の相談、支援)	7名	学校司書 (蔵書管理、読書活動の推進、指導)	11名
特別支援教育相談員 (就学にかかわる相談、支援)	5名	学校 I C T 支援員 (情報活用能力等を高める支援)	3名
校内別室指導支援員 (登校はするが、教室で学ぶことが難し い児童・生徒に対する別室指導)	7名	中学校部活動指導員 (働き方改革、部活動の質的な向上)	2名
		スクールソーシャルワーカー (家庭と福祉等をつなぐ相談、支援)	3名
		合 計	128名

(2) 国立市学校支援室において、国立市立学校の教育活動の充実のための支援を行いました。

- ① 学校支援室長の学校訪問 延べ年間30回
- ② 学校支援室会計年度任用職員等に対する指導・支援
 - ア スマイリースタッフ 全体会3回 ブロック会8回（南北ブロック別各4回）
 - イ ICT支援員 定例会4回
 - ウ スクールソーシャルワーカー連絡会9回

(3) 家庭と子どもの支援員

全ての市立小・中学校に配置している家庭と子供の支援員を活用し、不登校傾向にある児童・生徒に対し、登校支援や、別室指導対応などのさらなる充実を図りました。（各校年間680時間）

(4) 交流及び共同学習支援員

特別支援学級在籍の児童・生徒が、しょうがいの状態や実態に応じて「交流及び共同学習」を実施できるよう、特別支援学級設置校（小学校7校・中学校3校）に支援員の活用時間を配当し、学習の支援及び周囲の児童・生徒への理解の促進等を図りました。

（10校合計：年間3,800時間）

(5) 校内別室指導支援員

学校には来ることができるが、教室で過ごすことが難しい児童・生徒のために別室指導支援員を配置しました。（三小・四小・一中・二中・三中）

【年度開始時点における取り組みの水準】

水準に達しているまたは一定の成果が上がっている

…取り組みの水準（1）

【令和7年度 達成度・評価】 評価指標 B

- 1 いじめについては、軽微なものも含めて積極的に認知する取組は継続しており、令和7年度の認知件数は、令和6年度よりも増加しています。いじめ対応については、疑いがある段階ですぐに「学校いじめ対策委員会」の開催をするように国立市教育委員会から学校へ適宜働きかけを行いました。また、全校、年に3回「いじめ防止等」に関する授業を実施したり、全ての教職員が「いじめ」の定義などについてをテーマに年3回以上の校内研修を実施したりしています。

不登校児童・生徒の割合については、小学校が2.2%（令和6年度：1.97%）、中学校が5.6%（令和6年度：5.22%）となっており、発生率は小中学校で上昇しています。一方で、多様な学びを保障する観点からみると、不登校や教室に入ることができない児童・生徒への対応として、校内別室登校や教育支援室への通室だけでなく、「不登校児童・生徒の『指導要録上の出席扱い』に係るガイドライン」を改訂し、地域のNPO法人や居場所事業者と連携しひとり一人がその子らしく学べる環境を整備してきました。また、東京都の不登校施策として、「不登校支援巡回教員」が1人配置され、巡回拠点校（国立第二中学校）及び巡回校（国立第一中学校、国立第三中

学校)を巡回し、不登校生徒の支援、魅力ある学校づくり及び不登校生徒の支援の助言等を行い、校内における組織的な支援体制の整備について幅広く支援し、不登校の未然防止や不登校生徒への支援の充実を図っています。

- 2 令和7年度も、特別支援教育指導員(スマイリースタッフ)を37名配置し、通常の学級において、何らかのしょうがいのある児童・生徒に対する支援の充実を図りました。

「交流及び共同学習拡充支援事業」を通じて、交流及び共同学習の在り方や進め方について研究を深めることができました。特別支援学級での学びだけではなく、通常の学級でどのような学びが実現できるのか、また、児童・生徒の思いや願いに寄り添った取り組みを行うことができました。

- 3 「学校・学級の包摂力を高める取組」については、教育施策説明会において教員に対してアンケートを行い、市の方向性等に係る意見の収集を進めました。教育フォーラムでは、これまで取り組んできた包摂力を高める取組の代表例として、国立第五小学校・国立第一中学校が、その取組から学んだことを紹介しました。包摂力を高めるためには、子どもだけではなく、教職員の同僚性やチーム力、主体性の発揮など、よりよい学校経営力の向上にとって大切な要素であることを共通理解とすることができました。

- 4 文部科学省が実施した「令和7年度全国学力学習状況調査」について、国立市立小・中学校ともに都の平均点をやや上回っています。個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進を今後も進めていく必要があります。各校では、それぞれの実態に応じて校内研究等を進め、教員の指導力向上を図っています。

令和7年度全国学力・学習状況調査(率)

〔小学校(第6学年)〕

平均正答率	国語	算数	理科
国立市	70	64	62
東京都	70	64	60
全国	66.8	58	57.1

〔中学校(第3学年)〕

平均正答率	国語	数学	理科
国立市	57	54	51.6
東京都	57	53	48.3
全国	54.3	48.3	48.3

- 5 令和7年度は、各学校1取組を取り入れ、創意工夫を重ねながら体育の授業

を実施しました。

東京都統一体力テストの意識調査の項目では、「運動（体を動かす遊びをふくみます。）やスポーツをすることは好き・やや好き。」と肯定的な回答をする小学校児童はおよそ92%（令和6年度：92%）、中学校生徒は89%（令和6年度：83%）であり、令和6年度調査と比較すると、肯定的な回答をする児童の数値に大きな変化は見られませんでした。中学校生徒については、若干増加しました。

令和7年度児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（点）

〔 男子 〕

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
国立市	28	35	42	45	51	56	32	38	45
東京都	28	36	42	46	52	57	31	39	45
全国	—	—	—	—	53	—	—	42	—

〔 女子 〕

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
国立市	26	35	42	45	51	59	43	46	49
東京都	27	35	42	45	52	58	40	44	48
全国	—	—	—	—	53	—	—	47	—

※表中の数値は、体力合計点の平均（小数点以下切り捨て）

※文部科学省の全国調査は、小5、中2のみを対象に実施

以上、各校が方法を工夫して子どもたちの学力・体力向上に取り組んでいるところです。学校・学級の包摂力を高め一人一人がその子らしくいられる環境への取り組みについては、校内別室指導の環境整備や、スマイリーサポートの充実、研修会等を通じた特別支援教育理解向上のほか、各校における幼保こ小連携の推進や授業改善など、包摂性が高まる取り組みの充実が図られてきていることから、評価指標をBとしました。

【今後の課題・取り組み】

1 教育大綱の改訂を踏まえ、一人一人がその子らしくいられる教育の推進

改訂した教育大綱の内容を踏まえつつ、各校の学校・学級の包摂力を高める取組は継続し、教育フォーラムにおける実践発表で得られた知見を広げていけるようにします。その中でも、次期学習指導要領の改訂を見据え、国立市らしい学びを実現するために、独自カリキュラム検討委員会を立ち上げ、検討を進めてまいります。

2 不登校児童・生徒の支援をより充実させるために

不登校児童・生徒への学級担任からの電話や訪問といった支援だけにとどまらず、校内別室指導支援員を小学校2校・中学校3校に配置し、学校内での居場所や心を休める

場を作ってきました。

今後、校内別室指導のさらなる充実を図るために、学校に配置している支援員等の支援の在り方を見直し、柔軟に支援ができるようにするとともに、国や都が推奨する「学びの多様化学校」（不登校特例校）やチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の設置についても検討を進めていきます。

3 いじめ防止の取り組みについて

いじめは子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為です。軽微ないじめも見逃さないだけではなく、学校組織全体で一丸となって取り組むことや子供たち自身がいじめについて考え行動できるようにするために、すべての教育活動を通じて、子どもたちの自己肯定感を育み、日頃の授業から子供たち同士の話し合いによる合意形成や意思決定の場を設定し、多様性や互いの良さを認め合える態度を育成します。いじめの重大事態については、発生させることのないよう、教員に対する啓発を進めるとともに、発生した事案から得られた知見を活かし、学校の対応力の向上を図ります。また、令和7年6月に東京都教育委員会より、いじめ総合対策（第3次）と子供版が出され、各校年3回のいじめ防止授業時に活用し、いじめの定義について再確認しました。

4 特別支援教育の推進について

令和8年度から、2校目となる言語通級指導学級の設置に向けて、環境の整備をするとともに、令和5年度から始めた特別支援学級に在籍している児童・生徒向けの言語聴覚士及び作業療法士を有効活用し、アセスメントを含め児童・生徒の困りごとに応じた指導・支援の効果をさらに上げていきます。

在籍者数が増加傾向にある自閉症・情緒障害特別支援学級（中学校）の新規設置に向け、保護者の方へ丁寧な説明をするとともに、設置校の教室環境の整備を行ってまいります。

Ⅱ 学校教育環境の充実に向けた取り組み

水準（１）評価指標 B

【目的】

児童・生徒の学校生活をより一層豊かで実りあるものにするための教育環境の充実を図る。

（国立市教育委員会基本方針 2－(1)、3－(1)、3－(2)、3－(3)に向けての取り組み）

【目標】

- 1 保健・衛生環境を整える。
- 2 地域人材・協力機関をできるだけ多く確保し、学校が活用できるよう条件整備

を進める。

【現状・実施状況】

1 保健安全管理の充実

児童・生徒・教職員の保健管理と学校環境の安全管理に努めました。

(1) 令和7年度就学予定者の就学时健康診断の実施

令和7年10月実施 受診者507名

(2) 児童・生徒の定期健康診断の実施

令和7年4月～令和7年6月実施 児童・生徒全員

(3) 教職員健康診断の実施

結核検診 令和7年7月実施（受診率79.5%）

循環器健診 令和7年7～9月実施（受診率82.3%）

消化器健診 令和7年7～10月実施（希望者が受診、受診人数59名）

婦人科健診 令和7年4月～令和8年1月実施（希望者が受診、受診人数58名）

メンタルヘルス・ストレス検査 令和7年11～12月実施（全教員対象）

なお、本健康診断に代えて他の健康診断（人間ドック等）を受診した場合、校長に結果の写しを提出することにより、受診したことを確認

(4) 学校医との連携

学校医等の執務 内科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科の健診

(5) 薬剤師との連携

①飲料水検査（4月）

②学校給食衛生管理状況検査（5月）

③学校医薬品等検査（9月）

④教室内等の照明・空気環境調査の実施

・照明（6月、11月）

・空気環境調査（5～3月）

⑤毒物・劇物の管理

・毒物及び劇物管理の手引きにより適正に管理保管

・毒物・劇物管理責任者と学校薬剤師の連携

・年1回学校薬剤師による調査（10月）

⑥プール施設検査（6～9月）

⑦二酸化炭素等検査（2月）

(6) 学校保健委員会の開催

・小・中学校全校において開催

・学校保健委員会の内容の充実

2 学校教育協力者事業の推進

(1) 学校教育協力者を各学校に派遣し、学習支援の充実を図っています。

① ティーチングアシスタントの配置（全校）

12名 128回

② 学校教育活動支援者の活用

85名 延べ131回

(2) 農業委員会の協力を得て、農業体験学習を実施しました。

- ・田植え 5年生（約585名・農業委員会）
- ・稲刈り 5年生（約586名・農業委員会）
- ・各学校菜園での農業体験学習の充実

(3) 地域の意見を踏まえた学校運営が図られるよう各校で学校評議員会を開催しました。

学校評議員の委嘱 延べ58名

学校評議員会の開催（二小、四小、六小、七小、一中、三中以外の5校で）
年3回

※二小、四小、六小、七小、一中、三中は、令和6・7年度よりコミュニティ・スクールとなったため、学校評議員は学校運営協議会に移行。

3 市立小中学校における業務用携帯電話の活用

学校現場における事故・災害時等において、複数の通信手段を確保し、迅速かつ適切な対応が取れる体制を構築するため、教員等に業務用携帯電話を携帯させています。

また、食物アレルギーのアナフィラキシーショックの発症時の対応訓練として、当該携帯電話を活用する模擬訓練を全校が行いました。

4 通学路安心安全カメラの運用

地域の方などによる子どもたちの見守り活動を補完し、子どもたちの安心安全を確保するために、平成28年度に各校通学路に40台の安心安全カメラを設置しました。現在は、43台となったカメラを適切に運用すること及び、犯罪抑止力の向上なども図っています。

5 コミュニティ・スクール開設準備

国立第一小学校・国立第三小学校・国立第五小学校・国立第八小学校、国立第二中学校で、コミュニティ・スクール開設のための準備を進めました。

- ・学校運営協議会新設校説明会（1回）
- ・地域学校協働活動推進員連絡会（3回）
- ・コミュニティ・スクール学校説明会（一小・三小・五小・八小・二中）（各校1回）
- ・学校運営協議会研修会（1回）
- ・コミュニティスクールボランティア保険への加入135名

【年度開始時点における取り組みの水準】

水準に達しているまたは一定の成果が上がっている

…取り組みの水準（１）

【令和７年度 達成度・評価】 評価指標 B

- 1 令和７年度も学校医や学校薬剤師と連携し、定期健康診断を実施しました。教室内の環境検査等においても、児童・生徒の学校教育環境の向上に努めました。
- 2 学校教育活動支援者・ティーチングアシスタントともに、昨年度の回数を若干上回りました。コミュニティ・スクールの導入を機に保護者・地域のボランティア活動の取組の素地づくりが少しずつ進んでおり、近隣の大学との連携や地域の学校支援者との人脈も大切にしながら、学校のニーズに十分対応できる人材の確保に努めてまいります。
- 3 コミュニティ・スクールは、令和７年度に導入した４校の運営を支援するとともに、令和８年度導入の５校の準備を進めました。

以上、保健・安全指導の安定した実施や、コミュニティ・スクールの全校実施の準備が整い、地域人材とさらに連携がしやすい状況が生み出され始めていること等から、評価指標をBとしました。

【今後の課題・取り組み】

1 保健関係

令和８年度についても、これまでの感染症対策の経験を活かし、より安全かつスムーズに各種の健康診断を実施していきます。また、アレルギー対応食の提供に伴いアレルギー対応マニュアル等を見直し、緊急時の役割分担の確認、情報の共有を図ってまいります。

2 全校導入に向けてのコミュニティ・スクール開設準備

令和８年度の５校への導入をもって、全校にコミュニティ・スクールの導入が完了します。各校で様々な教育活動が進められるよう、引き続き、地域学校協働活動推進員連絡会等を開催していきます。

Ⅲ 開かれた学校づくりの取り組み 水準（１）評価指標 B

【目的】

開かれた学校づくりにより、児童・生徒の教育を、家庭・学校・地域社会の連携の中で推進する。

(国立市教育委員会基本方針 1－(2)、3－(1)、3－(2)、3－(3)に向けての取り組み)

【目標】

家庭・学校・地域社会・関係機関等の連携により、特色ある教育活動を推進するとともに、児童・生徒の安全を確保する。

【現状・実施状況】

1 家庭・学校・地域社会の連携による、創意ある教育活動、特色ある学校づくりの推進

(1) 地域に根ざした教育推進のため積極的に情報を発信し、連携を進めました。

① 学力・学習状況調査結果、学校評価、学校いじめ防止基本方針等をホームページに公表しています。

② 国立第三小学校、国立第一中学校では、保護者・地域の方と連携し校庭の芝生の維持管理を行い、各小学校では、見守りボランティアの方が毎朝の登校時子どもたちの見守りを行うなど、各学校において様々な形で保護者・地域の方々との連携が進んでいます。

(2) 学校公開週間、道徳授業地区公開講座の推進

各校が計画に基づき、保護者や地域の方々への積極的な授業公開、意見交換の機会提供、教育活動への理解促進を図り、円滑な運営を目指しています。

(3) 市内の幼稚園・保育園と連携推進

① 幼保こ小連携推進研修会（往還型研修）

5月、6月、8月 開催

② スタートカリキュラム研修会の実施

11月開催

③ 幼保こ小教員等連絡会の開催

5月開催

(4) 都立国立高等学校の生徒による中学校の夏季休業中の学習支援

⇒全中学校で実施いたしました。

(5) 土曜日授業の実施

社会に開かれた教育課程及び特色ある教育活動の推進をねらいとし、各学校で土曜授業を設定し、原則として、第3土曜日に実施し、保護者・地域に公開しました。

(6) 教育フォーラムの開催

「学校・学級の包括力を高めることを目指して」と題して、「取組報告」と「トークセッション」を開催いたしました。

(7) ヤクルト本社中央研究所と連携した事業に取り組みました。

国立市科学に関する自由研究発表会（令和7年9月24日）

各市立小学校から選抜された1名が、くにたち市民芸術小ホールにて自身

の作品を発表する機会を提供しました。発表後は、審査員の研究所研究員等から講評をいただきました。また、すべての参加者に「優秀賞」を授与するとともに、「東京都小学生理科科学展出展作品」及び「ヤクルト中央研究所賞」を選出しました。

2 地域と連携した児童・生徒の安全確保の取り組み

(1) 子どもの安全のため、地域の団体（東京国立ロータリークラブ）から寄贈されたランドセルカバー600枚を配布しました。

(2) 児童・生徒の見守り、安全対策の強化を図りました。

① 学校と保護者を結ぶ連絡システム「すぐーる」の活用

② 放課後見守り放送の実施

③ 通学路において、子どもたちの見守り活動を行っていただいている方に対し、ボランティア傷害保険への加入を行いました。

・登録者数 201名（R8.3.31現在）

④ 通学路見守り情報交換会の開催

地域の見守り活動を活性化させるため、各学校・保護者・地域・警察・市など関係者31名が一堂に会し、通学路の見守りに関する情報交換会を開催しました。当日は、通学路の現状に関しての情報共有や、警察による通学路における交通安全対策についての研修の他、地域同士での情報交換を行いました。

⑤ 通学路見守り活動に関する事例発表会

見守り活動ボランティアの日頃の活動実践を共有し今後の活動発展のために、「国立第五小学校区におけるゾーン30の導入について」と題し、立川警察署交通課交通規制係長の桐俊二郎氏を講師に招き、発表会を開催しました。地域、学校関係者等27名が出席し、情報交換等を行いました。

【年度開始時点における取り組みの水準】

水準に達しているまたは一定の成果が上がっている

…取り組みの水準（1）

【令和7年度 達成度・評価】 評価指標 B

1 ホームページによる学校評価の報告、学校保護者連絡システムの利用基準を定め、活用を定着させるなど、学校からのデジタル化された情報発信が定着しました。

また、「通学路見守り情報交換会」等の地域人材による学校の支援及び、「幼保こ小教員等連絡会、往還型研修の幼保こ小連携推進研修会」の開催等による就学前教育との連携も充実させました。

2 幼保こ小連携については、小学校を核とした連携グループごとの取組により、児童の小学校へのスムーズな接続ができるようになってきています。相互に、教育活動を見合

う文化が醸成され、また、学校によってはスタートカリキュラムを大幅に刷新し、幼保こ園で身に付けた力を存分に生かせる授業づくりや個別のリズムを尊重する取組、環境的配慮も進んでまいりました。学期ごとの幼保こ小参観週間も定着し、その後の連携会議の中でも子どもたちの様子について積極的に話し合い、情報交換を行っています。

以上1、2より、これまで整えてきた連携体制をもとに教育活動の充実を図ることができたことから、評価指標をBとしました。

【今後の課題・取り組み】

幼保こ小連携の取組は、教職員の異動や幼保こ園の担任の交代等、積み上げた教職員どうしの関係性の継続的発展の難しさがあります。研修会や連絡会を継続的に行い、培った幼保こ小の関係性を維持できるよう取り組みます。

開かれた学校づくりを推進するために、コミュニティ・スクールが全校で導入されることを機に、これまで以上に地域、保護者の理解と協力を得ながら進める取組を充実させてまいります。

IV 教育課題への取り組み 水準（1）評価指標 B

【目的】

学校教育を推進する上で生じる様々な教育課題に対して適切に対応し、円滑かつ充実した教育活動を遂行する。

（国立市教育委員会基本方針 1－(3)、3－(4)、3－(5)に向けての取り組み）

【目標】

- 1 全小・中学校のICTを活用した教育の充実を目指す。
- 2 服務事故ゼロへの取り組みの強化を図る。
- 3 国立市立小・中学校における働き方改革を推進し、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備する。

【現状・実施状況】

- 1 学校ICT環境の整備
 - （1）情報モラル教育を推進するために、子ども自らが考えた1人1台端末学校ルールを策定しています。また、長期休業期間における1人1台端末の持ち帰り、及び家庭学習の充実を図っています。
 - （2）GIGAスクール構想に基づき、授業におけるICT機器の活用を推進するため、情報教育推進委員会を開き研究を進めました。

- (3) 家庭におけるインターネット接続環境を充実させるために、対象となる希望者にモバイル Wi-Fi ルータを貸し出しました。
- (4) 教育 DX を推進するため、クラウド上で動く学習用ツールの活用の推奨等を行いました。
- (5) これからの社会に不可欠な AI を正しく理解し、責任をもって使いこなす能力を身に付けるため、1 人 1 台端末に生成 AI を導入しました。

2 服務事故ゼロの取り組み

服務事故の防止に向けて情報提供及び指導をきめ細かく繰り返し行うとともに服務事故防止研修を実施しました。

3 働き方改革の推進

「国立市学校における働き方改革推進実施計画」に基づいた取り組みを推進しました。

- (1) 年度当初に全教員に対しアンケート調査を行い、できる限りの実現を目指し対応を進めました。
- (2) 夏季休業日に連続 5 日間の休暇促進週間を設定し、教員の日直を置かず警備員の配置で対応することで、休暇の取得を促進しました。
- (3) 市立小・中学校に、副校長補佐及びスクール・サポート・スタッフを配置し、副校長及び教員の事務作業等の負担軽減を図りました。

副校長補佐 一小・二小・三小・五小・六小・七小・一中・二中 1 日 5 時間程度
年間 192 日

スクール・サポート・スタッフ 各市立小・中学校に 1 名ずつ 1 日 6 時間 年間 210 日

- (4) 家庭と子供の支援員を市立全小・中学校に配置し、不登校傾向のある児童・生徒の登校支援や別室対応等を担うことで、教員の支援を充実させました。

家庭と子供の支援員 市立小・中学校 1 校あたり 680 時間

- (5) 部活動指導員を配置することで、教員の部活動の指導業務の負担軽減及び授業の教材研究、生活指導、学年打ち合わせ等の時間確保につながりました。

部活動指導員 1 校 週 15 時間 45 週（1 校欠員あり）

- (6) 留守番電話の仕組みを活用し、教員の勤務時間外の対応の軽減を図りました。
- (7) 教育委員会から発出する文書等の電子化を進め、ペーパーレス化が図られるようにしました。

【年度開始時点における取り組みの水準】

水準に達しているまたは一定の成果が上がっている

…取り組みの水準（１）

【令和７年度 達成度・評価】 評価指標 B

- 1 教育ＤＸを推進するために、先進校への校務ＤＸ視察を行い、知見を深めました。授業における端末活用が進む一方、活用率が低い一部の学校に対しては、指導主事が赴き、外部企業（ベネッセ）と連携した校内研修を実施しました。長期休業中の端末持ち帰りや家庭学習での充実、校内研修の継続により、教員の抵抗感はさらに下がり、自治体全体での活用水準の底上げが図られています。
 - 2 服務事故については教員０件、事務局１件（個人情報の漏えい）が発生しました。働き方改革については、教員の時間外在校時間が減少傾向にあります。
- 以上、１、２より、服務事故をゼロにはできていないものの、ＩＣＴ機器の活用が進んでいること、働き方改革が進展していることから総合的に判断し、評価指標をＢとしました。

【今後の課題・取り組み】

- 1 G I G Aスクール構想への対応
令和７年度末までに、G I G Aスクール構想（第２期）が完了し、児童・生徒用の端末の入れ替えが完了しました。今後は、より一層の端末の活用を図れるようにするため、子どもたちの情報モラル教育の充実を図りながら、活用の充実を図れるよう、学校を支援してまいります。
- 2 服務事故の防止
引き続き、服務事故ゼロの取り組みを進めるため、校長会等において、継続的に指導・助言を行うとともに研修の充実を図り、未然防止に努めていきます。教員の人権感覚を高め、体罰及び不適切な指導をなくすための啓発を進めます。
- 3 働き方改革の推進
 - （１）引き続き、「国立市学校における働き方改革推進実施計画」に示した月の１か月の時間外在校等時間が４５時間を超える教員ゼロにすることを目指した取組を推進します。
 - （２）令和８年度も、教員の声も聞きながら、教育委員会ができるその他の学校の負担軽減策も積極的に講じていきます。

V 学校施設環境整備の取り組み 水準（２）評価指標 B

【目的】

児童生徒の学習の場及び生活のための空間として、児童生徒の健康と安全を十分に確保し、安心感のある施設環境の構築を図る。

【目標】

地震震災に備え、天井材、吊り照明機器などの非構造部材の改善（耐震化）を図る。

【現状・実施状況】

1 校舎の非構造部材耐震化対策

東日本大震災を契機に非構造部材の耐震対策の必要性が高まり、特に学校施設における屋内運動場の吊り天井等の対策については、文部科学省からの通知を受けて、平成27年度末までに市立小中学校全校の屋内運動場の非構造部材耐震化対策工事を完了させました。

平成28年度からは校舎の非構造部材耐震化対策に着手し、平成29年度に第七小学校、第三中学校の2校、令和元年度に第六小学校、令和4年度に第四小学校、**令和6年度に第八小学校、令和7年度に第五小学校の二期工事が完了しました。**

2 その他施設改修工事、委託等

学校施設の良い教育環境を常に維持向上させるため、下記のような工事、委託等を実施しました。

（１）第二中学校職員室空調設備改修工事

空調機器が寿命を迎え修理不可能となったため、機器の交換を実施しました。

（２）第三中学校避難用救助袋改修工事

製造から35年以上が経過し、老朽化が著しいことから更新を実施しました。

（３）小中学校空調設備洗浄清掃委託（1・3・4・8小、2・3中）

設置から10年以上が経過し、空調設備の熱交換器等にカビや埃を伴う経年汚れが蓄積し、冷暖房効率の悪化や苦情の増加を招いていました。この課題に対し、児童や生徒、教職員等の健康被害を軽減することを主目的とし、合わせて空調効率の改善による機器の延命化を図るため当該委託を実施しました。

（４）第一、第二中学校給水管劣化度調査委託

第三中学校において廊下手洗い流しから赤水が発生した事案を受け、建設時から現在まで給水管の更新を行っていない第一、第二中学校についても、配管の劣化状況を把握するため当該調査委託を実施しました。

（５）第二中学校トランス等交換修繕

空調機器の更新に伴い、低圧動力の容量が不足することから、トランス及びコンデンサ、低圧動力盤主幹遮断器の交換修繕を実施しました。

（６）第一小学校保健室空調設備修繕

空調機器が寿命を迎え修理不可能となったため、機器の交換修繕を実施しました。

(7) 第七小学校鉄骨階段塗装修繕

経年劣化により、錆、塗装の剥がれ等が進行していたことから、児童、教職員等の安全を確保するため、災害時に避難経路として屋外階段を使用できるよう塗装修繕を実施しました。

(8) その他工事

学校や保護者の要望等を踏まえ、適宜、必要な学校施設修繕関連工事を実施しました。

【年度開始時点における取り組みの水準】

水準に達していないまたは成果が十分でない

…取り組みの水準(2)

【令和7年度 達成度・評価】 評価指標 B

学校校舎非構造部材耐震化については、計画通り第五小学校の二期工事が完了しました。第一小学校は入札不調により工程遅延が発生し、工事の完了年度が令和9年度から10年度にスライドしております。その他、必要な学校施設修繕関連工事を実施し、学校施設環境の維持、向上に努めました。

学校施設については老朽化が進む中、日頃学校との連絡を密にしながら、学校運営に支障のないよう速やかに対応を行いました。

上述のとおり、年度内の取り組みとして、非構造部材耐震対策が一定程度進捗したことから、課題の解決・現状の改善があったと判断し、評価指標をBとしました。

【今後の課題・取り組み】

1 学校校舎非構造部材耐震化の取り組み

学校施設の非構造部材の耐震化に速やかに取り組まなければなりません。校舎の非構造部材耐震対策については、令和8年度に第一小学校の「その1」工事を継続実施します。また、当該項目の取り組みの一環として、第三中学校の屋上防水及び外壁改修工事も実施いたします。

VI 教育施設建替えなどの取り組み 水準(2) 評価指標 B

【目的】

老朽化した教育関連施設の更新を行い、児童生徒の安心・安全な環境確保を図る。

【目標】

国立市公共施設保全計画や国立市公共施設等総合管理計画で建て替えの必要性が示さ

れている教育施設について建替え等、施設整備を行い安心安全の確保とともに利便性の向上を図る。

【現状・実施状況】

1 第二小学校の学校建て替えに向けた取り組み

学校、市建築部門及び工事請負者と協力し、実施設計に基づき改築工事を進めました。令和6年12月に竣工した校舎棟に続き、令和7年度は既存校舎棟の解体を行った後、屋内運動場、屋上プール、学童保育所のほかコミュニティ施設が入る複合施設の体育館棟の工事を進め、計画工程の通り2階躯体の構築まで完了しました。

令和8年度以降も、関係者との連携を図り改築工事を進めてまいります。

【全体完成イメージパース】



【体育館棟北側外観】完成イメージパース



【アリーナ】完成イメージパース



【屋上プール】完成イメージパース



2 国立市学校施設整備基本方針の見直し

国立市における学校施設の長寿命化計画である「国立市学校施設整備基本方針」について、同方針改定庁内検討委員会設置要綱に基づき、令和7年度は検討委員会を3回開催しました。

会議では、文部科学省の長寿命化計画策定手引きと現方針の構成を比較しながら、改定案のたたき台を作成し、全体構成の検討を行うとともに、各項目の内容について議論を進めました。

【年度開始時点における取り組みの水準】

水準に達していないまたは成果が十分でない

…取り組みの水準（2）

【令和7年度 達成度・評価】 評価指標 B

老朽化が進む教育施設について着実に更新へ向けた対応を行いました。

第二小学校改築事業が計画工程の通り進んでいること、学校施設整備基本方針の改定作業も進められていることから、評価指標をBとしました。

【今後の課題・取り組み】

1 学校施設の老朽化対策

時代に合わせた教育施設的环境整備やストックマネジメントの観点からも、老朽化した学校施設の建替え及び、長寿命化改修などを進めていく必要があります。

検討にあたっては、国立市公共施設等総合管理計画を踏まえるとともに、国立市公共施設保全計画や国立市公共施設再編計画など関連計画も連動させた、国立市学校施設整備基本方針に基づきながら、長寿命化・建替えの判断を行っていくとともに、複合化や多機能化なども考慮した整備が求められています。

昨年度に引き続き国立市学校施設整備基本方針の改定に向けた検討委員会での議論を重ね、令和8年度末の改定版策定完了を目途に、検討を進めてまいります。

第二小学校については、令和7年度に引き続き体育館棟の建設を進めるとともに、併せて備品調達、移転業務、廃棄物処理等を行い、令和8年度の竣工に向けて取り組んでまいります。

また、第二小学校改築事業の最後の工事となる外構工事（既存体育館解体工事含む）の発注、着工に向け手続きを進めてまいります。

第三章 学校給食の取り組み

I 国立市学校給食運営審議会の運営 水準（１）評価指標 B

【目的】

運営審議会は、保護者、校長、教員、学校医、学校薬剤師、学識経験者により組織され、学校給食に関する管理運営などに関することを審議し決定したことを教育委員会に報告する。

（国立市教育委員会基本方針２－(5)に向けての取り組み）

【目標】

運営審議会が、学校給食に関する管理運営事項を的確、円滑に審議できるよう運営支援に努める。

【現状・実施状況】

令和７年度国立市学校給食運営審議会開催の状況

月 日	運 営 審 議 会 議 題
第１回 7月24日（木）	1. 令和７年度役員選出について 2. 令和７年度国立市学校給食運営審議会の年間予定について 3. 令和７年度「食育推進・給食ステーション」事業計画等について 4. その他（審議会後に調理場内見学）
第２回 9月25日（木）	1. 事業報告について 2. 学校給食費の収支状況について（8月31日現在） 3. 視察研修について 4. その他
第３回 12月17日（水）	他市等視察研修（小平市立学校給食センター）
第４回 2月26日（木）	1. 事業報告について 2. 学校給食費の収支状況について（12月31日現在） 3. 令和８年度事業計画について 4. 議事録について 5. 視察報告について 6. その他

第5回	1. 事業報告について
6月25日(木)	2. 令和7年度学校給食費決算報告について
	3. 令和7年度事業総括について
	4. その他

【年度開始時点における取り組みの水準】

水準に達しているまたは一定の成果が上がっている

…取り組みの水準(1)

【令和7年度 達成度・評価】 評価指標 B

運営審議会では、「くにたち食育推進・給食ステーション」の現状と課題等を認識の下、学校給食提供事業の報告や給食費収支状況等の確認をはじめ、学校給食に関する管理運営事項等について審議いただきました。

また、他市等視察研修においては小平市を視察しました。理由として、地場野菜の使用率についても、20%を超えていることやJAや農家と協力した取り組みなどが国立にとっても参考になることから選定しました。

「くにたち食育推進・給食ステーション」の安定的な運営について、見識を広げました。

運営審議会は、年5回開催され、給食費の収支状況等の確認や「くにたち食育推進・給食ステーション」の課題の抽出やその対処方法の協議・検討、管理運営事項等に関する審議など、一定の成果をあげたことから、評価指標をBとしました。

【今後の課題・取り組み】

運営審議会では学校給食に関する管理運営事項や、食材等に関する多様な問題について審議いただくことから、より専門的な質問にも対応できるよう情報収集などを行います。また、DXとしてタブレットなどを使用した会議が開催できるように検討します。

Ⅱ 安全な学校給食の提供への取り組み 水準(1) 評価指標 B

【目的】

「安全でバランスの取れたおいしい給食を楽しく」＝安全・無事故・信頼・連携＝をキーワードに児童・生徒へ安全で安心な学校給食を提供する。

(国立市教育委員会基本方針2-(5)に向けての取り組み)

【目標】

- ・衛生管理、食材管理に努め、安全でおいしい給食を提供する。
- ・地場農産物の利用割合を20%以上とする。

- ・米飯給食の実施回数を週3回以上とする。

【現状・実施状況】

1 安全でおいしい給食の提供

(1) 給食の充実

「美味しく安心安全な給食を提供する」、「アレルギー対応食をインシデントなく実施する」、「子どもたちに楽しい給食時間を過ごしてもらう」ことを第一に考え、以下の企画を実施し、適切な栄養摂取が図れるように献立内容を工夫するとともに、旬の食材の使用、児童生徒が喜ぶ献立や苦手な食材の克服などの献立作成にも努めました。

- ①行事食や郷土料理、世界の料理などの献立のほかにも**大阪万博開催に合わせて KUNITACHI 給食 EXP02025** や図書館、辻調理師専門学校東京とのコラボ給食を実施いたしました。
- ②卒業する児童生徒に行ったアンケートによるリクエスト献立を実施いたしました。
- ③新1年生の学校給食開始に栄養士や調理員が各小学校訪問し支援しました
- ④未就学児向け小学校就学時健診日試食会を各校健診日の全8回開催しました。
- ⑤**地場野菜等の使用を推進するため「国立地区学校給食部会」と納入会議を毎月実施しました。**
- ⑥学校給食献立作成委員会を開催し、学校長代表、給食主任、児童生徒の保護者から前月実施分の献立についての意見や感想、翌月分の予定献立について意見をいただき、献立作成に役立てました。
- ⑦**親子で School Lunch やデザート総選挙などの新規企画を実施しました。**

(2) 納入物資の選定と検査

食品衛生法等に適合し、基本的に国内産原料または国内生産のもので、食品添加物、遺伝子組換え及び農薬の使用を極力抑えたものの調達に努めました。また、納入物資については、残留農薬や細菌検査等を実施しました。

学校給食用物資納入登録業者選定委員会を開催し、学校長代表、給食主任、児童生徒保護者の参画の下、学期や各月使用食材の見本による選定と見積合わせ（入札）を実施しました。

- ・細菌等検査：63検体
- ・0-157 検査：110検体

(3) 地場農産物等の活用促進

令和6年度より設立された「国立地区学校給食部会」と毎月出荷調整会議を開催するなどの連携を行い、地場農産物等の積極的な使用に努めました。地場農産物等は、気候や生産量の影響を受け、増減しますが、今後も地場農産物等の使用を推進していきます。

- ・小学校給食使用量： 8, 047.9 kg（全使用野菜量の14.1%）
 - ・中学校給食使用量： 3, 825.3 kg（全使用野菜量の14.2%）
- （上記は 野菜以外の米・黒米等2,292kg を含まない）

(4) 米飯給食の充実

日本の伝統的な食生活の根幹である米飯の望ましい食習慣の形成や、地域の食文化を通じた郷土への関心を深めることなどの教育的意義を踏まえ、米飯給食を実施しています。

- ・小学校給食：週3．74回実施
- ・中学校給食：週3．71回実施

(5) 食物アレルギーへの対応

保護者及び学校に対して献立内容におけるアレルギー物質の包含の有無を表示した詳細資料の提供に努めました。また、アレルギー事故防止のために食物アレルギー対応マニュアルに基づき、学校と協議し、学校及び保護者との情報共有を始めとした連携体制を図りました。

- ・対応者数：小学校85名、中学校26名
- ・食物アレルギー対応食を、小学校17名・中学校2名に提供しました。

2 広報活動の充実

毎日の献立の情報と給食写真や各種イベントのお知らせ・食育に関することなどをホームページやX・刊行誌「くにたちの教育」に掲載するなど広報活動の充実に努めました。また、試食会や学校訪問等を通じ、食育推進・給食ステーションの認知度の向上に努めました。

3 給食主任会の開催（年2回開催）

教育委員会（食育推進・給食ステーション）と学校との連絡協議等を目的に年2回（5月・2月）実施しました。

4 食育の推進・学校や他部署等との連携

- (1) 献立メモ等の情報提供に努めました。
- (2) 他課連携として、「農業まつり」に出店して、牛乳販売及び栄養相談を実施するとともに市内栄養連絡会と「フレイル予防講座」や**環境政策課と「エコクッキング」を実施しました。**
- (3) 運営事業者と連携し「夏休み給食ステーション探検ツアー」や「おはし教室」を企画・実施しました。
- (4) 第二小学校夏季特別講座(二松クラブ)に栄養士と調理員が講師として参加しました。
- (5) 小学校の児童や保育園、幼稚園の園児がステーションを訪問し、施設見学や栄養士による食育授業、小学校給食を体験しました。また、第一中学校を訪問し、食育授業を行いました。
- (6) 中学生の職場体験や日本栄養大学の実習生の受け入れを行いました。
- (7) 急遽の学級閉鎖に伴い、廃棄せざるを得ない食材をフードパントリーに提供しま

した。

5 円滑な運営管理の実施

(1) 給食費事務

・未納入給食費は給食の提供に影響が生じるため、未納入給食費が発生しないよう給食費徴収の徹底を図りました。

・令和8年度の公会計化を目標に予算、例規、事務等の整理を行いました。

(2) 各種委員会の運営

各種委員会の円滑な運営に努め、食育推進・給食ステーションの適正かつ円滑な運営に努めました。

① 学校給食運営審議会：5回開催

② 学校給食献立作成委員会：8月を除き毎月開催

③ 学校給食用物資納入登録業者選定委員会：7月を除き毎月開催

④ 給食主任会：2回開催

(3) SPCとの維持管理・運営に関する定例会議を月1回開催し、現状報告や課題の抽出とその対策方法の協議・懸案事項の確認などを行いました。

(4) 安全でおいしい給食の提供のため学校給食施設の維持修繕に努めました。

【年度開始時点における取り組みの水準】

水準に達しているまたは一定の成果が上がっている

…取り組みの水準(1)

【令和7年度 達成度・評価】 評価指標 B

年間を通じて食中毒等の事故もなく安全でおいしい給食の提供が実施できました。

給食提供事業については、大きなアクシデントもなく、市と運営受託業者が協力し事業を実施しました。

地場野菜の使用量は、11,873.2kgで、全野菜類との使用割合は14.2%となり、前年度の9.7%から4.5ポイントの増となりました。

米飯給食については、小学校で週3.74回、中学校で週3.71回実施し、目標値を達成できました。

また、給食運営を最優先にしながらも、可能な限りで食育に関しても、学校や他部署等と一層の連携を図り、「食育授業」や「中学校の職場体験」、「フレイル予防講座」、「国立市農業まつり」など様々な事業を連携して実施しました。

地場農産物等の活用に関しては、「国立地区学校給食部会」の設立及び毎月の出荷調整会議などを実施したことにより、使用量が増加しました。今後も徐々にではありますが地場農産物等の使用量の向上を連携し推進してまいります。前述のとおり一定の成果は上がっているため評価指標をBとしました。

【今後の課題・取り組み】

1 安全でバランスの取れたおいしい給食の提供

望ましい食習慣の形成のために献立を工夫し、安全でバランスの取れたおいしい給食の提供を更に行う必要があります。

「くにたち食育推進・給食ステーション」においても、食品衛生法、日本農林規格に関する法律等の諸規制に適合し、基本的に国内産原料または国内生産のもので、食品添加物、遺伝子組換え及び農薬の使用を極力抑えたものの調達に努めます。

また、残留農薬や細菌等の検査を実施し、良好で安全な食材の調達に努めるとともに食中毒の発生などが起きない様に、引き続き食材の安全に配慮する必要があります。

2 地場農産物の活用促進

令和6年度に設立された「国立地区学校給食部会」と連携し、地場野菜の使用率20%を目指し、地場農産物等の積極的な使用を推進していきます。

3 食育推進について

令和7年度において「美味しく安心安全な給食を提供する・アレルギー対応食をインシデントなく実施する・子どもたちに楽しい給食時間を過ごしてもらう」ことを第一に考え業務を行いました。今後は、下記の観点で食育を推進していきます。

①学校や他部署等との連携により食育授業などを行っていきます。

②実施した様々な事業の振り返りを行い、よりよい事業にブラッシュアップしていきます。



Ⅲ 給食費収納率向上の取り組み 水準（１） 評価指標 A

【目的】

令和６年度３学期分より児童生徒分の給食費は公費負担（無償化）が実施されました。しかし、給食費の滞納については解消されておりません。滞納があると給食費を納めていただいた他の保護者との間に不公平が生じることから、適切で円滑な学校給食運営のため、給食費の収納や滞納整理に努めます。

（国立市教育委員会基本方針２－（５）に向けての取り組み）

【目標】

現年度給食費の徴収については、教職員等を対象として、収納率 100%を目指した徴収を行う。併せて、滞納分についても収納率の向上等適切な管理を行う。

【現状・実施状況】

1 学校給食費

（１）給食費月額（令和７年４月改定）

小学生 低学年（１・２年生）５，２００円、中学年（３・４年生）５，６６０円、
高学年（５・６年生）６，０８０円

中学生 ６，３６０円

※令和６年度３学期より児童生徒分については公費負担（無償化）

2 滞納整理の取り組み

（１）工夫を凝らした文書催告の実施

現年度滞納者について、督促状や催告状、電話連絡等を実施した。また、過年度分の滞納については通知を送付する際に、文書内容や紙色・封筒に工夫を凝らして、より積極的に納付の^{しょうよう}慫慂をしました。

【年度開始時点における取り組みの水準】

水準に達しているまたは一定の成果が上がっている

…取り組みの水準（１）

【令和７年度 達成度・評価】 評価指標 A

令和７年度学校給食費収納状況

（単位：円）

区 分	調定額	収入済額	還付未済額	不能欠損額	未収入額	収納率
７年度給食費	40,207,538	40,117,523	92,817	0	90,015	99.78%
過年度給食費	8,709,616	256,845	0	537,609	7,915,162	2.95%
合 計	48,917,154	40,374,368	92,817	537,609	8,005,177	82.54%

現年度給食費の収納率は、令和6年度と比較して、0.29ポイント増加し、過年度給食費は2.4ポイントの減少となりました。現年度、過年度を合わせた収納率は、12.9ポイントの減少となりました。

令和7年度以降は、児童生徒分の給食費が公費負担(無償化)となるため現年度分の収納率は増加するとともに過年度分についてもその影響により調定額が少しずつ減少していくと考えられます。しかし、給食費全体では滞納分の影響を受けて収納率が下がっております。過年度分については、文書による納付の催告や電話などによる対応は一定の成果はあるものの収納率の大幅な増加には至っておりません。また、強制徴収公債権のように、自力執行権(差押・取立・換価)のない給食費について、未納者に対するアプローチ方法などを検討し、収納率の低下を防ぐ必要があります。

また、令和7年度は学校給食費の公会計化に向けた準備を実施し、その結果、令和8年度より学校給食費の公会計化が実施できました。そのことにより学校給食費会計の透明性の確保や安定的な学校給食用食材の調達が可能となります。

よって、成果として大きく向上したため、評価指標をAとしました。

【今後の課題・取り組み】

令和7年度は前年度から始まった給食費の公費負担(無償化)により、給食費収納業務は事務量が減少しました。しかし、過年度分の給食費の未納があるため、その対応が引き続き必要となります。給食費の滞納については、いくつかの要因があると考えますが、滞納の解消に向けて努めてまいります。

また、多摩26市のうち約半数の市において給食費の公会計化が実施されております。

国立市においても令和8年度より公会計化を実施することができました。学校給食運営について透明性や安定した食材の調達ができるようになったため、今後も安心安全な学校給食の提供を行います。

第四章 生涯学習活動の取り組み

I 社会教育推進の取り組み 水準（１）評価指標 B

【目的】

市民一人ひとりが主体的に学び、活動することによって、誰もが生きがいのある暮らしを送ることができる環境を整える。

（国立市教育委員会基本方針４－（２）、４－（５）に向けての取り組み）

【目標】

- 1 国立市生涯学習振興・推進計画に基づき具体的事業を推進する。
- 2 国立市文化芸術推進基本計画に基づき具体的事業を推進する。
- 3 F S Xホール（くにたち市民芸術小ホール）、くにたち郷土文化館について、適正な維持管理、施設整備を実施する。

【現状・実施状況】

1 社会教育委員の会の開催

（１）令和７年４月に第２５期社会教育委員の会より「国立市の生涯学習・社会教育分野におけるＩＣＴ活用による学習機会充実の可能性について（答申）」が提出されました。５月より第２６期に入り、諮問事項「ライフステージに応じた学習機会の充実のための方策について」の議論を進められています。

（２）東京都市町村社会教育委員連絡協議会の定期総会、ブロック研修会、交流大会に参加しました。

2 出前講座「わくわく塾くにたち」の実施

「わくわく塾くにたち」は、市民団体・グループが主催する学習会などに市職員が出向いて、市政の現状や課題、政策内容等の説明、また職員が日頃の業務の中から培った知識等を提供することにより、市民が積極的に施策に参画することを目的として実施しています。

令和７年度は、市民生活の中で有効活用できるような７７の講座メニューを用意し、９件実施し、１０２名の参加がありました。

3 マタギの地恵体験学習会（北秋田市交流事業）

令和７年７月２５～２７日（２泊３日）に実施され、小学４～６年生の児童１５名が北秋田市の児童１２名とともにマタギ文化などを体験学習しました。



4 「文化芸術振興補助金」の対象事業募集

市民が文化・芸術とつながる機会を充実させ、あわせてアーティストの活動を支援するため、「国立市文化芸術振興補助金」の対象事業を募集し、9団体に対し、計738,000円を補助しました。

5 国立市文化芸術推進会議

令和7年9月3日、令和8年1月21日、3月17日に会議を開催し、国立市文化芸術推進基本計画の事業の進捗状況についての報告や、今後の会議における議題について議論が進められました。

6 F S Xホール（くにたち市民芸術小ホール）の管理運営について

(1) F S Xホールでは、市民の芸術・文化の振興・普及のため、「誰もが楽しめるジャズコンサート」や「島田隼ピアノリサイタル」など自主事業17、共催事業11の合計28事業を実施しました。

(2) F S Xホールの入館者数は、前年度比9.7%減の47,899名でした。また、利用件数は前年度比4.4%増の1,427件、利用料収入は15.9%減の16,450,120円でした。利用件数の減少理由ですが、年度当初の4月・5月にホール舞台の改修工事があったことが考えられます。

7 く に たち 郷 土 文 化 館、古 民 家 の 管 理 運 営 に つ い て

(1) く に たち 郷 土 文 化 館 で は、郷 土 に 関 す る 文 化 の 伝 承 と 振 興 を 図 る た め、自 主 事 業 3 8、共 催 事 業 2 の 合 計 4 0 事 業 を 実 施 し ま し た。**新 規 事 業 と し て、「秋 季 企 画 展『写 真 に み る 本 田 家』」** な ど を 実 施 し ま し た。

(2) く に たち 郷 土 文 化 館 の 入 館 者 数 は、前 年 度 比 1. 7 % 増 の 1 9, 4 4 5 名 で し た。
ま た、古 民 家 の 見 学 者 数 は、前 年 度 比 6. 5 % 増 の 1 0, 1 5 8 名 で し た。く に たち 郷 土 文 化 館 の 入 館 者 数 の 減 少 理 由 は、マ ン ホ ー ル カ ー ド の 配 布 が 安 定 し て い る こ と、古 民 家 の 増 加 理 由 は、く に たち ウ オ ー キ ン グ の よ う な 集 客 力 の あ る イ ベ ン ト の ル ー ト に 入 っ た こ と の 影 響 を 受 け た こ と な ど が 考 え ら れ ま す。

(3) 施 設 ・ 設 備 等 の 利 用 料 収 入 は、前 年 度 比 4. 2 % 増 の 1, 1 7 2, 3 0 0 円 で し た。ま た、事 業 収 入 は、前 年 度 比 1 6. 3 % 増 の 7 1 4, 5 7 0 円 で し た。

【年 度 開 始 時 点 に お い て の 取 り 組 み の 水 準】

水 準 に 達 し て い る ま た は 一 定 の 成 果 が 上 が っ て い る

… 取 り 組 み の 水 準 (1)

【令 和 7 年 度 達 成 度 ・ 評 価】 評 価 指 標 B

引 き 続 き、生 涯 学 習 振 興 ・ 推 進 計 画 及 び 文 化 芸 術 推 進 基 本 計 画 に 基 づ き 事 業 展 開 し ま し た。

「マ タ ギ の 地 恵 体 験 学 習 会」で は、児 童 1 5 名 が マ タ ギ 文 化 を 体 験 し、ま た、北 秋 田 市 の 児 童 1 2 名 と 交 流 を 図 っ て き ま し た。

ま た、「文 化 芸 術 振 興 補 助 金」の 対 象 事 業 を 募 集 し、9 団 体 が 実 施 し た 文 化 ・ 芸 術 事 業 を 補 助 し ま し た。

以 上 の こ と か ら 評 価 指 標 を B と し ま し た。

【今 後 の 課 題 ・ 取 り 組 み】

1 生 涯 学 習 振 興 ・ 推 進 計 画 に 基 づ く 取 り 組 み

国 立 市 生 涯 学 習 振 興 ・ 推 進 計 画 に 基 づ き、引 き 続 き 具 体 的 な 施 策 に つ い て 取 り 組 ん で い き ま す。

2 国 立 市 文 化 芸 術 推 進 基 本 計 画 に 基 づ く り 取 り 組 み

国 立 市 文 化 芸 術 推 進 基 本 計 画 に 具 体 的 な 施 策 に つ い て 取 り 組 ん で い き ま す。そ し て、文 化 芸 術 推 進 会 議 に お い て、文 化 芸 術 情 報 の 一 元 的 な 情 報 発 信 方 法 に つ い て 検 討 し て い き ま す。

ま た、昨 年 度 に 続 き、市 民 が 文 化 ・ 芸 術 と つ な が る 機 会 を 充 実 さ せ、あ わ せ て ア ー テ ィ ス ト の 活 動 を 支 援 す る た め、「国 立 市 文 化 芸 術 振 興 補 助 金」の 対 象 事 業 を 募 集 し て い

きます。

3 F S Xホール（くにたち市民芸術小ホール）、くにたち郷土文化館、古民家の管理運営

F S Xホールは築35年以上、くにたち郷土文化館は築30年以上が経過し、施設及び設備備品等の老朽化が進んでいます。

引き続き、市民の文化・芸術に対する関心や要求に応えるべく管理運営をしていくため、必要な改修や設備備品の買い替えを適切に実施していく必要があります。

Ⅱ 文化財保存の取り組み 水準（１）評価指標 B

【目的】

祭り、伝統行事、文化財などこれまで培われてきた文化は、大切に守り、後世に残していかななくてはならない。地域の歴史・文化遺産の保存と活用を通じて「くにたちの文化」発信を進める。（国立市教育委員会基本方針4－(3)に向けての取り組み）

【目標】

- 1 旧本田家住宅の解体復原事業を進める。
- 2 文化財保護に関する啓発活動を実施する。
- 3 文化財に関する調査・研究を実施する。

【現状・実施状況】

1 旧本田家住宅解体復原事業

令和2年3月に東京都指定有形文化財となった旧本田家住宅については、令和6年度から引き続き、復原工事を行いました。また、令和7年3月より主屋北側の便益施設（トイレ等）の工事も行っています。

2 緑川東遺跡石棒附土器の展示

令和7年4月より、くにたち郷土文化館にて、国指定重要文化財である緑川東遺跡石棒附土器3点の常設展示を開始しました。

3 文化財保護に関する啓発、教育活動

東京文化財ウィークにおける文化財の公開等、多摩郷土誌フェアへの参加、文化財防火デーによる演習訓練の実施（青柳稲荷神社にて）を行いました。東京文化財ウィークの企画事業では、10月21日から27日まで旧国立駅舎でパネル展示『旧本田家住宅復原工事の「いま」2』を行いました。

4 埋蔵文化財に関すること

文化財保護法第93条第1項及び第94条1の規定（土木工事等に伴う埋蔵文化財発掘の届出等）に基づく届出等が88件あり、1件の本調査、3件の試掘調査を含む埋蔵文化財有無の確認を行いました。

【年度開始時点における取り組みの水準】

水準に達しているまたは一定の成果が上がっている

…取り組みの水準（1）

【令和7年度 達成度・評価】 評価指標 B

文化財ウィーク企画事業では、旧国立駅舎でのパネル展示『旧本田家住宅復原工事の「いま」2』を行い、多くの方に旧本田家の現状を知っていただくことができました。また、緑川東遺跡石棒の附となっている土器3点の常設展示を開始しました。

また、旧本田家住宅解体復原事業では、主屋復原工事及び便益施設工事を大幅な遅滞なく進められていることから、評価指標をBとしました。

【今後の課題・取り組み】

1 旧本田家住宅復原及び復原後の活用に向けた取り組み

旧本田家住宅について、引き続き、主屋及び便益施設の工事を進めていきます。また、令和7年12月に策定した利活用計画に基づき、開設準備を進めていきます。

2 緑川東遺跡出土石棒等の文化財PRに向けた取り組み

令和7年4月より、くにはたち郷土文化館において、石棒と共に附の土器3点についても、常設展示を開始しました。引き続き、さらなるPRに努めていきます。

Ⅲ くにはたちの集いの取り組み 水準（1）評価指標 B

【目的】

くにはたちの集いの準備会による内容検討や準備を進め、くにはたちの集いを実施する。

（国立市教育委員会基本方針4－(1)に向けての取り組み）

【目標】

くにはたちの集い準備会企画やプログラムなどの検討や準備を進め、参加した人が満足するくにはたちの集いを開催する。

【現状・実施状況】

1 くにはたちの集いの実施について

令和8年1月12日、F S Xアリーナ（くにたち市民総合体育館）においてくにはたちの集いを実施し、424名が参加しました（参加率55.1%）。

6名によるくにはたちの集い準備会を立ち上げ、企画の内容やプログラムのデザイン等について検討を重ね、企画は「くにニャンと挑戦！国立クイズ王決定戦」を実施しました。



【年度開始時点における取り組みの水準】

水準に達しているまたは一定の成果が上がっている

…取り組みの水準（1）

【令和7年度 達成度・評価】 評価指標 B

参加者数の微減はありましたが、当日は大きな混乱もなく、盛会となりました。また、準備会企画も大変盛り上がるなど、参加者の満足度も高かったと考えられるため、評価指標をBとしました。

【今後の課題・取り組み】

令和6年度に続き令和7年度も、くにはたちの集い準備会メンバー集めに大変苦慮しました。その結果、例年より少ない6名で企画検討や準備を進めることとなり、各メンバーの負担が大きいものとなりました。継続的に準備会メンバーが集められるよう、取り組む必要があります。

IV 社会体育推進の取り組み 水準（1）評価指標 B

【目的】

少子・高齢社会の中で、青少年、市民の健康づくりや地域の活性化のために各種スポーツ・レクリエーションプログラムの実施を通じて、まちづくりに寄与する。

（国立市教育委員会基本方針4－(1)に向けての取り組み）

【目標】

- 1 各種スポーツ・レクリエーション事業の内容の充実を図る。
- 2 学校開放事業の効率的な運営を図る。
- 3 市民の各種競技大会への参加を促進する。
- 4 総合体育館の適正な維持管理、施設整備を実施する。
- 5 地域スポーツクラブの運営支援を行う。

【現状・実施状況】

1 社会体育事業の開催について

- （1）スポーツ推進委員の定例会を11回開催し、社会体育事業の実技指導・助言のほか、事業実施に係る連絡調整を行いました。
- （2）「スポーツ子どもの日」や「**モルックくにたちカップ**」といった社会体育事業を8種目（22回）実施し、合計800名の参加がありました。



2 学校開放について

小学校の体育館・校庭、中学校の体育館・校庭の開放を行いました。延べ利用者数は、前年度と比べ3.4%減の82,603人でした。

3 F S Xアリーナ（くにたち市民総合体育館）の管理運営について

（1）F S Xアリーナでは、市民のスポーツ・レクリエーションの振興のため、自主事業18、共催事業5の合計23事業を実施しました。

「国立プロスポーツ観戦DAY」や国立市スポーツ協会との共催事業「ファミリーフェスティバル」などを開催しました。

（2）F S Xアリーナの利用人数は、前年度比2.5%増の170,201名でした。また利用料収入は、前年度比5.4%増の35,519,890円でした。これは、市民の運動習慣が年々改善してきているのではないかと考えられます。

【年度開始時点における取り組みの水準】

水準に達しているまたは一定の成果が上がっている

…取り組みの水準（1）

【令和7年度 達成度・評価】 評価指標 B

社会体育事業である「ファミリーソフトボール教室」「スポーツ子どもの日」「モルックくにたちカップ」を実施できたことに加え、「街を・山を歩く」も年4回実施することができました。

また、学校開放では、新たに二中体育館開放も開始し、一定の利用があることから、評価指標をBとしました。

【今後の課題・取り組み】

1 スポーツ活動場所確保に向けた取り組みについて

市民のスポーツ活動場所確保に向け、令和7年度は二中体育館の開放を始めました。

引き続き、校庭や体育館が工事により使えない際などに、活動場所が確保できるよう、努めていく必要があります。

2 F S Xアリーナ（くにたち市民総合体育館）の管理運営

F S Xアリーナは築40年以上が経過し、施設及び設備備品等の老朽化が進んできています。施設及び設備備品等の老朽化が進み、施設、設備の改修が必要です。

引き続き、市民のスポーツ・レクリエーション事業に対する関心や要求に応えるべく管理運営をしていくため、必要な改修や設備備品の買い替えを適切に実施していく必要があります。

3 地域スポーツクラブについて

令和4・5年度と財政支援を行い、令和6年度から自主運営となっている地域スポーツクラブ「くにたちエール」ですが、引き続き、運営のあり方を確認していく必要があります。

第五章 公民館活動の取り組み

I 公民館運営審議会の運営 水準（１）評価指標 B

【目的】

公民館長の諮問機関として、館長諮問に対して調査や審議を重ね、答申を行う。

公民館における各種事業について、地域住民の学習要求が反映されるように調査、審議を行う。

（国立市教育委員会基本方針４－（４）に向けての取り組み）

【目標】

- 1 館長諮問への答申作成のために調査、審議に努める。
- 2 公民館の各種事業が地域住民の意向を反映できるように調査、審議に努める。
- 3 公民館事業及び各種研修会に委員が参加できる環境を整える。

【現状・実施状況】

- 1 第３５期公民館運営審議会（任期：令和６年１１月から令和８年１０月）は、館長諮問「サークル活動をはじめとする公民館利用の拡大に向けた方策について」の審議・検討を行い、令和８年１０月までに答申をまとめる予定としています。
- 2 第３５期公民館運営審議会では、公民館７０周年記念事業の取り組みの一つとして、社会教育学習会「私が「地域」に出会うまで ～“つながり”と“学び”の発見！～」を、担当の審議会委員と担当職員の共同で企画し、令和７年１１月に実施し、参加する市民と意見交換を行いました。
- 3 東京都公民館連絡協議会の研修会等に参加し、情報の共有や課題等への理解を深めました。

（研修会等の参加状況）

研修会等	回数（日）	参加者数
東京都公民館連絡協議会 定期総会	年１回	２人
東京都公民館連絡協議会 委員部会運営委員会	年９回	９人
東京都公民館連絡協議会 委員部会研修会	年１回	２人
全国公民館研究集会東京大会	年２回	５人
東京都公民館連絡協議会 研究大会	年１回	６人

【年度開始時点における取り組みの水準】

水準に達しているまたは一定の成果が上がっている

…取り組みの水準(1)

【令和7年度 達成度・評価】 評価指標 B

公民館運営審議会では、公民館を取り巻く現状や課題等を把握しながら、公民館の民主的運営を図り、各種事業が地域住民の意向を捉えているかなどを審議しています。

第35期の審議会は、令和7年8月に諮問された「サークル活動をはじめとする公民館利用の拡大に向けた方策について」に対し、調査や審議を重ねてきました。また、公民館70周年記念事業の取り組みとして、地域活動との関係で公民館の役割を考える社会教育学習会を開催し、参加する市民との対話・交流の機会を持ち、意見交換をしました。

以上、一定の成果があったことから、評価指標をBとしました。

【今後の課題・取り組み】

公民館運営審議会は館長の諮問機関として、館長からの諮問に対して答申するだけにとどまらず、公民館における各種事業や運営が、より一層地域住民の意向を反映した民主的なあり方となるよう、積極的な調査や審議が求められています。毎月の定例会以外に委員・職員同士の交流や情報交換の機会を持つなど、活発な審議会活動につながる取り組みを充実します。

Ⅱ 主催学習事業・会場提供事業の取り組み 水準(1) 評価指標 A

【目的】

地域住民の生活や地域の課題、現代的な社会問題の解決に向けて、学習会や講座、講演会などの各種事業を実施し、教養の向上や健康の増進、情操の純化、生活文化の振興、社会福祉の増進を図る。また、社会教育機関として、市民の自主的な学習活動を支援する。

(国立市教育委員会基本方針4-(4)に向けた取り組み)

【目標】

- 1 だれでもいつでも気軽に公民館事業に参加できるように主催事業の企画や講座の充実を図る。
- 2 市民の自主的な学習活動を支援する。

【現状・実施状況】

- 1 公民館開館70周年を迎えた令和7(2025)年度、市民による「70周年事業をともに考える会」とともに、以下の記念事業を企画・実施しました。

- (1) 10月に霊長類学者・山極壽一氏記念講演、11月に記念式典・リレートーク、哲学者・長谷川宏氏記念講演など、各種の記念イベントを開催しました。
- (2) 公民館北側正面入口のガラス面に、市民と考案・デザインしたイラストやメッセージ等の記念メッセージをフィルムコートによって掲示しました。
- (3) 上記記念イベントの記録をはじめ、公民館だよりから学ぶ活動の記録や関係者へのヒアリング記録など、公民館の歴史や記念事業の取り組みを収録した記念誌を作成・発行しました。

2 主催事業において、人権、平和、近現代史、多文化共生、環境などの現代的な課題や時事の問題を中心にさまざまな学習テーマを取り上げました。**特に、〈戦後 80 年〉の節目に取り組んだ平和・現代史講座や不登校等に関する教育講座、ハンセン問題を学ぶ人権講座などが好評を博しました。**

3 多様な背景のある子ども・若者支援事業では、日常的な学習でつまずきがちな中高生を対象とした学習支援事業「LABO☆くにスタ」を月3回程度、全36回（学習者768名、支援学生709名）実施した他、**交流や親睦を通じた中高生の居場所としての機能強化に向けて、年2回、交流イベントを実施しました。**

4 他機関との連携事業として、一橋大学との連携講座、市民ボランティア団体協力の日本語学習支援事業、社会福祉関連NPO団体連携のリカバリーの学校@くにたち事業、関連部署や消防団、町内会等と広く連携した地域防災講座の他、**生涯学習課・公民館・図書館・郷土文化館による一課三館連携事業として、「まちじゅう本棚」事業などを実施しました。**

5 主催学習事業の実施状況

(単位：回、人)

区分	講座名	実施月	回数	延べ参加数
人権課題 (現代的課題)	憲法講座「選択的夫婦別姓ってなに？」 他	4・10・11月	3	50
	人権講座 「ハンセン病問題を知る・考える」 他	12・1月	3	98
	平和・現代史講座 シリーズ〈戦後 80 年〉～いまこそ考えたい戦争と平和～ 他	8～3月	9	317
	教育講座 「朝起きられない病 起立性調節障害を知ろう」 他	8・2月	2	102
	ジェンダー講座 「「ヒーロー」って誰のこと？ ～アニメからみる女性ヒーロー像、男性ヒーロー像～」	7月	1	19
	性教育講座 「大人も子どもも一緒に学ぼう！性を学ぶことはよりよく生きること～「包括的性教育」のススメ～」 他	10・12月	4	99

		情報科学講座 「生成 A I と倫理～これからの人間の創造性とは?～」	10 月	1	31
個別課題 「共生の地域社会を育む」	世代別	女性対象講座 女性の生きかたを考える講座 ―女性のライフデザイン― 他	5～9・3 月	12	131
		男性対象講座 男性の料理入門 親子で昼食を作って食べよう! ～親子丼に挑戦～ 他	9・3 月	2	34
		親子で遊ぼう・考えよう 楽しい色水の世界 色水実験を楽しもう 他	5～2 月	5	432
		保育室活動	通年	96	374
		しょうがいしゃ青年教室 クラフト講座 他	通年	92	637
		青年室全体活動(コーヒーハウス) 初夏の交流行事 他	5～3 月	5	207
		青年室自主活動 ラーメン部 他	通年	3	25
		シルバー学習室 第 46 期 自然観察: 初夏の自然に目をむける 他	5～2 月	35	533
	外国籍	生活のための日本語講座 各種コース	5～3 月	230	2,262
		にほんごサロン 「谷保天満宮散策」他	5～3 月	7	160
		日本語教育入門 地域の日本語ボランティアの役割とは他	1～2 月	8	164
		多文化共生講座 映画&お話『北の果ての小さな村で』	6 月	1	85
地域課題		公民館開館 70 周年案連事業 記念講演・式典・リレートーク 他	4～3 月	18	471
		70 周年記念社会教育学習会 「私が「地域」と出会うまで～“ながり”と“学び”の発見!～」	11 月	1	44
		一課三館連携事業 まちじゅう本棚(ブックシェアリング) 他	2～3 月	5	約 3,000
		地域防災講座 公民館 de 防災 ～日頃の「備え」を一緒に確認しませんか～	11 月	1	166
		緑化活動	通年	8	39
		野鳥観察 くになちバードウォッチング入門	12～2 月	3	34
		一橋大学連携講座「教養とは何か～エラスムスの人文主義から考える～」	10 月	2	43
社会・人文学習		くになちブッククラブ 「自分と『似ているもの』／『似ていないもの』」	5～3 月	12	279
		古典講座 『万葉集』を読む	5～6 月	5	105
		現代詩講座 いま、戦後詩をみつめる 越境する感受性～茨木のり子を読む～	3 月	1	82

	哲学講座 長谷川宏さんと読む『日本精神史 近代篇 下』	10～12月	5	114
	文化・芸術講座 「美術館学芸員のお仕事～ひとつの展覧会ができるまで～」 他	10・1・3月	4	214
	図書室のつどい 『わたしの農継ぎ』 他	4～3月	12	632
	映画会シネボックス・シネマトーク 『裏窓』 他	5～3月	8	534
表現学習	〈身体表現ワークショップ〉 からだであそぼう ーのびのびとうごくワークショップー	5～12月	7	86
	銅版画講座 はじめての銅版画 他	7～9月	6	65
	子育て短歌入門講座 ～子育ての日々を三十一音で語り合おう～	10～1月	9	88
	文章表現講座 心のライティング 自分を知り、表現し、ともに分かち合う文章創作ワークショップ	9～12月	7	79
若者支援	中高生を対象とした学習支援事業 「LABO☆くにスタ」 他	4～3月	36	1,477
	自習スペース「SPACE☆くにスタ」	4～3月		
	多様な背景のある子ども・若者支援者養成事業 「校内居場所カフェ」 って知ってますか？	9月	1	25
	第70回くにたち市民文化祭	10～11月		

5 施設利用状況

年間開館日数	308日	1日平均利用回数	17.1回	利用者別	延べサークル・利用団体	4,546回
年間延べ開室回数	7,392回	利用率(注)	66.7%			40,097人
308日×8室×(3回/1日)		年間利用者数	53,969人		公民館・公用利用	730回
年間施設利用回数	5,276回	1日平均利用者数	175.2人			13,872人

※ 公民館は他施設のように1日を3区分(午前・午後・夜間)として貸出をせず、空いている時間帯がなるべく出ないように、実質時間での貸出としているため、利用率の換算ができない。ただし、他施設と比較ができるように、便宜上の利用率算出処理をするため、1区分に複数回利用があっても1回とみなし、利用回数を再計算している(4,927回の利用となる)。この数を年間延べ開室回数で割り返して便宜上の利用率を算出している。

6 集会室等施設利用状況

施設 (定員)	利用回数及び開館日数に対する利用率			
	区分別(単位:延べ回数、%)			年間利用回数
	午前	午後	夜間	

ホ ー ル(85 人)	278(88.7%)	331(87.3%)	336(88.9%)	945	88.3%
音 楽 室(20 人)	275(87.0%)	351(84.7%)	235(70.8%)	861	80.8%
集 会 室(30 人)	216(69.8%)	254(77.7%)	178(54.6%)	648	67.4%
講 座 室(35 人)	224(72.4%)	270(77.7%)	119(38.4%)	613	62.8%
中集会室(20 人)	241(77.7%)	266(79.8%)	130(40.7%)	637	66.1%
小集会室(10 人)	211(67.9%)	236(71.3%)	82(25.8%)	529	55.0%
和 室(20 人)	210(67.8%)	241(69.5%)	86(25.8%)	537	54.4%
実 習 室(10 人)	175(56.8%)	240(67.6%)	91(27.6%)	506	50.7%
合 計	1,830	2,189	1,257	5,276	

市民交流ロビー展示等使用日数 76 日 利用団体 13 団体 (666 人)

7 主な備品利用状況

印刷機	425 回	アンプセット	203 回	液晶モニター	103 回
プロジェクター	152 回	スクリーン	53 回	ブルーレイ DVD プレーヤー	53 回
パソコン	50 回	プレス機	46 回	パネル	15 回

【年度開始時点における取り組みの水準】

水準に達しているまたは一定の成果が上がっている

…取り組みの水準(1)

【令和7年度 達成度・評価】 評価指標 A

公民館は社会教育施設であることから、市民の自主的な学習を促し、市民の利用を促進するため、市民ニーズに応じたさまざまな主催事業や講座を実施する必要があります。令和7年度については、こうした公民館の役割やこれまでのあゆみを確認・共有していく70周年記念事業に集中的に取り組みました。また、シリーズ〈戦後80年〉をテーマにした平和・近現代史に係る連続講座、包括的性教育や不登校に関する教育講座、福祉関連のNPO法人と連携した共生社会に係るリカバリーの学校@くにたち事業、他部署や地域の自主防災組織、町内会等と連携した地域防災講座、生涯学習課や図書館と連携した一課三館連携事業など、意欲的かつ多面的に事業を展開しました。その結果、事業参加者数も増加しました。

また、令和7年度は、文部科学省の第78回優良公民館表彰において、全国に約1万3千館ある公民館・生涯学習センターから各都道府県より推薦を受けた施設のうち、特に事業内容・方法等に工夫を凝らし、地域住民の学習活動に大きく貢献している施設が表彰される令和7年度本表彰において、国立市公民館は「最優秀館」に選出されました。

以上の結果から、評価指標をAとしました。

【今後の課題・取り組み】

複雑・多様化する現代社会においては、様々な地域課題・生活課題が溢れていることから、公民館は社会教育施設として、多様なテーマを取り上げ、市民の要望に応える必要があります。そのためには、職員の専門性を高め、力量を形成することが必要です。

令和5年度にとりまとめた文書に基づき研修等を重ね、市民の生活課題に即した新たな企画等を検討する必要があります。また、他部署や他機関など多様な地域資源との積極的な連携を進めていけるよう、より一層の研鑽を図っていく必要があります。

Ⅲ 広報(公民館だより)発行事業の取り組み 水準(1)評価指標 A

【目的】

「くにたち公民館だより」は、公民館活動への“入口”として、グループ活動・主催事業への関心の喚起や、参加を通じて学びを深め、豊かな人間関係をはぐくむ援助となることを目的として、公民館事業の紹介を中心に講演要旨や参加者の感想などを掲載し、学習メディアとして発行する。公民館だよりが学習の契機となって、事業参加や公民館利用に結びつくように広報活動を行う。

(国立市教育委員会基本方針4-(4)に向けての取り組み)

【目標】

親しみやすい紙面づくりで、公民館主催事業や自主的な学習活動に対する市民の関心を高める。また、ホームページやSNS、ポスター掲示等、多様な広報手段を効果的に活用し、より多くの市民に訴求する。

【現状・実施状況】

「くにたち公民館だより」は毎月発行し、市内全戸配布の他、駅や公共施設等でも配布しており、令和7年度末に793号が発行となりました。本誌は主催事業の募集だけでなく、講演要旨や参加者の感想を掲載し、公民館事業への参加の促しや、参加できなかった方への学習教材の提供等の意図も持ち、さらなる利用者の裾野を広げる学習メディアとして位置づけています。

他の広報誌がカラー化する中、公民館だよりは現在もモノクロ紙面となっており、「訴求力が弱い」などと評されることも多いため、**紙面調整を行い、年間数回のカラー化を試行しました。**

市民が参加し毎月開催の「公民館だより編集研究委員会」(公運審委員3名とその他市民5名)を通じて、紙面への率直な意見をいただくと共に、巻末掲載の「サークル訪問」について、取材から原稿作成までを委員に担当いただき、市民が紙面づくりに参画する取り組みを実施しています。

令和6年度には、課題であったホームページを刷新し、また令和7年度は、公民館だよりや市公式SNSと連動させ、講座への参加申込のWEB受付の全面実施、広報活動

におけるデザインツールの活用等を推進しました。

【年度開始時点における取り組みの水準】

水準に達しているまたは一定の成果が上がっている

…取り組みの水準(1)

【令和7年度 達成度・評価】 評価指標 A

『くにたち公民館だより』については社会教育の視点から、職員だけで紙面作りをせず、市民委員による「編集研究委員会」を毎月開催し、委員と職員が活発な議論を重ね、市民にとって読みやすく、親しまれやすい構成となるよう努めています。

試行したカラー紙面化はおおむね好評でしたが、予算の壁は大きく、引き続き調査・研究を重ねていきます。

公民館ホームページの広報等については、リニューアルを行った結果、デザインや視認性が向上し、「見やすくなった」等の一定の評価の声をいただけるようになりました。また、こうした取り組みが認められ、全国公民館連合会が実施する第6回全国公民館インターネット活用コンクールでは、「銀賞」を受賞しました。

以上、利用する市民から評価を受けたことやコンクールにおいて一定の評価を受けたことなどから、評価指標をAとしました。

【今後の課題・取り組み】

社会教育施設である公民館の広報は、単なる講座案内に留まるものではなく、市民の自主的な学びの促進に寄与する必要があることから、魅力ある記事、レイアウトとすることが求められます。また、カラー化などについても予算との兼ね合いも含め、引き続き調査・研究を重ねる必要があります。

IV 図書室管理運営事業の取り組み 水準(1) 評価指標B

【目的】

公民館図書室は、市民の“本棚”として、資料を通じて学びを深め、グループ活動・主催事業への関心の喚起や、豊かな人間関係をはぐくむ援助となることを目的とする。この目的に即し、公民館講座や市民の学習や地域活動に関連した書籍を蔵書し、公民館資料室としての役割を担っている。また、市民活動の貴重な資料等を収集し保存する。また、図書館等と連携し、市民の読書要求に応えることも目的とする。

(国立市教育委員会基本方針4-(4)に向けた取り組み)

【目標】

市民の自由な学びを支援するために、「読書」につながる講座や読書会事業を企画し、

市民の読書活動を推進する。

限られた開架スペースを有効に活用し、利用の増進を図る。

【現状・実施状況】

1 図書室の蔵書及び利用状況

年間開室日数： 305日
年間貸出冊数： 22,919冊
蔵書冊数： 24,501冊
新着図書冊数： 623冊
除籍図書冊数： 618冊

2 図書室関連の主催学習講座(再掲)

(単位：回、人)

講座名	実施月	回数	延参加者数
図書室のつどい 『わたしの農継ぎ』 他	4～3月	12	632
くにたちブッククラブ 「自分と『似ているもの』／『似ていないもの』」	5～3月	12	279
柚木麻子『BUTTER』を読むー文学作品から考える女性の生き方ー	3月	3	43

3 広報発行・資料収集

図書室広報紙「図書室月報」を毎月発行し、令和7年度末で754号となりました。図書室関連講座の参加者の声や、市民の書評・感想を掲載し、公民館窓口の他、市内公共施設等で配布し、ホームページ等で公開しました。これにより読書による学習成果の還元や本を通じたつながり等の醸成を図りました。

また、市民活動から生まれた資料(チラシ、リーフレットなど)を保存し、地域活動の記録・収集を実施しています。

【年度開始時点における取り組みの水準】

水準に達しているまたは一定の成果が上がっている

…取り組みの水準(1)

【令和7年度 達成度・評価】 評価指標 B

公民館図書室は、グループ活動や主催事業への関心の喚起、また、市民が図書を通じて学びを深め、豊かな人間関係を育む契機となることを目的として運営しています。このことに基づき、公民館主催講座に関連する図書の購入、市の図書館システムと連携し市民の図書貸出利用の向上に努めました。

図書室関連の主催学習講座として、毎月実施の「図書室のつどい」や「くにたちブッククラブ」の実施、また、「作家と作品」などの講座を精力的に実施すると共に、参加者との意見交換会なども実施し充実を図りました。

その他、市民活動資料の保存や毎月「図書室月報」を約 700 部発行し、市内公共施設窓口を通じて市民へ配布しました。

以上、一定の成果があったことから、評価指標を B としました。

【今後の課題・取り組み】

引き続き、公民館講座に関連した書籍の選書やそれに基づいた配架や展示方法について工夫を図り、より利用しやすい図書室づくりに努めていきます。

図書室関連の主催講座である「図書室のつどい」「くにたちブッククラブ」「作家と作品」などの講座は、いずれも、参加者自身が読書をさらに深めていくことを目的としており、今後も市民のニーズに応えられるよう、深い学習活動を進められる作品や著者、講師の選定に参加する市民と共に努めていきます。

また、市民活動の貴重な資料である地域資料についても、公共の地域資料室の使命として収集・保管を継続していきます。

V 施設維持管理運営事業の取り組み 水準（2）評価指標 A

【目的】

市民の自主的な学習や団体・グループでの活動が損なわれないように施設や設備の安全管理と維持管理を行う。

(国立市教育委員会基本方針 4－(4)に向けた取り組み)

【目標】

日常的な施設点検や計画的な補修等を行う。

【現状・実施状況】

公民館は開館から 45 年以上が経過し、設備や備品等の老朽化が進んでおり、計画的な修繕が課題となっていますが、全庁的な財政課題から優先順位をつけて対応しているところです。そうした中、令和 6 年度より、東京都の補助事業「子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業」に採択されました。本補助事業は、第二小学校の改築及び西福祉館との複合化に関する事業に公民館が連携し、中・西地域において「多世代に向けた「つながる居場所」地域交流拠点整備事業」を実施することとして採択されたものです。この補助事業を通じて、公民館では、令和 7 年度も令和 6 年度に引き続きトイレの洋式化や内装等の工事を行い、公民館における利便性向上の取り組みを実施しました。

また、公民館全館の照明を蛍光灯から LED に更新する工事を実施しました。その他、付帯設備等も含めた他の不具合に対して適切な修繕等を通じ、施設の維持管理に努めました。また、利用者に提供する備品の更新や日常的な施設の維持管理を実施しました。

【年度開始時点における取り組みの水準】

水準に達していないまたは成果が十分でない

…取り組みの水準(2)

【令和7年度 達成度・評価】 評価指標 A

市民が安全かつ快適に施設を利用できるように備品を用意し、市民の利便性を向上させるために、施設の修繕や維持管理に努めました。特に、利用者の多い地下や3階のトイレの洋式化工事や、照明器具のLED工事など、懸案の課題であった設備改修・更新に取り組むことができました。

以上、懸案の課題に取り組めたことから、評価指標をAとしました。

【今後の課題・取り組み】

公民館施設は、昭和54年の竣工から45年以上が経過し、設備面での老朽化が進んでいます。また、付帯設備や各種備品等において経年劣化が生じており、必要な修繕等を適宜行う必要があります。

また、貸出備品等についても経年劣化により、更新の希望が多く寄せられていることから、優先順位を付けて、継続的に設備・備品の改修・更新等を行っていきます。

第六章 図書館活動の取り組み

I 図書館協議会の運営 水準（１）評価指標 B

【目的】

図書館の民主的な運営及び市民による図書館づくりを図るため、協議を行う。

（国立市教育委員会基本方針４－（４）に向けた取り組み）

【目標】

図書館が抱える課題について様々な角度から検討、協議を行い、図書館の運営及び事業の一層の向上を目指す。

【現状・実施状況】

図書館協議会は、原則として２か月に１回の定例会及び必要に応じて臨時会を開催します。図書館協議会の委員は１０名で、令和７年度は６回開催しました。

開催日	主な内容
令和7年 5月15日	図書館業務報告(児童サービス及びYA サービス他)
7月17日	図書館業務報告(ハンディキャップサービス他)
9月11日	図書館業務報告(地域資料サービス及び相互貸借業務他)
11月20日	令和6年度くにたち図書館業務報告について 提言として挙げたい項目について
令和8年 1月15日	第25期図書館協議会報告と提言について 提言として挙げたい項目について
3月19日	第25期図書館協議会報告と提言について 提言として挙げたい項目の絞り込みについて

【年度開始時点における取り組みの水準】

水準に達しているまたは一定の成果が上がっている

…取り組みの水準（１）

【令和７年度 達成度・評価】 評価指標 B

図書館の各業務について担当者から説明し、質疑応答を行いました。第25期図書館協議会報告と提言をまとめるにあたり、各委員から図書館に対する課題や改善策等が挙げられました。意見交換等により図書館に関する理解が深まったことから、評価指標をBとしました。

【今後の課題・取り組み】

図書館協議会委員によって第25期国立市図書館協議会報告と提言が作成されるにあたり、現状の図書館の課題等をとらえ今後の図書館運営の改善につながる内容となるよう情報提供を進めます。

Ⅱ 図書館運営の取り組み 水準（１）評価指標 A

【目的】

子どもから大人まで市民誰もが読書を通じて生涯学習を深められる場を目指し、図書資料等の貸出及び各種事業を実施し、市民の自己教育と文化活動を支援する。

（国立市教育委員会基本方針4－(4)に向けた取り組み）

【目標】

資料・情報の提供及び各種サービス事業を実施することにより、市民の読書要求を満たすとともに、身に付けた知識等を地域や社会に活かせる場を提供する。

【現状・実施状況】

1 資料貸出閲覧等事業

利用者が資料を円滑に利用できるよう、窓口業務や、一般書籍、児童書、雑誌、新聞、地域資料、視聴覚資料等の資料の購入、受入、装備等の整備に係る業務を行いました。一般書籍、児童書については市民の要望や社会情勢等を踏まえたものを中心に選定・購入しました。

地域資料については、市に関連する資料や市民による著作物の収集・保存に努めるとともに、地域資料展示コーナーにおいて定期的に国立市に関する資料についてテーマを決めて展示することで、地域資料の周知広報を行いました。

隣接市である国分寺市、府中市、立川市、日野市との図書館相互利用や、都内公立図書館を中心とした相互貸借により、幅広い資料提供に努めています。

電子図書館システムについては、電子雑誌閲覧サービスを導入し、新たなサービスを開始しました。

（１） 所蔵冊数等

① 所蔵冊数（令和8年3月31日現在）：358,382冊

② 受入冊数 11,057冊、 除籍冊数 10,577冊

（ア）図書資料等年間貸出冊数：412,549冊

（イ）利用登録者数（令和8年3月31日現在：在勤・在学、相互利用協定登録者含む）：22,861人

（２） 利用状況等

人口（令和8年4月1日現在、住民基本台帳人口）：76,619人

図書資料等1冊当たりの貸出回数：1.2回

利用登録者1人当たりの貸出冊数：18冊

市民1人当たりの図書資料等冊数：4.7冊

(3) 電子図書館システム貸出状況

貸出冊数 4,740冊 予約件数 1,688件

(4) 相互利用協定による貸出状況

国分寺市民：15,727冊 府中市民：5,135冊 立川市民：6,347冊

日野市民：229冊 合計27,438冊

2 企画・広報事業

図書館利用のきっかけづくりや読書の楽しさを広く周知するため、本に関連する講座、講演会、行事等の企画・運営を行いました。定例的な事業として、図書館業務に触れることで図書館を身近に感じ、来館のきっかけとなるよう、市内小中学校等から図書館見学会や職場体験の受け入れを行っています。令和7年度も多くの申し込みがあり実施しました。

館報「いんふおめーしょん」の発行や、市報、図書館ホームページ掲載により、図書館事業について周知広報を継続的に行うとともに、市内公立小中学校で導入している「すぐーる」やX等の情報提供ツールも活用し、情報発信を行っています。

(1) 図書館見学の受け入れ

小学校 12校29学級 その他 1施設 1学級

(2) 「語りの世界へようこそ～大人のためのお話会」

10月9日	中央図書館	17名	1月23日	北市民プラザ図書館	36名
11月17日	北市民プラザ図書館	33名	2月17日	南市民プラザ分室	24名
12月15日	下谷保地域防災センター	23名	3月15日	中央図書館	20名

(3) 図書リサイクル

除籍した図書資料の有効活用及び図書館事業のPRを目的として実施しました。

・学校等施設対象：3月3日（火）8施設 539冊

・市民対象：3月14日（土）239人 1,725冊

(4) 催し物

ア. 講演会等

実施日	講座名	講師	場所	参加人数
6月29日	吉田誠治さんとイラストレーションの世界～箱部屋を描いてみよう～	吉田 誠治	中央図書館集会室	20名
7月2日	クイズdeまち歩き 2025	図書館職員	国立市内8か所	6名
9月7日	「馬に乗った人を描こう」～アンヴィル奈宝子氏ワークショップ	アンヴィル奈宝子	北市民プラザ多目的ホール	43名
11月1日	図書館で学ぶ恐竜の世界!!	中島 保寿	中央図書館集会室	22名
11月29日	これからの図書館	小泉 公乃	北市民プラザ多目的ホール	24名

3月26日	お気に入りの本を大切に する方法	塩浦 風太	中央図書館集会室	10名
-------	---------------------	-------	----------	-----



令和7年6月29日「吉田誠治さんとイラストレーションの世界」



令和7年11月29日「これからの図書館」

イ. 勉強会・研修会

- ・絵本の読み聞かせボランティア勉強会（8回）
- ・音訳者フォローアップ研修（3回）
- ・絵本の読み聞かせボランティアスキルアップ講座（1回）

（5）「いんふおめーしょん」の発行

図書館事業や季節・時事の話題、テーマに沿った資料情報等をお知らせする館報「いんふおめーしょん」（第232号～第243号）を毎月発行しました。

3 児童サービス事業

第四次国立市子ども読書活動推進計画に基づき、成長に応じた読書習慣の形成や、子どもたちの読書活動を推進する環境の整備等に関する取り組みを行っています。

令和7年度は東京都の子供の遊び場等整備補助金の交付を受けたことにより、市内公立小中学校でアンケートを実施し、子どもたちの意見を踏まえて2階児童コーナーの整備を行いました。乳幼児向け絵本の近くにマットスペースを設け、くつろいで絵本等を読めるようリニューアルしました。おはなし会、ブックマラソンといった日常的な活動と合わせて、団体貸出等により市内小中学校との連携を進めました。



リニューアルした2階児童コーナー

（1）おはなしの時間・絵本の時間等

中央図書館（234回）、北市民プラザ図書館（102回）、分室（141回）

（2）ブックスタート事業

内容：3～4か月児健診時にブックスタートパックの贈呈と絵本の読み聞かせ

4 YAサービス事業

YAサービスについても都の子供の遊び場等整備補助金を活用して、YAすたっふをはじめとした中学生の意見を反映し、自習等がしやすい個別の机や椅子を設置しました。

YAすたっふの活動については、10代向け図書館情報紙の発行や、講座の企画、中央図書館YAコーナーの特集といった定例的なものに加え、令和7年度は分室取材も行いました。一橋大学古書サークル「えんのした」によるおすすめ本の特集展示等の実施、中高生世代の読書のきっかけづくりを目的とした10代のためのブックリスト「LOOK BOOK 2026」の作成・配布も継続して行っています。



YA コーナーの学習スペース

5 ハンディキャップサービス事業

来館による図書館利用が困難な方、文字のみの資料以外の資料のほうを読みやすい方に対し、DAISY図書（音声資料）の提供や、対面朗読、ボランティアによる資料の宅配サービス等を行っています。大活字本の購入や音声読み上げ機能付きの電子資料の閲覧を行い、多様な読書要求に対応するよう努めています。コロナ禍に休止していたサービス利用者、音訳ボランティア、図書館職員による三者交流会も昨年度から再開し、音訳資料作成に関する意見交換や利用者同士の情報交換を行いました。



令和7年5月25日三者交流会

- ・音訳資料の貸出件数：1,547巻
- ・点字資料の貸出件数：122冊
- ・図書宅配サービスの利用者数：14名 宅配回数：173回

6 図書館協力ボランティア事業

令和7年度はボランティア向け講習会として、音訳フォローアップ研修、絵本の読み聞かせボランティアスキルアップ講座を実施しました。ボランティアの方々が学んだ知識を地域で活かす上での支援を継続して行っています。

各種ボランティアの活動については以下のとおり行われました。

(1) くにたちお話の会による小学校などのお話会

小学校 9校 222クラス（延べ5,487名） 派遣延べ人数 445名

- 保育園等 6園 49クラス (延べ1,023名) 派遣延べ人数 140名
- (2) 絵本読み聞かせボランティアによる絵本の読み聞かせ活動
 派遣回数 186回 派遣延べ人数 360名
 参加人数 1,687名 (大人725名 子ども962名)
- (3) 書架整理ボランティア
 人数：中央 11名 北市民プラザ図書館 2名 合計13名
 内容：中央館 月・水・木・金曜日、北分館 月・木・金曜日に活動(祝日を除く)
- (4) 緑化ボランティア
 人数：9名
 内容：中央図書館前花壇4か所の植栽、手入れ
- (5) 図書宅配協力員
 人数：4名 宅配回数：173回
- (6) 音訳・点訳ボランティア
 音訳人数：28名 点訳人数：11名
- (7) YAすたっふボランティア
 人数：13名
 内容：YAコーナーの展示、YAペーパーの発行、YA講演会の企画
- (8) ブックスタートボランティア
 人数：19名
- (9) 社会福祉施設等訪問ボランティア
 人数：12名 訪問回数：6回



YA すたっふ活動の様子

【年度開始時点における取り組みの水準】

水準に達しているまたは一定の成果が上がっている

…取り組みの水準(1)

【令和7年度 達成度・評価】 評価指標 A

令和7年度は都補助金を活用してYAコーナーと児童コーナーのリニューアルを実施しました。実施に当たっては子供の意見を聞き取り反映させる形で行いました。

利用者からも「くつろいで本を読めるようになった。」等、好意的な意見をいただき、読書環境の改善に大きく寄与したことから、評価指標をAとしました。

【今後の課題・取り組み】

- 1 児童サービス事業については「第四次国立市子ども読書活動推進計画(2024年度～2028年度)」に基づき、乳幼児期からの読書習慣の形成に向けた取り組みを推進します。
- 2 中央図書館と北市民プラザ図書館に無料公衆無線LANを設置し、あらゆる世代の

自主的な学びや多様な情報活用を支援します。

- 3 令和8年度についても健康まちづくり戦略室等、様々な関係機関と連携し、イベント等を通じて本に対する関心が高まる事業を行います。

Ⅲ 図書館施設管理の取り組み 水準（２）評価指標 B

【目的】

子どもから大人まで市民の誰もが読書を通じて生涯学習を深められる場を目指し、施設の安全管理、維持補修等の事業を行う。

（国立市教育委員会基本方針４－（４）に向けた取り組み）

【目標】

施設、設備をきめ細かく点検し、必要に応じた修繕等を迅速に行い、利用者にとって安全で快適な読書空間の維持を目指す。

【現状・実施状況】

市民が安全・快適に図書館を利用できるよう、館内清掃、エレベーター・自動ドア保守点検・電気設備点検等、図書館施設の維持及び管理を計画的に行いました。

主な取り組みとして、**中央図書館空調機ラインポンプ修繕、電動移動棚修繕、谷保駅前ブックポスト修繕等**を実施しました。

【年度開始時点における取り組みの水準】

水準に達していないまたは成果が十分でない

…取り組みの水準（２）

【令和7年度 達成度・評価】 評価指標 B

定期点検で指摘のあった電動移動棚コントロールユニットの交換や、長く外枠が破損した状態にあった谷保駅前ブックポストの修繕を行ったことから、評価指標をBとしました。

【今後の課題・取り組み】

中央図書館は建築後51年が経過し、経年劣化による故障、欠陥等が各所で生じてきています。今後も定期的な点検により、施設設備における課題や不具合箇所の早期発見、迅速な対応を行い、施設の安全を維持します。令和8年度には中央図書館のLED化が予定されており、温室ガス排出量低減や省エネルギー化等への対応も行ってまいります。

第七章 点検・評価に関する意見について

早瀬 健介（東京女子体育大学 教授）

教育委員会の業務は、学校機関に関わる内容として児童・生徒がより良い教育を受ける環境整備はもとより、それらに携わる教職員の研修から学校施設の整備、さらには学校給食への対応等まで極めて広範囲といえます。

もちろん、児童・生徒を対象とした教育ばかりでなく広く社会人を対象とした生涯学習教育、そしてその活動の場ともなる公民館活動や図書館活動への支援も行っています。

「人生 100 年時代」といわれるようになり、心身ともに健康で、国民一人一人がより良く生きる「ウェルビーイング」という言葉も社会において認知され、現在の自分の状況ややりたいことに合わせ、「年齢関係なく学び続ける」という姿勢を持つことも大切です。

さらには、当該自治体の文化振興やスポーツ振興に至るまで、教育委員会の活動は多岐にわたります。

国立市では「国立市教育大綱 ―自分もみんなも幸せな社会をめざす教育の実現―(令和 8 年 2 月 20 日改訂)」にもあるように、学びはより良い人生を築く上で助けとなることより、「好き」や「知りたい」から始まる学びを、互いの違いを尊重しながら、個々に最適な学びの環境を整えることを目指しています。

しかし、実際の教育現場では不登校やいじめを始め、社会人・高齢者にいたるまで様々な教育課題が山積していることも事実であり、課題解決に向けた対応が日々成されています。

それらへの対応も含め、教育委員会活動に関する点検・評価を行い報告書として市民に公開して知っていただくことは、組織ガバナンスの点からも大切なことです。

以下は、各項目に関する主な意見です。

[学校教育活動の取り組み]

一人一人がその子らしくいられる環境づくり、いじめ及び不登校に対する対応、さらには一人一人の状況に合わせた学びの充実に関し、継続的に様々な対応をされてきていることについては評価をします。しかしながら、いじめや不登校に関して近年はそれらに対する調査・対応も以前と比べ手厚く・丁寧になってきている故なのか増加傾向にあるようです。更なる人権教育の推進、及びその子らしく学べる環境の整備を期待いたします。

昨年度報告書においても少し触れましたが、地域に開かれた学校から、一步踏み出し子どもたちを地域で育てる意識を高めた、コミュニティ・スクールの全市展開が整いつつあることであり、学校はもとより地域において子どもを育てていく活動を継続して貫きたいと考えます。

1 人 1 台の端末が当たり前となり、ICT を有効活用した教育が当たり前となってきた今だからこそ、使用に当たってのルールづくりは必要です。生成 AI の利用も一般的となってきたが故に、それら利用に関する情報教育の充実もよろしくお願いします。教職員の働き方改革については、国立に限ったことではありませんが、より適正な内容となることが求められ

ます。それとともに服務事故についてはゼロを目指していただきたいと思います。

学校施設環境については、その老朽化はもとより耐震化も含め対応すべき内容は多岐にわたります。令和 7 年度は年度当初考えていた計画的整備が上手くいかなかったところもあるようですが、それら遅れを速やかに解消できることを期待します。

第二小学校改築工事については、子どもの喜ぶ顔のためにも遅延なく進めていただきたいと思います。

[学校給食の取り組み]

安心・安全でバランスのとれた給食をおいしく・楽しく食することは児童・生徒においても大切なことであり、給食の充実に向け様々な取組が成されていることは評価します。今後も「くにたち食育推進・給食ステーション」を中核に豊かな食育事業展開を期待したいと思います。

予てよりの懸案であった、給食費収納率向上については、児童・生徒分は公費負担となり当該年度分についての滞納はほぼないと考えられますが、国立市においては新たな業務負担となると思います。加えて過年度滞納分の納付については、その徴収はますます厳しいものになっていくと想定します。ご努力いただければと思います。

[生涯学習活動の取り組み]

生涯にわたり主体的に学び豊かな生活を送る生涯学習社会に向け、「国立市の生涯学習・社会教育分野における ICT 活用による学習機会充実の可能性について(答申)」が社会教育委員の会から提出されたことと思います。具体的にどのような内容で、その答申を受けてどのような取組が行われたのかもしくは行われる予定なのか、少し記述があれば良かったと考えます。

社会体育事業に関し様々な企画が行われているのは評価します。その一方で社会体育推進における活動の場の一つである学校開放に関し、新たに二中体育館を開放したわけですが、利用者数が前年度と比べ減だったのは残念です。そして少し気になるのが、自主運営に移行した地域スポーツクラブの「くにたちエール」です。何とか活動が継続できるよう後方支援をお願いしたいところです。

[公民館活動の取り組み]

文教都市国立の一面を支えてきた公民館も、開館 70 周年となり様々な記念事業も執り行われたようであり評価したいと思います。

加えて、文部科学省の第 78 回優良公民館表彰において、10,000 を優に超える全国の公民館・生涯学習センターの中から「最優秀館」に選出されたとのことであり、まさに長年にわたる地道な取り組みが評価された結果といえます。おめでとうございます。

これを通過点に、更なる社会教育の充実に向けその拠点施設としての機能整備に取り組んでいただければと考えます。

[図書館活動の取り組み]

新聞の発行部数の減少や雑誌の休刊、さらには紙媒体での書籍ではなく電子書籍も徐々に普及、図書館にとっては厳しい時代となりつつあるのかもしれませんが。

しかし、静かな環境で本を手に取り落ち着いて活字を追うことのできる図書館は、無くしてはいけない大切な学びといえます。そのためにも、小さな子どもには本(絵本)の面白さを、そしてより多くの人に思わず活字に没頭してしまう本の魅力を、様々な企画を通して伝えて欲しいと考えます。

教育委員会活動は、教育に関わる多くの人を対象としていることより、常に新たな課題が表出します。そしてそれら課題について教育対象の多様性や、教育内容の持続可能性も踏まえ、それぞれ適切な対応が求められます。現状を把握し次のステップを明確に定め、確実な歩みを進めていくことが重要といえます。

国立市が現在の課題に対しどのような対応をしているのか、この点検・評価報告書からその一端だけでも読み取り、教育委員会活動への理解に繋がることを期待します。

そして、今後も児童・生徒はもちろんのこと地域住民にとって、よりよい教育環境整備に向けた教育行政の充実を期待したいと思います。

松田 恵示（神戸親和大学 学長・東京学芸大学 参与・立教大学 特任教授）

本報告を読ませていただき、令和7年度の教育委員会活動は、「誰一人取り残さない教育」と「地域全体で学びを支える社会教育」の実現に向けて、着実かつ継続的な歩みが積み重ねられていることがよく伝わってきました。

特に印象的だったのは、目を引く大規模な事業や制度改革だけではなく、子どもや市民の日常に寄り添う小さな工夫や改善が数多く見られることです。教育は、一つの施策によって大きく変わるものではなく、日々の丁寧な取り組みの積み重ねによって少しずつ豊かになっていくものです。その意味で、本市の教育行政には、短期的な成果だけを追うのではなく、地域に根差した学びの土壌を育てようとする姿勢が感じられます。

なかでも関心を強く持ったものは、「一人一人がその子らしくいられる教育」という考え方が、理念にとどまらず具体的な施策として形になっていることです。近年、全国的にも不登校や発達特性、多様な家庭環境などを背景とした教育課題への対応が求められています。そのような中で、本市では校内別室指導の環境整備やスマイリーサポートの充実、特別支援教育に関する研修、幼保小連携の推進などが体系的に進められています。そして特に注目したいのは、不登校支援を「学校へ戻すこと」のみを目標とするのではなく、「学びを保障すること」として捉えている点です。校内別室、フリースクールとの連携、居場所づくりとの接続、さらにはチャレンジクラスの検討など、多様な学び方を認めようとする姿勢には、包摂的な教育観が表れています。

そこには、「みんな同じでなくてよい」というメッセージだけでなく、「一人一人に合った学び方を一緒に探していこう」という温かいまなざしが感じられます。そして、そのような柔軟さは、教育におけるある種の“遊びの精神”とも言えるのではないのでしょうか。決められた形に子どもを合わせるのではなく、子どもに合わせて環境を工夫していく。その発想は、これからの教育にとって大切な価値だと思います。また、ICT活用についても、単なる端末整備ではなく、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の両立を目指している点が評価できます。技術そのものを目的とするのではなく、子どもたちの学びを豊かにするための手段として位置付けていることがうかがえます。

給食費の公会計化に向けた取り組みについても、教育行政の透明性や持続可能性を高める重要な成果として大きな取り組みだと思いました。こうした基盤整備は目立ちにくいものですが、安心して教育を受けられる環境を支える「縁の下の力持ち」と言えるでしょう。さらに、公民館が文部科学省の第78回優良公民館表彰で「最優秀館」に選ばれたことは、本市全体にとって大きな誇りです。全国約1万3千館の中で最高評価を受けたことは、地域の学びを大切にしてきた長年の積み重ねが評価された結果と言えます。

公民館は単なる施設ではありません。人と人が出会い、学び合い、新しい活動が生まれる場です。学校教育だけではなく、市民一人一人の人生そのものを豊かにする学びが息づいていることは、国立市の大きな魅力だと感じます。今後の可能性として期待したいのは、こうした多様な取り組みがさらに結びつき、「まち全体が学びの場」となっていくことです。例えば、食育推進・給食ステーション、公民館、図書館、文化財、コミ

コミュニティ・スクールは、それぞれがすでに優れた取り組みですが、相互に連携することでさらに大きな価値を生み出す可能性があります。

食育を通じて地域の高齢者と子どもが交流したり、文化財や地域資料を活用した学習を学校と図書館が連携して実施したりすることは、「地域で学び、地域を学ぶ」教育につながります。また、旧本田家住宅などの文化財も、保存だけでなく体験や探究の場として活用されることで、子どもたちが地域の歴史を自分ごととして学ぶ機会になり得ます。歴史や文化を“見るもの”から“使って学ぶもの”へと発展させていく余地があるように思います。

市内全校がコミュニティ・スクールとなったことも、大きな可能性を秘めています。学校が地域に開かれるだけでなく、地域そのものが子どもたちの先生や応援団になっていくことで、より豊かな教育環境が生まれていくことと思いました。

一方で、今後さらなる発展を目指す上では、「成果の見える化」が大きなテーマになるように思います。

現在の取り組みは質が高く、先進性もありますが、その価値が必ずしも数字だけでは表れにくい分野も少なくありません。包摂的教育や不登校支援、公民館活動、コミュニティ・スクールなどは、人と人との関係性や安心感の醸成に関わるため、成果が現れるまでに時間を要します。だからこそ、利用者数や参加人数だけでなく、子どもたちの自己肯定感、地域とのつながりの実感、市民の学習意欲、学校への安心感といった指標も含めて捉えていくことができれば、本市の実践の価値がより多くの市民に伝わるのではないのでしょうか。

総じて、国立市の教育委員会活動には、「効率」や「成果」だけでは測れない豊かさがあります。それは、一人一人の違いを受け止める包摂性であり、市民同士が学び合う関係性であり、そして新しいことを試してみようとする柔軟さです。

17項目がすでに「一定の成果が上がっている」水準に達していることは、教育行政が安定した成熟段階にあることを示しています。しかし本市の魅力は、成熟しているにもかかわらず、なお挑戦を続けているところにあるように思います。子どもたちが安心して学び、市民が生涯にわたって学び続けられる。そして時には寄り道や試行錯誤も許される。そんな「学びの余白」がまちの中に息づいていることこそ、国立市の教育の大きな特徴であり、これから全国に発信していける価値なのではないかと感じました。

現代の教育行政には、急速な社会の変化や価値観の多様化、人口減少やデジタル化の進展など、これまで以上に複雑で多様な課題への対応が求められています。こうした状況の中で、教育委員会には、学校教育のみならず、生涯学習、文化、スポーツ、地域づくりを含めた幅広い教育施策を総合的かつ持続的に推進していくことが期待されています。

国立市では、令和8年2月に新たな教育大綱が策定され、「自分も、みんなも、いっしょに幸せになろう」という理念のもと、「好き」や「知りたい」を育み、「ちがいを掛け合わせながら共に学び合い、学校・家庭・地域が連携して全ての子どもの学びと育ちを支える教育の方向性が明確に示されました。この理念は、これからの教育行政に求められる包摂性や協働性を象徴するものであり、今後の各施策に着実に反映されることを期待します。

1 学校教育活動の取り組み

学校教育においては、「一人一人がその子らしくいられる教育」を中心理念として、校内別室指導やスマイリーサポートの充実、幼保小連携の推進、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進など、多様な子どもを包摂する教育環境の整備が着実に進められています。近年、全国的に不登校や特別な教育的ニーズを有する子どもの増加が課題となる中、国立市が学校・学級そのものの包摂力を高めようとしている姿勢は高く評価できます。また、第二小学校改築事業が着実に進み、インクルーシブ教育を支える教育環境の整備が継続されていることも、市の教育理念を具体化する重要な取り組みと言えます。このことは、次期学習指導要領の改訂の方向性として示されている「主体的・対話的で深い学びの実装」「多様性の包摂」「実現可能性の確保」は、今後の学校教育を考える上で重要な視点とも一致しており、こうした方向性を先取りするものと評価できます。

今後は、多様な子ども一人一人の学びを保障することに加え、それぞれの学びを対話や協働によってつなぎ、教科等の見方・考え方を働かせた深い学びへと発展させていくことが求められます。同時に、こうした取組が教職員の過重な負担に依存することのないよう、教育課程の工夫、人的支援の充実、校務の効率化などを一体的に進め、学校現場において持続可能な形で実現していくことを期待します。教育委員会には、人的支援体制のさらなる充実とともに、学校組織全体が協働して子どもを支える仕組みづくりを一層推進していただきたいと思います。

2 学校給食の取り組み

学校給食については、令和8年度からの公会計化に向けた準備が着実に進められたことは、制度面における大きな成果であると評価できます。給食費会計の透明性が高まり、安定的な食材調達が可能となることは、安全・安心な学校給食を持続的に提供していくための重要な基盤となるでしょう。また、「くにたち食育推進・給食ステーション」を核として、学校、地域、関係機関が連携した食育の推進も着実に進展しています。市内農業者やJA等との連携による地場産野菜の積極的な活用は、子どもたちが地域の自然や農業、食文化への理解を深める貴重な学習機会となるだけでなく、地域への愛着や持続可能な社会づくりを考える契機にもなりま

す。さらに、地域の生産者と学校を結ぶ取組は、学校給食を「食を通した教育」の場として充実させるとともに、地域農業の振興にも寄与する好循環を生み出しています。今後は、食育を学校教育の枠にとどめることなく、市民全体の健康づくりや地域づくり、さらには地産地消の推進を通じた持続可能な地域社会の形成へと発展させていくことを期待します。

3 生涯学習活動の取り組み

生涯学習については、市民一人一人が生涯にわたって主体的に学び続けられる環境づくりが着実に進められています。生涯学習振興・推進計画に基づき、芸術小ホールや郷土文化館をはじめとする社会教育施設が適切に管理運営され、多様な講座や文化・芸術事業を通して、市民に幅広い学習機会が提供されています。また、旧本田家住宅の保存・活用計画の策定や復原整備など、地域の歴史・文化資源を未来へ継承するとともに、それらを学びの資源として積極的に活用しようとする姿勢も高く評価できます。

さらに、社会体育の分野では、各種スポーツ事業の実施や学校体育施設の効率的な開放を通して、市民の健康づくりや生涯スポーツの推進、活動場所の確保に大きく貢献しています。健康寿命の延伸や地域コミュニティの活性化が求められる今日、スポーツや文化活動は単なる余暇活動ではなく、人と人とのつながりを育み、地域への愛着やウェルビーイングを高める重要な役割を担っています。

人口減少や少子高齢化が進展する中で、地域の魅力を維持・向上させるためには、文化財や芸術、スポーツ、地域の歴史といった多様な地域資源を有機的に結び付け、市民一人一人が学びの成果を地域社会に還元できる仕組みづくりがますます重要になります。今後も、生涯学習施策を教育・文化・スポーツ・地域振興の視点から総合的に展開し、世代を超えた学びと交流を支える基盤として一層発展されることを期待します。

4 公民館活動の取り組み

国立市公民館が文部科学省の令和7年度優良公民館表彰において「最優秀館」に選ばれたことは、全国約1万3千館の公民館・生涯学習センターの中でも特に優れた実践として高く評価されたものであり、国立市の社会教育活動の質の高さを示す大きな成果といえます。その背景には、市民主体の学習活動を大切にしながら、現代的な地域課題に応える多様な学習機会を継続的に創出してきた長年の取組の積み重ねがあります。

また、公民館運営審議会では、公民館運営の民主性や市民参画の充実について継続的に審議を行うとともに、開館70周年記念事業を通して、市民とともに公民館の歩みや今後の在り方を考える機会が設けられました。さらに、主催学習事業や会場提供事業では、多様な世代や地域課題を視野に入れた意欲的な事業展開が高く評価され、今回の最優秀館受賞へと結び付いています。

広報活動においても、市民参画による紙面づくりやWEBを活用した情報発信など、公民館の活動をより身近に伝える工夫が積み重ねられ、全国コンクールにおいて銀賞を受賞したことは、公民館活動の発信力の高さを示す成果といえるでしょう。また、図書室では、多様な読書講座の開催や地域資料の収集・保存を通して、市民の自主的・継続的な学びを支える役割を果

たしています。さらに、施設面では、トイレの洋式化や全館 LED 化など老朽化した設備の大規模改修が進められ、安全性や快適性、環境負荷の軽減にも配慮した学習環境の整備が図られています。

今日の公民館には、学習機会を提供するだけでなく、多様な世代や立場の人々が出会い、対話し、地域課題の解決に向けて協働する「地域共創の拠点」としての役割が期待されています。国立市公民館がこれまで培ってきた市民との協働の理念と実践を基盤に、今後も地域コミュニティの活性化や生涯学習の推進を牽引する存在として、さらなる発展を遂げられることを期待します。

5 図書館活動の取り組み

市民の「知る権利」と生涯学習を支える知的基盤として、時代や利用者のニーズに応じた図書館運営が着実に進められています。図書館協議会では、図書館が抱える課題や運営改善について活発な意見交換が行われ、市民の視点を踏まえたより良い図書館運営に向けた協議が継続的に進められました。また、図書館運営においては、東京都の補助金を活用し、子どもたちの意見を取り入れながら児童・ヤングアダルト（YA）コーナーのリニューアルが実施され、子どもや若者がより親しみやすく、主体的に読書や学習に取り組める環境が整備されたことは高く評価できます。利用者の声を反映した図書館づくりは、図書館を身近で魅力ある学びの場として発展させる上で重要な取組といえるでしょう。

施設管理の面においても、定期的な点検と迅速な修繕により、安全で快適な読書環境が維持されており、市民が安心して利用できる学習環境の整備が図られています。また、電子図書館サービスの充実などデジタル化への対応も進められ、多様な利用者の生活スタイルや学習ニーズに応じたサービス提供が着実に進展しています。

生成 AI をはじめとするデジタル技術が急速に発展する今日、図書館には資料を提供する場としての役割に加え、多様な情報の中から必要な情報を主体的に選択・活用し、情報の真偽を見極める情報活用能力や情報リテラシーを育む学習拠点としての役割がますます期待されています。学校や地域、社会教育施設との連携をさらに深めながら、子どもから高齢者まで全ての市民の知的活動と学び続ける力を支える地域の知の拠点として、一層充実・発展していくことを期待します。

結びに、教育大綱にも示されているように、「自分も、みんなも、いっしょに幸せになろう」という理念は、子どもだけでなく、教育に携わる教職員や教育委員会職員、社会教育施設職員など、教育を支える全ての人々にも向けられるべきものです。教育施策を着実に推進するためには、それを担う職員一人一人が専門性を発揮し、やりがいを感じながら安心して働くことのできる環境づくりが欠かせません。国立市教育委員会がこれからも学校・家庭・地域をつなぐ調整役として、包摂的で持続可能な教育行政を推進し、市民一人一人の学びと成長を支える教育をさらに発展させていくことを期待しています。

【各取り組みの評価一覧】
 ※各評価については「(取り組みの水準)・評価指標」を記載しています。

事業目的別取り組み	年度別評価指標等	R7(2025) 評価指標	ページ	R6(2024) 評価指標	R5(2023) 評価指標	R4(2022) 評価指標
第一章 教育委員会活動						
I 教育委員会の活動状況			5			
第二章 学校教育活動の取り組み						
I 学校教育内容の質的向上に向けた取り組み	(1)・B	16	(1)・C	(1)・C	(1)・B	
II 学校教育環境の充実に向けた取り組み	(1)・B	26	(1)・B	(1)・B	(1)・B	
III 開かれた学校づくりの取り組み	(1)・B	29	(1)・B	(1)・B	(1)・B	
IV 教育課題への取り組み	(1)・B	32	(1)・B	(1)・B	(1)・C	
V 学校施設環境整備の取り組み	(2)・B	34	(2)・B	(2)・B	(2)・B	
VI 教育施設建替えなどの取り組み	(2)・B	36	(2)・A	(2)・B	(2)・B	
第三章 学校給食の取り組み						
I 国立市学校給食運営審議会の運営	(1)・B	41	(1)・B	(1)・B	(1)・B	
II 安全な学校給食の提供への取り組み	(1)・B	42	(2)・A	(2)・A	(2)・B	
III 給食費収納率向上の取り組み	(1)・A	47	(1)・B	(1)・B	(1)・B	
第四章 生涯学習活動の取り組み						
I 社会教育推進の取り組み	(1)・B	49	(1)・B	(1)・B	(2)・B	
II 文化財保存の取り組み	(1)・B	52	(1)・B	(1)・B	(1)・B	
III くにはたちの集いの取り組み	(1)・B	53	(1)・B	(1)・B	(1)・B	
IV 社会体育推進の取り組み	(1)・B	55	(1)・B	(1)・B	(1)・B	
第五章 公民館活動の取り組み						
I 公民館運営審議会の運営	(1)・B	58	(1)・B	(1)・B	(1)・B	
II 主催学習事業・会場提供事業の取り組み	(1)・A	59	(1)・A	(1)・A	(1)・B	
III 広報（公民館だより）発行事業の取り組み	(1)・A	64	(1)・A	(1)・B	(1)・B	
IV 図書室管理運営事業の取り組み	(1)・B	65	(1)・B	(1)・B	(1)・B	
V 施設維持管理運営事業の取り組み	(2)・A	67	(2)・A	(2)・A	(2)・B	
第六章 図書館活動の取り組み						
I 図書館協議会の運営	(1)・B	69	(1)・B	(1)・B	(1)・B	
II 図書館運営の取り組み	(1)・A	70	(1)・A	(1)・A	(1)・B	
III 図書館施設管理の取り組み	(2)・B	75	(2)・B	(2)・B	(2)・B	

R7評価一覧

評価指標 取り組みの水準	A	B	C	D	計
(1)	4	13	0	0	17
(2)	1	3	0	0	4
計	5	16	0	0	21

(参考) 取り組みの水準、評価指標一覧

評価指標 年度開始 時点の水準	A	B	C	D
(1) ・水準に達しているまたは一定の成果が上がっている場合で	・引き続き水準を大きく上回る成果をあげた ・更に成果の向上があった	・引き続き水準を上回り、一定の成果があった	・水準は維持したものの成果が乏しい ・一部新たな課題の発生や取り組みが若干後退した	・水準を下回った ・大きな課題の発生、取り組みの後退があった
(2) ・水準に達していないまたは成果が十分でない場合で	・取り組みが大きく進展した ・めざましい課題の解決・現状の改善があった ・成果が著しく向上した	・取り組みが進展した ・課題の解決・現状の改善があった ・成果が向上した	・進捗状況、課題解決、成果が現状維持にとどまった	・取り組みが後退した ・課題の困難性増加、新たな課題が発生した ・成果が低下した

令和7年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書

令和8年7月27日発行

編集発行 国立市教育委員会
〒186-8501 国立市富士見台二丁目47番地の1
電話 042-576-2111

組織改正の検討状況について

1. 経過

- 令和 8 年 5 月 組織改正方針の決定、部長ヒアリング・課長向け書面調査・庁内アンケートの実施
7 月 組織改正検討委員会の実施（第 1 回及び第 2 回）
8 月 第 3 回組織改正検討委員会の実施
9 月 令和 8 年国立市議会第 3 回定例会各委員会に、組織改正の検討状況を報告

2. 組織改正の目的

令和 8 年 3 月に第 5 期基本構想第 3 次基本計画が策定され、今後 4 年間で実現すべき目標、市政運営で重視すべき視点、重点項目等が明らかとなった。ついては、これらを効果的・効率的に推進するために適した組織とするよう組織改正を行うもの。

3. 組織改正の視点

- （1）第 5 期基本構想第 3 次基本計画に定める事項や社会情勢の変化に対応できる組織とすること。
- （2）細分化しすぎず、簡素で効率的な組織とすること。
- （3）あらゆる職員が働きやすい組織とすること。
- （4）市民に分かりやすい（市民が利用しやすい）組織とすること。
- （5）様々な課題に対して組織横断的に対応できる組織とすること。
- （6）「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」と整合の取れた組織とすること。

4. 主な検討項目及び検討状況

(1) 公共施設再編に向けた担当組織の検討

公共施設再編を含めた公共施設マネジメントを推進していくため、政策経営部政策経営課資産活用担当を増員し、(仮称)公共施設マネジメント課を組織することについて検討している。

(2) 自治体 DX の推進

更なる自治体 DX の推進に向けて、その推進体制について検討している。

(3) 建築営繕課の移管

公共施設の整備においては、周辺道路や景観等を含めた検討が必要であるとの議論もあることから、行政管理部建築営繕課の組織上の位置付けを検討している。

(4) 新たな人事制度に基づく職員課の再編

職員の働き方改革の推進、会計年度任用職員の月給制・異動の導入等に対応するため、現状2系の体制となっている行政管理部職員課を、3系体制とすることについて検討している。

(5) 防災安全課の移管

防災の強化に向けては、地域との連携が重要であることから、行政管理部防災安全課の組織上の位置付けを検討している。

(6) 新たな部の設置

市民にとって分かりやすい組織とするため、市民手続を主として行う部署をまとめた部を組織することについて検討している。

(7) 市民サービス向上の推進

駅前市民プラザにおけるマイナンバー関連手続の実施に向けて、他自治体の取組なども参考に、必要な対応策を検討している。

(8) 産業、観光分野の強化

産業・観光強化に向けて、まちの振興課に(仮称)商工振興担当課長を配置することについて検討している。

(9) 国立駅南口駅前広場整備が完了に近づくことによる国立駅周辺整備課の再編

令和9年度以降において、国立駅南口駅前広場の具体的な整備工事を行うことから、都市整備部国立駅周辺整備課を解消するとともに、国立駅南口駅前広場の活用に関する所管部署については、旧国立駅舎との一体的な活用を踏まえた組織の在り方について検討している。

(10) 南武線連続立体交差事業に伴う周辺地域整備の推進

南武線連続立体交差事業に伴い、進捗管理が求められる用地取得に対応していく必要があることから、南部地域まちづくり課用地担当を増員し、(仮称)用地係を組織することを検討している。

(11) 農業振興の強化

農業振興の強化に向けて、都市整備部南部地域まちづくり課農業振興係を独立した組織とし、(仮称)農業振興課を組織するとともに、水路関係事務を一括して管理するための組織の在り方について検討している。

(12) 健康・つながりのまちづくりの推進

健康まちづくり戦略室において、引き続き具体的な健康づくり事業を推進するとともに、生活福祉や地域包括ケアの更なる推進に向けて、健康福祉部福祉総務課庶務係及び相談保護係、健康福祉部高齢者支援課地域包括支援センターを独立した組織とし、健康福祉部に(仮称)生活福祉課、(仮称)地域包括ケア推進課を組織することについて検討している。

※部・課・係の名称変更や事務の移管等、上記項目にない事項についても、必要に応じて対応を行う。

5. 今後のスケジュール (予定)

令和8年10月	組織改正案を庁議決定
12月	市議会へ組織条例改正案及び補正予算案の提案
令和9年4月	組織改正実施

以 上

令和 9 年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までにおける都市計画税率について

1. 概要

都市計画税とは、都市計画事業又は土地区画整理事業が実施されることによって、土地や家屋の利用価値が向上し、その所有者の利益が増大することが認められるという受益関係に着目して課され、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てられる目的税である（地方税法第 702 条）。

都市計画税を課すか否か、また制限税率 0.3% の範囲でどの程度とするかは、各市町村の自主判断に委ねられている。

2. 市の現状

- ・令和 6 年度（2024 年度）から令和 8 年度（2026 年度）の税率は 0.26% である（国立市市税賦課徴収条例附則第 18 条の 26）。
- ・平成 29 年度（2017 年度）決算において、都市計画事業に都市計画税を充当した結果、初めて 57,127 千円の余剰が生じたため、平成 30 年度（2018 年度）に都市計画事業基金（以下「基金」という。）を創設し、余剰金を積み立てた。
- ・以降、決算において毎年度余剰金が生じている。

3. 今後の対応方針及び検討状況

＜今後の対応方針＞

都市計画税の今後の収入見込み及び充当可能事業等から算出される事業費を整理し、基金の積立額及び取崩額を加味して推計を行い、各年度末の基金残高を把握する。ここで算出した基金残高を基に、後年度の事業費負担と財政収支のバランス等を考慮して検証を行い、適切な税率を具体的に決定していく。

＜検討状況＞

現状では、以下の状況を踏まえて対応を検討している。

① 後年度事業の財源確保としての必要性

現状の税率を維持した場合は、引き続き余剰金が生じる見込みである。ただし、今後、中長期的には総事業費が数十億円規模の都市計画事業（都市計画道路3・4・8号線整備事業、南武線連続立体交差事業及び関連して市が施行する都市計画事業等）が複数想定されている。実施時期未定の事業も含めると膨大な将来負担が見込まれる中、一定の基金残高を確保することで、地方債以外にも基金取崩しによる財源確保策が検討できるようになり、社会経済状況及び財政状況に応じた弾力的な財政運営ができる利点がある。加えて、現時点で想定されていないが早急に進めるべき事業が突発的に生じた際にも、財源が確保されていれば一定程度柔軟に対応することができる。

② 社会経済情勢の動向

適正税率の判断に当たり、設定した税率による納税者への影響等を考慮し、検討を行っていく必要がある。物価高騰を始めとして、社会経済状況の先行きが不透明である現状においては、家計負担への影響も想定される。また一方で、物価高騰に伴い建設コストも上昇していることから、現在試算した事業費についても今後想定を上回る可能性が高い。事業費の増額が懸念される中、円滑に事業を進めていきながらも過度な家計負担が生じない水準を見定めるため、社会経済の動向を的確に把握しながら適正税率を総合的に判断していくことが求められる。

③ 他市との比較

令和7年（2025年）4月時点で、国立市の税率0.26%は、26市平均0.250%及び類団他市平均0.258%をわずかに上回っているものの、隣接4市（立川市、府中市、日野市、国分寺市）のうち2市は0.27%であり、他市と比べ著しい差異は見られない（次ページ参照）。都市計画事業は単一市域内で完結する事業もあれば、近隣市と連動している事業もあり、都市計画税の賦課目的である権利者の利益増大に対する受益関係の原則に着目すれば、他市と相互に影響関係にあることをもって税率の均衡を図ることに一定の合理性がある。

4. 今後のスケジュール

- ・令和8年（2026年）第4回定例会に、国立市市税賦課徴収条例の改正案を提出予定
- ・令和9年（2027年）4月から施行予定

(参考表)

(令和7年4月1日現在)

市町村名	条例本則の税率	特例税率の有無	特例税率	適用期間
国立市	0.30%	有	0.26%	令和6～8年度
八王子市	0.30%	有	0.27%	当面の間
立川市	0.30%	有	0.235%	令和6～8年度
武蔵野市	0.20%	無	-	-
三鷹市	0.30%	有	0.225%	令和7～8年度
青梅市	0.30%	有	0.25%	令和6～8年度
府中市	0.30%	有	0.20%	令和6～8年度
昭島市	0.30%	有	0.25%	令和6～8年度
調布市	0.30%	有	0.24%	令和6～8年度
町田市	0.30%	有	0.27%	令和7～8年度
小金井市	0.30%	有	0.27%	令和6～8年度
小平市	0.30%	有	0.24%	令和6～8年度
日野市	0.30%	有	0.27%	令和7～8年度
東村山市	0.30%	有	0.29%	令和6～8年度
国分寺市	0.30%	有	0.27%	令和6～8年度
福生市	0.30%	有	0.24%	令和6～8年度
狛江市	0.30%	有	0.25%	令和6～8年度
東大和市	0.30%	有	0.26%	令和6～8年度
清瀬市	0.30%	有	0.25%	令和6～8年度
東久留米市	0.30%	有	0.24%	令和6～8年度
武蔵村山市	0.30%	有	0.27%	令和6～8年度
多摩市	0.30%	有	0.20%	令和6～8年度
稲城市	0.30%	有	0.27%	令和7年度
羽村市	0.30%	有	0.25%	令和6～8年度
あきる野市	0.30%	有	0.27%	令和6～8年度
西東京市	0.30%	有	0.25%	令和6～8年度
26市平均			0.250%	
類団他市平均 (福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、稲城市、 羽村市、あきる野市)			0.258%	
近接他市平均 (立川市、府中市、日野市、国分寺市)			0.244%	

集計表

0.29%	1市
0.27%	8市
0.26%	2市
0.25%	6市
0.24%	4市
0.235%	1市
0.225%	1市
0.20%	3市